

都市計画事務の手引き

令和 7 年 4 月 1 日

山口県土木建築部都市計画課

目次

第1章 都市計画区域等の指定	1
第1節 都市計画区域の指定等の手続き	1
1 素案の作成	4
2 素案の確定	4
3 中国地方整備局長への事前協議	5
4 事前協議回答	6
5 案の確定	6
6 市町の意見聴取	7
7 市町の回答	9
8 県都市計画審議会	9
9 国土交通大臣への協議申出	11
10 国土交通大臣の同意	16
11 公告	17
第2章 都市計画決定等の手続き	19
第1節 県が定める都市計画	25
1 素案の作成	28
2 公聴会の開催等	35
3 中国地方整備局長への事前協議	37
4 事前協議回答	38
5 公告及び案の縦覧	38
6 市町への意見聴取	40
7 県都市計画審議会	40
8 国土交通大臣への協議申出	41
9 国土交通大臣の同意	43
10 都市計画の決定告示	44
11 市町へ図書の写しの送付	45
12 図書の写しの縦覧・公告	45
第2節 市町が定める都市計画	46
1 素案の作成	51
2 関係機関との事前調整	51
3 土木建築事務所への協議	51
4 県土木建築部長への事前協議	51
5 事前協議結果の通知	53
6 公聴会の開催等	54
7 公告及び案の縦覧	54
8 市町都市計画審議会	54
9 知事への協議	54
10 知事協議の回答	55
11 都市計画の決定告示	55
12 知事へ図書の写しの送付	55
13 図書の写しの縦覧・公告	56
第3節 計画書	58
第1款 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	59
1 都市計画の目標	59
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	59
3 主要な都市計画の決定の方針	60

第2款 区域区分	6 2
1 市街化区域と市街化調整区域との区分	6 2
2 人口フレーム	6 2
【参考】区域区分 必要書類等	6 3
第3款 都市再開発方針等	6 5
1 都市再開発の方針	6 5
2 住宅市街地の開発整備の方針	6 5
3 拠点業務市街地の開発整備の方針	6 5
4 防災街区整備方針	6 5
第4款 地域地区	6 6
1 用途地域	6 6
2 特別用途地区	6 8
3 特定用途制限地域	6 9
4 特例容積率適用地区	7 0
5 高層住居誘導地区	7 1
6 高度地区	7 2
7 高度利用地区	7 3
8 特定街区	7 4
9 都市再生特別地区	7 5
10 居住調整地域	7 5
11 居住環境向上用途誘導地区	7 6
12 特定用途誘導地区	7 6
13 特定防災街区整備地区	7 7
14 防火地域及び準防火地域	7 8
15 景観地区	7 9
16 風致地区	8 0
17 駐車場整備地区	8 0
18 臨港地区	8 1
19 歴史的風土特別保存地区	8 1
20 緑地保全地域	8 2
21 特別緑地保全地区	8 2
22 緑化地域	8 3
23 流通業務地区	8 3
24 生産緑地地区	8 4
25 伝統的建造物群保存地区	8 4
26 航空機騒音障害防止地区	8 5
第5款 促進区域	8 6
1 市街地再開発促進区域	8 6
2 土地区画整理促進区域	8 7
3 住宅街区整備促進区域	8 8
4 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	8 9
第6款 遊休土地転換利用促進地区	9 0
1 遊休土地転換利用促進地区	9 0
第7款 被災市街地復興推進地域	9 1
1 被災市街地復興推進地域	9 1
第8款 都市施設	9 2
1 道路	9 3
2 通路	9 8
3 都市高速鉄道	9 9
4 軌道	1 0 1

5	駐車場	102
6	自動車ターミナル	103
7	空港	104
8	港湾	105
9	公園	106
10	緑地	109
11	広場	110
12	運動場	110
13	墓園	111
14	水道	112
15	下水道	113
16	汚物処理場	116
17	ごみ焼却場	117
18	ごみ処理場	117
19	ごみ運搬用通路	118
20	地域冷暖房施設	119
21	熱供給基幹施設	120
22	河川	121
23	運河	122
24	学校	123
25	図書館	123
26	病院	124
27	市場	124
28	と畜場	125
29	火葬場	125
30	一団地の住宅施設	126
31	一団地の官公庁施設	127
32	流通業務団地	128
33	防水の施設	129
34	防火の施設	130
35	防砂の施設	130
36	防潮の施設	132
第9款	市街地開発事業	133
1	土地区画整理事業	134
2	新住宅市街地開発事業	135
3	工業団地造成事業	137
4	市街地再開発事業	138
5	新都市基盤整備事業	140
6	住宅街区整備事業	142
第10款	市街地開発事業等予定区域	143
1	新住宅市街地開発事業の予定区域	143
2	工業団地造成事業の予定区域	143
3	新都市基盤整備事業の予定区域	144
4	一団地の住宅施設（区域の面積が20ha以上）の予定区域	144
5	一団地の官公庁施設の予定区域	145
6	流通業務団地の予定区域	145
第11款	地区計画	146
1	地区計画	146
第12款	都市計画審議会の議を経なければならない案件	148
1	改良地区	148

第3章 都市計画事業認可	150
1 事業認可手続	150
2 事業認可申請	152
3 事業認可の告示	164
4 事業の執行について周知措置	166
参考資料	168
○山口県都市計画審議会条例	169
○山口県都市計画審議会運営細則	171
○常務委員会で処理する事項	172
○WEB会議システムを利用した山口県都市計画審議会の出席等の取扱いについて	175
○山口県都市計画推進協議会規程	176
○山口県都市計画公聴会規則	180
○建築基準法第51条の取扱い基準	183
○産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条ただし書き適用の場合の敷地の位置の都市計画上の 支障の有無についての判断基準	184
○山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱（抜粋）	186
○広域調整のためのガイドライン	189
○市街化調整区域内地区計画の県の協議方針について（制度の運用方針）	195
○都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針	197
○山口県臨港地区区分区内構築物規制条例	205

第 1 章 都市計画区域等の指定

第 1 節 都市計画区域の指定等手続き

○手続き一覧表

根拠条文	手続き事項	作業を行う機関			様式	適用
		大臣	県	市町		
	1 素案の作成		○			
	2 素案の確定		○			関係部局との調整
	3 中国地方整備局長への事前協議		○		1	
	4 事前協議回答	○			2	
	5 案の確定		○			
法第 5 条 第 3 項	6 市町の意見聴取		○		3～6	
	7 市町の回答			○	7	
法第 5 条 第 3 項	8 県都市計画審議会		○		8～10	
	9 国土交通大臣への協議申出		○		11～13	
法第 5 条 第 3 項	10 国土交通大臣の同意	○			14	
法第 5 条 第 5 項	11 公告		○		15～17	

○都市計画区域の指定の効果

都市計画区域の指定により次の事項について効果が生じる。

都市計画区域の指定により供出の機会に乏しく、効果が生じない。

項目	内容			摘要	
1	都市計画区域は、都市計画を策定すべき場というべきものであるから、都市計画は、都市施設に関する都市計画について例外的に都市計画区域外について定めることができるとされているほかは、すべて当該都市計画区域内の土地について策定される。			法第6条の2，法第7条，第7条の2，第8条，第10条の2，第10条の3，第10条の4，第11条，第12条，第12条の2，第12条の4	
2	都市計画区域内において一定の開発行為をしようとする場合においては、知事等 ^{注1)} の許可を受けなければならない。			法第29条，第34条の2	
	都市計画区域	区域区分の適用がある 都市計画区域（線引き）			区域区分の適用 がない都市計画 区域 （非線引き）
	規制	市街化区域	市街化 調整区域		
	規制規模	1,000㎡以上 ^{注2)}	規模にかかわらず 全て		3,000㎡以上 ^{注2,3)}
注1）知事等：知事、中核市の長、特例市の長及び事務処理市町をいう。					
注2）知事等の条例で300㎡まで引下げることができる。					

	注3) 都市計画区域外においては、規則で定める規模以上の場合に知事等の許可が必要	
項目	内容	摘要
3	都市計画区域において建築物を建築しようとする場合においては、集団規定（建ぺい率、容積率、高さ制限、接道義務など）が適用される。また、延べ面積 200 ㎡以下の平屋の木造建築物についても建築主事等の確認を受けなければならない。	建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 3 章（第 41 条）
4	市街地開発事業は、都市計画事業で施行されるものはもちろん、非都市計画事業として施行される個人施行又は組合施行の土地区画整理事業及び防災街区整備事業並びに個人施行の市街地開発事業等もすべて都市計画区域内において行わなければならない。	法第 12 条、土地区画整理法第 2 条第 1 項、新住宅市街地開発法第 2 条第 1 項、都市再開発法第 2 条の 2 第 1 項、密集市街地整備法第 2 条第 5 号
5	都市公園法上の都市公園は、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は都市計画において定められた公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをいう。	都市公園法第 2 条第 1 項
6	国土利用計画法に基づき規制区域を指定する要件が、都市計画区域内においては、土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇する恐れがあると認められる区域であればよいとされていて、都市計画区域以外の区域のように、これらの事態が生じていて、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難と認められる必要があるという加重要件はない。また、同法に基づき土地売買等の契約を締結しようとするときに知事に届出なければならない土地の規模及び遊休土地である旨の知事が認定できる規模は、都市計画区域内は、5,000㎡（市街化区域内であつては、2,000㎡）以上と、都市計画区域外が、10,000㎡以上であるのに対して、最低規模面積が小さい。	国土利用計画法第 23 条、第 28 条
7	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都市計画区域内に所在する土地で一定のものを有償譲渡しようとするときは、知事等に届けなければならない。また、都市計画区域内に所在する規則で定める規模以上の土地は、知事等に対して買取りを希望する旨申し出ることができる。	公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条、第 5 条（届出事務は、所管している市町）
8	土地鑑定委員会は、都市計画区域内の標準地について、毎年 1 回、単位面積当たりの正常な価格を公示することとなっている。	地価公示法第 2 条
9	市町は、都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認められるときは、一定の基準に該当する樹木の集団を保存樹又は保存樹木として指定することができる。	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 2 条第 1 項
10	住宅地区改良法による住宅地区改良事業を施行しようとする者が改良地区の指定を国土交通大臣に申し出る場合、都市計画区域内の土地については、県都市計画審議会等の議を経なければならない。	住宅地区改良法第 4 条第 3 項
11	知事は、都市計画区域内の土地に係る区画整理のための土地改良事業に関し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の公共施設の廃止変更その他都市計画又は土地区画整理事業に影響を及ぼすおそれのあるときは、当該土地改良計画又はその変更について、県都市計画審議会及び関係の土地改良整理組合等の意見を聞かなければならない。	土地改良法第 125 条の 2

12	都市計画区域内において、路外駐車場（自動車の用に供する部分の面積が 500m ² 以上のもの）でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、その位置、規模、構造、設備その他必要な事項を知事等に届けなければならない。	駐車場法第 12 条（届出事務は、所管している市町）
項目	内容	摘要
13	都市計画区域について定める景観計画は、法第 6 条の 2 第 1 項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（市町である景観行政団体が定める場合にあつては、法第 18 条の 2 第 1 項の市町村の都市計画に関する基本的な方針にも）に適合するものでなければならない。 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、市町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。	景観法第 8 条第 7 項、第 8 項、第 9 条第 2 項
14	歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第 18 条の 2 第 1 項に規定する市町の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 7 項
15	集落地域は、市街化区域を除く都市計画区域内にあり、かつ、農業振興地域内にあることが要件となる。	集落地域整備法第 3 条
16	都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。 一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの 二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの	都市緑地法第 5 条
17	市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。	生産緑地法第 3 条
18	市町は、都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。	文化財保護法第 143 条
19	市町は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。	都市再生特別措置法第 81 条

1 素案の作成

県は、都市計画区域の指定等の素案（【様式〇】にある「記」及び添付図書をいう。）を作成する。

※都市計画区域の範囲

次に掲げる市町の中心市街地を含み、かつ、自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設の配置及び利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とする。

- (1) 市
- (2) 次の町
 - ① 人口 10,000 人以上であり、かつ、商工業その他都市的業務に従事する者の数が、全就業者数の 50%以上のもの
 - ② 発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね 10 年以内に①に該当することになると認められるもの
 - ③ 中心市街地を形成している区域の人口が 3,000 人以上のもの
 - ④ 温泉その他の観光資源があつて、多数の人が集中するため、特に良好な都市環境の形成を図る必要があるもの
 - ⑤ 火災、震災その他の災害により市街地を形成している区域の相当数の建築物が滅失し、その復興を図る必要があるもの
- (3) 新たに住居都市、工業都市として開発し、保全する必要がある区域

2 素案の確定

県は、作成した素案に基づき、関係機関との事前調整を行ったうえで、素案を確定する。素案確定後、県土木建築事務所、関係市町へ素案を送付するものとする。

※素案の作成部数は 4 部（県都市計画課、県土木建築事務所、市町、国土交通省、各 1 部）を基本とする。

3 中国地方整備局長への事前協議

事前協議手続きは、事務処理の円滑化の見地から行政運用として実施する。

(1) 申請書

【様式1】

第 号 年 月 日
国土交通省中国地方整備局長 様
山口県知事 ○○○○
○○都市計画区域の指定（変更、廃止）に係る事前協議について（協議）
このことについて、都市計画法第5条第3項（第6項の規定において準用する同条第3項）の同意を受ける予定であるが、事務処理を円滑に処理するため必要があるので、あらかじめ国土交通省の意見を伺いたい。
なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要があるので、文書にて行われるようお願いする。
1 都市計画区域の名称 ○○都市計画区域
2 都市計画区域に含まれる土地の区域 ○○市の全域
3 指定（変更、廃止）の理由
（注）国土交通省の回答について文書によることを希望しない場合には、「なお」以降の記述は不要。

※1 都市計画区域に含まれる土地の区域の表示は、下記によるものとする。

1 市町の行政区域の全域を含む場合

（例）山口県○○市及び○○郡○○町の行政区域の全域

2 市町の行政区域の一部を含む場合

（例）山口県○○郡○○町大字○○、大字○○（地先公有水面を含む。）及び大字○○字○○、字○○及び字○○

字○○のうち○○、○○及び○○番地

なお、地先公有水面を含めようとするときは、例示のようにその旨を併記すること。

※2 町丁目の一部の場合には、大字○○の一部と記載すること。

※3 「山口県○○市のうち大字○○を除く○○市の全域」という表示は行わないこと。

※4 都市計画区域の変更の場合は、2 都市計画区域に含まれる区域の後に、都市計画区域の変更に係る土地の区域（（1）追加する土地の区域、（2）除外する土地の区域）を追加すること。

4 事前協議回答

(1) 回答書

【様式2】

		第 号
		年 月 日
山口県知事 様		
国土交通省中国地方整備局長		
〇〇都市計画区域の指定（変更、廃止）に係る事前協議について（回答）		
(異存がない場合)		
令和 年 月 日付け第	号	で協議のあった標記については、異存はありません。
(意見がある場合)		
令和 年 月 日付け第	号	で意見を求められた標記については下記のとおりです。
記		
〇〇〇〇。		

5 案の確定

県は、中国地方整備局長への事前協議の回答後に都市計画区域案を確定する。

6 市町の意見聴取

県は、都市計画区域案について、関係市町に対して意見を聞く。

(1) 指定の場合

法第5条第3項の規定に基づく意見聴取である。

【様式3】

	第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様	
	山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画区域の指定について（照会）	
都市計画区域を次のように指定したいので、都市計画法第5条第3項の規定により、貴市（町）の意見を求めます。	
1 都市計画区域の名称 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 3 指定の理由	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

(2) 変更の場合

法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく意見聴取である。

① 一の都市計画区域における区域の拡大又は縮小の場合

【様式4】

	第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様	
	山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画区域の変更について（照会）	
都市計画区域を次のように変更したいので、都市計画法第5条第6項において準用する同条第3項の規定により、貴市（町）の意見を求めます。	
1 都市計画区域の名称 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 3 都市計画区域から除外される土地の区域 4 変更の理由	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

② 二以上の都市計画区域を一の都市計画区域に変更する場合

【様式 5】

第 号
年 月 日

〇〇市（町）長 様

山口県知事 〇〇〇〇

A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域の変更について（照会）

A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域を一の都市計画区域として、次のように変更したいので、都市計画法第5条第6項において準用する同条第3項の規定により、貴市（町）の意見を求めます。

- 1 都市計画区域の名称
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
- 4 変更の理由

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

※2 名称変更のみの場合は、2，3は不要（4は2とする。）

（3）廃止の場合

法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく意見聴取である。

【様式 6】

第 号
年 月 日

〇〇市（町）長 様

山口県知事 〇〇〇〇

〇〇都市計画区域の廃止について（照会）

都市計画区域を廃止したいので、都市計画法第5条第6項において準用する同条第3項の規定により、貴市（町）の意見を求めます。

- 1 都市計画区域の名称
- 2 廃止の理由

7 市町の回答

市町は、県により求められた意見について回答する。

【様式 7】

		第 号 年 月 日
山口県知事 様		
		〇〇市（町）長
〇〇都市計画区域の指定（変更、廃止）について（回答）		
令和 年 月 日付け第 号で意見を求められた標記については下記のとおりです。 （意見がない場合：・・・で求められた標記について意見はありません。）		
記		
（意見を記載）		

8 県都市計画審議会

県は、都市計画の指定等を行うことについて都市計画審議会の意見を聞く。

（1）指定の場合

【様式 8】

		第 号 年 月 日
山口県都市計画審議会 〇〇〇〇 会長 様		
		山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画区域の指定について（照会）		
下記のとおり都市計画区域を指定することについて、都市計画法第5条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。		
記		
1 都市計画区域の名称 〇〇都市計画区域		
2 都市計画区域に含まれる土地の区域 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
3 指定の理由		

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

(2) 変更の場合

【様式 9】

		第 号 年 月 日
山口県都市計画審議会 〇〇〇〇 会長 様		
		山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画区域の変更について（照会）		
下記のとおり都市計画区域を指定することについて、都市計画法第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。		
記		
1	都市計画区域の名称 〇〇都市計画区域	
2	新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
3	都市計画区域から除外される土地の区域 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
4	変更の理由	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

(3) 廃止の場合

【様式 10】

		第 号 年 月 日
山口県都市計画審議会 〇〇〇〇 会長 様		
		山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画区域の廃止について（照会）		
下記のとおり都市計画区域を廃止しようとするので、都市計画法第 5 条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。		
記		
1	都市計画区域の名称 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
2	廃止の理由	

9 国土交通大臣への協議申出

県は、国土交通大臣に対して協議の申出を行う。

(1) 指定の場合

法第5条第3項の規定に基づく国土交通大臣協議申出（規則第2条による協議書）である。

【様式 11】

第 号 年 月 日
国土交通大臣 様
山口県知事 ○○○○
○○都市計画区域の指定について（協議）
都市計画区域を下記のとおり指定したいので、都市計画法第5条第3項の規定に基づき、協議を申出ます。
記
1 都市計画区域の名称 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 3 指定の理由

添付図書

（事前協議時の内容と同一の場合には、添付図書は不要とする。）

（規則第2条第2項各号に掲げる図書のうち必要なものの目録を記載し、それぞれの図書を添付する。）

- 1) 都市公園の位置を示す図面及び都市計画区域に含まれる土地の区域を示す図書
- 2) 自然公園に区域及び農業振興地域、山村振興地域その他国土交通大臣の定める区域を示す図書
- 3) 都市計画区域における人口、土地利用及び交通量の現況及び推移、主要な道路及び鉄道の現況。
当該都市の特質を示す事項並びに周辺の都市との関係を記載した図書
- 4) 都市計画区域に隣接して良好な自然の環境を形成する樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地がある場合に、当該土地の現況を示す図書
- 5) 令第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして都市計画区域の指定の同意を受けようとする場合にあっては、その事実を示す書面
- 6) 法第5条第2項の規定による都市計画区域の指定の同意を受けようとする場合にあっては、その旨を示す書面
- 7) 関係市町及び都市計画審議会の意見の要旨を記載した書面

※1 「都市計画区域に含まれる土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

添付図書

1 規則第2条第2項第1号の図書

1-1 位置図

当該都市計画区域の存する県の全域を含む（原則として縮尺 1/200,000 以上の地形図）に都市計画区域の位置及び概ねの区域を表示した図面とする。

1-2 区域図

縮尺 1/25,000 以上の地形図に都市計画区域の境界を表示する図面とし、当該都市計画区域にその行政区域の一部のみが含まれることとなる場合には、都市計画区域の境界を明示するに必要な範囲において町丁界、字界等も記入すること。

2 規則第2条第2項第2号の図書

当該都市計画区域を中心とする相当の範囲を含む図面（原則として縮尺 1/50,000 以上の地形図）に次の区域を表示する。

- (1) 自然公園の区域
- (2) 農業振興地域
- (3) 山村振興地域
- (4) 歴史的風土保存区域
- (5) 近郊緑地保全区域

3 規則第2条第2項第3号の図書

3-1 人口調査

	市町名	総人口(1)		産業別就業者数(2)				中心市街地の人口(DID)(3)	備考
		行政区域	都市計画区域	第1次	第2次	第3次	2,3次率		
現在		人	人	人	人	人	%	人	
10年後		人	人	人	人	人	%	人	

注) 政令第2条第2号に該当する町村の中心の市街地を核として都市計画区域を指定する場合のみ 10 年後の欄に記載し、他の場合はこの欄を省略するものとする。

3-2 土地利用

3-2-1 土地利用現況図

縮尺 1/25,000 以上の地形図に少なくとも次の分類による土地利用の現況を表示する図面とする。

- (1) 市街地
- (2) 農用地
- (3) 山林原野
- (4) 湖沼

3-2-2 土地利用構想図

縮尺 1/25,000 以上の地形図に概ね 10 年後の市街地の位置（住居地、軽工業地、工業地、商業地の区分をする。）、主要な道路及び公園の位置を表示する図面とする。

3-3 交通量の現状及び推移

3-3-1 主要駅の乗降客数

駅名		年	年	年	年	年	備考
		人	人	人	人	人	

3-3-2 通勤通学状況

市町名	年			年		
	区域内に常住する就業者数(A)	(A)のうち中心都市へ通勤するものの(B)	通勤通学依存率(B/A)	区域内に常住する就業者数(A)	(a)のうち中心都市へ通勤通学するものの(B)	通勤通学依存率(B/A)
	人	人	%	人	人	%

3-4 交通施設現況図

縮尺 1/50,000 以上の地形図に次の主要な交通施設の位置の現状及び計画を示す。

- (1) 鉄道
- (2) 自動車専用道路（含むインターチェンジ）
- (3) 一般国道
- (4) 県道
- (5) その他特記する必要がある交通施設（空港、定期航路施設とする。）

3-5 当該都市計画区域の特質を示す事項及び周辺の都市との関係

（例）山口都市計画区域の特質を示す事項及び周辺都市との関係

本区域は、山口県のほぼ中央に位置し、東北東から西南西に細長く周囲は宇部、防府市等 2 市に接する。

古くから県庁所在地として地方政治及び教育、文化の中心をなし、中心部は温泉が、又背後には国定公園秋吉台をひかえ、観光地としても注目されている。交通は、国道 2 号、9 号及び中国縦貫自動車道が交叉し、JR 山陽本線、山口線、宇部線が走り、県の中心都市としての性格をますます強めている。

4 規則第 2 条第 2 項第 4 号の図書

4-1 自然地及び文化財現況図

当該都市計画区域の周辺を含む地形図（原則として縮尺 1/25,000 以上）に主に当該都市計画区域の外側について、次に掲げるものの位置又は区域を表示する。

なお、図面には、調書との対象番号を付すこと

- (1) 樹林地
- (2) 水辺地
- (3) 史跡名勝天然記念物

4-2 樹林地調書

図対象番号	主たる樹種	公開制限	備考

注 1) 主たる樹種については、数量の多い順に 1～2 種を記入すること。

注 2) 保安林等公開制限のあるものについては、その旨を記入すること。

注 3) 施業林については、その旨を備考欄に記入すること。

4-3 水辺地調書

図対象番号	水利用状況	水辺の状況	備考

注 1) 水利用状況については、「農業用」、「上水用」等の別を記入すること。

注 2) 水辺の状況については、植物を主体とした景観の概況（松林、樹林、水等）を記入すること。

4-4 史跡名勝天然記念物調書

図面対象番号	種類	指定主体	土地利用状況	備考

注1) 種類については、史跡、名勝、天然記念物の別及びその種類（文化財保護法第2条第1項第4号に掲げる種類）名を記入すること。

注2) 文化財の指定のあるものは、指定主体欄に国、県、市町の指定主体の別を記入すること。

注3) 埋蔵文化財等でいまだ指定に至っていないものであって主要なものは記入すること。

5 規則第2条第2項第5号の書面（市を含まない都市計画区域の場合）

(1) 政令第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる要件に該当するものとして都市計画区域の指定を行う場合は、人口調書をもってこれに当てるものとし、別に作成することを要しない。

(2) 政令第2条第4号に掲げる要件に該当するものとして都市計画区域の指定を行う場合は、下記による主要な観光資源の概要及び観光客等調書とする。

① 主要な観光資源の概要（名称、特徴、行事、その他特記すべきこと。）

② 観光客等調書

観光客数						宿泊施設	
年間観光客数			最多日（月・日・曜日） 観光客数			棟数	収容人員 （一日当たり）
日帰り	宿泊	計	日帰り	宿泊	計		
千人	千人	千人	千人	千人	千人		人

(3) 政令第2条第5号に掲げる要件に該当するものとして都市計画区域の指定を行う場合は、下記による罹災状況調書とする。

① 罹災状況調書

災害名	市街地規模			被害規模			罹災率		
	面積	世帯数	建築物 概数	面積	世帯数	滅失建 築物	面積	世帯数	建築物
	約 ha	約 世帯	約 棟	約 Ha	約 世帯	約 棟	%	%	%

注) 被害規模は、建築物の滅失した部分について記載すること。

6 規則第2条第2項第6号の書面

(例) 鹿島地区を対象とする条文

本区域は、首都圏整備法に基づき指定された鹿島都市計画区域であり、首都圏整備計画に基づき新たに工業都市として開発し、及び保全する必要がある区域である。

7 規則第2条第2項第7号の書面

下記の様式により当該都市計画区域の指定についての関係市町及び都市計画審議会の賛否の状況並びに反対がある場合にはその理由の要旨を記載するものとし、賛成の場合でも何等か特別な意見が付されている場合にはその要旨を記載するものとする。

関係市町及び都市計画審議会の意見

	賛否	意見の要旨
市町名		
都市計画審議会		

(2) 変更の場合

法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国土交通大臣協議申出(規則第2条による協議書)である。

【様式 12】

第 号 年 月 日	
国土交通大臣 様	山口県知事 ○○○○
A都市計画区域（A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域） の変更について（協議）	
都市計画区域を（A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域を一の都市計画区域とし）、 次のように変更したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定によ り、協議を申出ます。	
1 都市計画区域の名称 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 3 都市計画区域から除外される土地の区域 4 変更の理由	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

※2 名称変更のみの場合は、2，3は不要（4は2とする。）

※3 添付図書は、都市計画区域の指定等の例によること。

ただし、名称変更のみの場合は、規則第2条第2項第7号による関係市町及び県都市計画審議会の意見の要旨を記載した書面で足りるものとする。

(3) 廃止の場合

法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国土交通大臣協議申出（規則第2条による協議書）である。

【様式 13】

第 号 年 月 日	
国土交通大臣 様	
山口県知事 ○○○○	
○○都市計画区域の廃止について（協議）	
下記のとおり都市計画区域を廃止したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、協議を申出ます。	
記	
1 都市計画区域の名称	○○○、○○○、○○○
2 廃止の理由	
添付図書	規則第2条第2項第7号による関係市町及び都市計画審議会の意見の要旨を記載した書面

10 国土交通大臣の同意

国土交通大臣は、協議の内容が事前協議にかかるものと異なるものでないことを確認した後、同意する。

(1) 同意書

【様式 14】

第 号 年 月 日	
令和 年 月 日付け第 号で協議のあった○○都市計画区域の指定（変更（廃止））については、都市計画法第5条第3項（第6項において準用する同条第3項）の規定により、同意します。	
令和 年 月 日	
国土交通大臣	

11 公告

県は、都市計画区域の指定等を県報に公告することによって行う。

(1) 指定の場合

法第5条第5項の規定に基づく公告（規則第3条による公告）である。

【様式 15】

山口県公告第 号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条 第五項の規定により、都市計画区域を次のように 指定する。
令和 年 月 日	
山口県知事 ○○○○	
一 都市計画区域の名称	
二 都市計画区域に含まれる土地の区域	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

(2) 変更の場合

法第5条第6項において準用する同条第5項の規定に基づく公告（規則第3条による公告）である。

【様式 16】

山口県公告第 号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条 第六項の規定において準用する同条第五項の規定 により、都市計画区域を（A都市計画区域、B都 市計画区域及びC都市計画区域を一の都市計画区 域とし、）次のように変更する。
令和 年 月 日	
山口県知事 ○○○○	
一 都市計画区域の名称	
二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域	
三 都市計画区域から除外される土地の区域	

※1 「土地の区域」の表示は、中国地方整備局長への事前協議の例によること。

※2 名称変更のみの場合は、二、三は不要。

(3) 廃止の場合

法第5条第6項において準用する同法第5項の規定に基づく公告(規則第3条による公告である。)

【様式 17】

山口県公告第 号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条六項の規定において準用する同条第五項の規定により、次の都市計画区域を廃止する。
令和 年 月 日
山口県知事 ○○○○
一 都市計画区域の名称

第2章 都市計画決定等の手続き

○都市計画の種類、決定権者及び都市計画に定める事項

(凡例) 法：都市計画法 令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則

(注1) 知事への協議事項は、位置及び区域等令第13条に掲げる事項に限定

(注2) 国土交通大臣の同意は、名称の変更等軽易な変更については、これを要しない。(法21②、令14)

都市計画の種類	市町決定 (法19)	都道府県決定 (法18)		都市計画に定める事項	参照法令
	知事への 協議	大臣同意 不要	大臣同意 必要		
都市計画区域					
1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ①区域区分の決定の有無及び定めるときはその方針並びにその他土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画（国の利害に重大な関係があるものに限る。）の決定の方針 ②その他		○	○	①都市計画の目標 ②区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針 ③②のほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	法6の2、令12
2 区域区分			○	①市街化区域と市街化調整区域との区分	法7、令12
3 都市再開発方針等 ①都市再開発の方針 ②住宅市街地の開発整備の方針 ③拠点業務市街地の開発整備の方針 ④防災街区整備方針		○		①都市再開発の方針 ②住宅市街地の開発整備の方針 ③拠点業務市街地の開発整備の方針 ④防災街区整備方針	法7の2 都市再開発法2の3①② 大都市法4① 拠点法30 密集法3①
4 地域地区				①種類、②位置、③区域、④面積 (以上各地域地区に共通)	法8～10、令4
(1) 用途地域	○			⑤容積率 ⑥建築物の敷地面積の最低限度 (市街地の環境を確保するため必要な場合に限り)	法8③2
①第一種低層住居専用地域				⑦建蔽率 ⑧外壁の後退距離の限度 (低層住宅に係る良好な住居環境を保護する場合に限り) ⑨建築物の高さの限度	法8③2
②第二種低層住居専用地域				⑦建蔽率 ⑧外壁の後退距離の限度 (低層住宅に係る良好な住居環境を保護する場合に限り) ⑨建築物の高さの限度	法8③2
③第一種中高層住居専用地域				⑦建蔽率	法8③2
④第二種中高層住居専用地域				⑦建蔽率	法8③2
⑤第一種住居地域				⑦建蔽率	法8③2
⑥第二種住居地域				⑦建蔽率	法8③2
⑦準住居地域				⑦建蔽率	法8③2
⑧田園住居地域				⑦建蔽率 ⑧外壁の後退距離の限度 (低層住宅に係る良好な住居環境を保護する場合に限り) ⑨建築物の高さの限度	法8③2
⑨近隣商業地域				⑦建蔽率	法8③2
⑩商業地域				⑦建蔽率	法8③2
⑪準工業地域				⑦建蔽率	法8③2
⑫工業地域				⑦建蔽率	法8③2
⑬工業専用地域				⑦建蔽率	法8③2
(2) 特別用途地区	○				法8③1
(3) 特定用途制限地域	○			⑤制限すべき特定の建築物等の用途の概要	法8③2
(4) 特例容積率適用地区	○			⑤建築物の高さの最高限度 (当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限り)	法8③2

都市計画の種類	市町決定 (法19)	都道府県決定 (法18)		都市計画に定める事項	参照法令
	知事への 協議	大臣同意 不要	大臣同意 必要		
(5) 高層住居誘導地区	○			⑤容積率 ⑥建蔽率の最高限度 (市街地の環境を確保するため必要な場合に限る) ⑦建築物の敷地面積の最低限度 (市街地の環境を確保するため必要な場合に限る)	法8③2
(6) 高度地区	○			⑤建築物の高さの最高限度又は最低限度	法8③2
(7) 高度利用地区	○			⑤建築物の容積率の最高限度及び最低限度 ⑥建築物の建蔽率の最高限度 ⑦建築物の建築面積の最低限度 ⑧建築物の壁面の位置の制限 (敷地内に道路に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る)	法8③2
(8) 特定街区	○			⑤名称 ⑥容積率 ⑦建築物の高さの最高限度 ⑧建築物の壁面の位置の制限	法8③3, 令4 法8③2
(9) 都市再生特別地区			○	⑤建築物等の誘導すべき用途 ⑥建築物の容積率の最高限度及び最低限度 ⑦建築物の建蔽率の最高限度 ⑧建築物の高さの最高限度 ⑨建築物の壁面の位置の制限	法8④ 都市再生特措 法36②
(10) 居住調整地域	○				都市再生特措 法89
(11) 居住環境向上用途誘導地区	○			⑤建築物等の誘導すべき用途 ⑥建築物の容積率の最高限度 ⑦建築物の建蔽率の最高限度 ⑧建築物の高さの最高限度 ⑨建築物の壁面の位置の制限 (当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合)	都市再生特措 法94の2
(12) 特定用途誘導地区	○			⑤建築物等の誘導すべき用途 ⑥建築物の容積率の最高限度 ⑦建築物の容積率及び建築面積の最低限度 (当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために必要な場合) ⑧建築物の高さの最高限度 (当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合)	法8④ 都市再生特措 法109②
(13) 特定防災街区整備地区	○			⑤建築物の敷地面積の最低限度 ⑥壁面の位置の制限 (特定防災機能の確保又は土地の合理的かつ健全な利用を図るため必要な場合) ⑦建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度 (防災街区整備方針に即して防災都市計画施設と一体となって特定防災機能を確保する建築物を整備するため必要な場合)	法8④ 密集市街地整備 法31③
(14) 防火地域・準防火地域	○				
(15) 景観地区	○			⑤名称 ⑥建築物の形態意匠の制限 ⑦建築物の高さの最高限度又は最低限度 ⑧壁面の位置の制限 ⑨建築物の敷地面積の最低限度	法8③3、令4 法8④、景観 法61

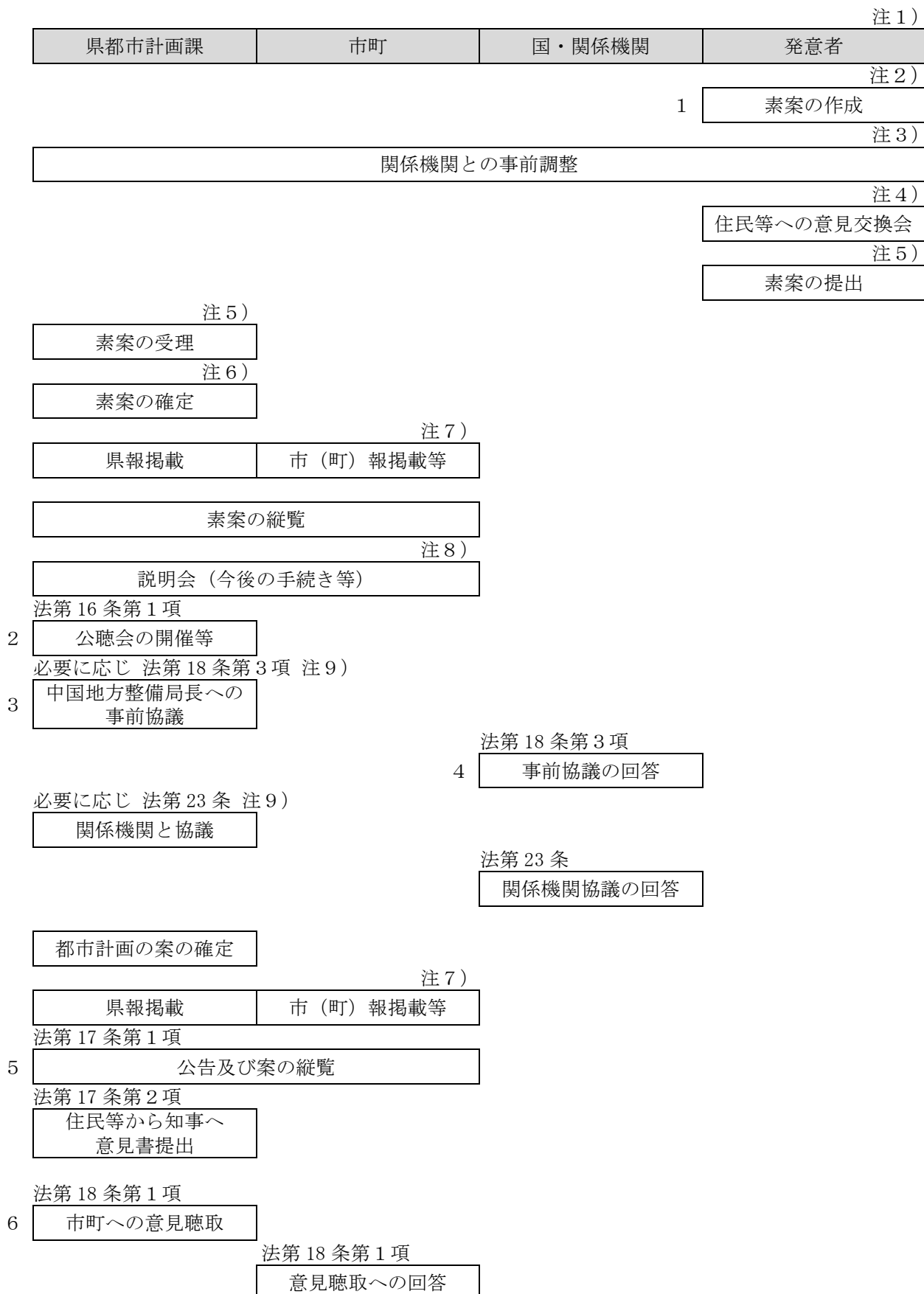
都市計画の種類	市町決定 (法19)	都道府県決定 (法18)		都市計画に定める事項	参照法令
	知事への 協議	大臣同意 不要	大臣同意 必要		
(16) 風致地区 (2以上の市町の区域にわたる10ha以上) (その他)	○	○		⑤名称	法8③3, 令4
(17) 駐車場整備地区	○				法8③1
(18) 臨港地区 (国際拠点港湾) (重要港湾) (その他)	○	○	○	⑤名称	法8③3, 令4
(19) 歴史的風土特別保存地区 第1種歴史的風土保存地区 第2種歴史的風土保存地区			○ ○ ○	⑤名称 ⑤名称 ⑤名称	法8③3, 令4 法8③3, 令4
(20) 緑地保全地域 (2以上の市町の区域にわたるもの) (その他)	○	○		⑤名称	法8③3, 令4
(21) 特別緑地保全地区	○			⑤名称	法8③3, 令4
(22) 緑化地域	○			⑤緑化率の最低限度	法8④, 都市緑地法34
(23) 流通業務地区		○		⑤名称	法8③3, 令4
(24) 生産緑地地区	○				法8③1
(25) 伝統的建造物群保存地区	○			⑤名称	法8③3, 令4
(26) 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区		○ ○			法8③1
5 促進区域				①種類、②名称、③位置、④区域、⑤面積 (以上各促進区域に共通)	法10の2, 令4の2
(1) 市街地再開発促進区域	○			⑥公共施設の配置及び規模 ⑦単位整備区	都市再開発法7②
(2) 土地区画整理促進区域	○			⑥住宅市街地としての開発方針	大都市法5②
(3) 住宅街区整備促進区域	○			⑥住宅街区としての整備の方針	大都市法24②
(4) 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			⑥拠点業務市街地としての開発整備の方針	地方拠点都市地域法19②
6 遊休土地転換利用促進地区	○			①名称、②位置、③区域、④面積	法10の3, 令4の4
7 被災市街地復興推進地域	○			①名称、②位置、③区域、④面積、 ⑤緊急復興方針 ⑥建築行為等の制限等の期間の満了の日	法10の4, 令4の5 被災市街地復興特別措置法5②

都市計画の種類	市町決定 (法19)	都道府県決定 (法18)		都市計画に定める事項	参照法令
	知事への 協議	大臣同意 不要	大臣同意 必要		
(10) と畜場	○			⑤面積	令6①
(11) 火葬場	○			⑤面積	令6①
(12) 一団地の住宅	○			⑤面積、⑥建蔽率の限度、⑦容積率の限度、⑧住宅の低層・中層又は高層別の予定戸数、⑨公共施設・公益的施設及び住宅の配置の方針	令6①
(13) 一団地の官公庁施設			○	⑤面積、⑥建蔽率の限度、⑦容積率の限度、⑧公共施設・公益的施設及び建築物の配置の方針	令6①
(14) 流通業務団地		○		⑤流通業務施設の敷地の位置及び規模、⑥公共施設及び公益的施設の位置及び規模、⑦建蔽率若しくは容積率、⑧建築物の高さ又は壁面の位置の制限	流通法7
(15) 電気通信事業用施設	○				
(16) 防風・防火・防水・防雪及び防砂施設	○				
(17) 防潮施設	○				
9 市街地開発事業				①種類、②名称、③施行区域、④施行区域の面積（以上市街地開発事業に共通）	法12、令7
(1) 土地区画整理事業 面積50ha超 （国の機関又は都道府県が施行） その他	○	○		⑤公共施設の配置、⑥宅地の整備に関する事項	法12③
(2) 新住宅市街地開発事業	○			⑤住区、⑥公共施設の配置及び規模、⑦宅地の利用計画	新住宅市街地開発法4
(3) 工業団地造成事業	○			⑤公共施設の配置及び規模、⑥宅地の利用計画	首都圏近郊地帯等整備法5 近畿圏近郊区域等整備法7
(4) 市街地再開発事業 面積3ha超 （国の機関又は都道府県が施行） その他	○	○		⑤公共施設の配置及び規模、⑥建築物及び建築敷地の整備に関する計画	法12④ 都市再開発法4
(5) 新都市基盤整備事業	○			⑤根幹公共施設の用に供すべき土地の区域 ⑥開発誘導地区の配置及び規模 ⑦開発誘導地区内の土地の利用計画	新都市基盤整備法4
(6) 住宅街区整備事業 面積20ha超 （国の機関又は都道府県が施行） その他	○	○		⑤公共施設の配置及び規模、⑥施設住宅の建設に関する計画	大都市地域住宅地等供給促進法31
(7) 防災街区整備事業 面積3ha超 （国の機関又は都道府県が施行） その他	○	○		⑤防災公共施設その他の公共施設の配置及び規模、⑥防災施設建築物の整備に関する計画	密集市街地整備法120

都市計画の種類	市町決定 (法19)	都道府県決定(法18)		都市計画に定める事項	参照法令
	知事への 協議	大臣同意 不要	大臣同意 必要		
10市街地開発事業等予定区域				①種類、②名称、③区域、④施行予定者、⑤面積 (以上各予定区域に共通)	法12の2、令7の2
(1) 新住宅市街地開発事業予定区域		○			
(2) 工業団地造成事業予定区域		○			
(3) 新都市基盤整備事業予定区域		○			
(4) 面積20ha以上の一団地の住宅 施設 予定区域	○				
(5) 一団地の官公庁施設予定区域			○		
(6) 流通業務団地予定区域		○			
11地区計画等				①種類、②名称、③位置、④区域、⑤面積 (以上各地区計画に共通)	法12の4、令7の3
(1) 地区計画	○			⑥地区施設 ⑦地区整備計画 ⑧当該地区計画の目標 ⑨当該区域の整備、開発及び保全に関する方針 ⑩再開発等促進区 ⑪開発整備促進区	法12の5
(2) 防災街区整備地区計画	○			⑥特定地区防災施設の区域 ⑦特定建築物地区整備計画 ⑧地区施設 ⑨防災街区整備地区整備計画 ⑩当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針	法12の13、密集市街地法32
(3) 歴史的風致維持向上地区計画	○			⑥地区施設 ⑦歴史的風致維持向上地区整備計画 ⑧当該歴史的風致維持向上地区計画の目標 ⑨当該区域の土地利用に関する基本方針 ⑩当該区域の整備及び保全に関する方針	法12の13、歴史的風致法31
(4) 沿道地区計画	○			⑥沿道地区施設 ⑦沿道地区整備計画 ⑧沿道の整備に関する方針 ⑨沿道再開発等促進区 ⑩道路、公園その他の政令で定める施設 (都市計画施設及び沿道地区施設を除く)の配置及び規模 ⑪土地利用に関する基本方針	法12の13 沿道整備法9 沿道整備令5
(5) 集落地区計画	○			⑥集落地区施設 ⑦集落地区整備計画 ⑧当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針	法12の13 集落地域整備法5
準都市計画区域 1 地域地区 (1) 用途地域 (2) 特別用途地区 (3) 特定用途制限地域 (4) 高度地区 (5) 景観地区 (6) 風致地区 (7) 緑地保全地域 (8) 伝統的建造群保存地区		○		都市計画区域と同じ	法8② 都市計画区域と同じ

第1節 県が定める都市計画

○県が定める都市計画の決定手続き（臨港地区を除く）



	県都市計画課	市町	国・関係機関	発意者
	法第 18 条第 1 項			
7	県都市計画審議会			
	必要に応じ 法第 18 条第 3 項			
8	国土交通大臣への 協議申出			
			法第 18 条第 3 項	
			9	国土交通大臣の同意
	法第 20 条第 1 項			
10	都市計画の決定告示			
	法第 20 条第 2 項			
	図書の縦覧			
	法第 20 条第 1 項			
11	市町へ図書の 写しの送付			
		法第 20 条第 2 項		
	12	図書の写しの縦覧・公告		

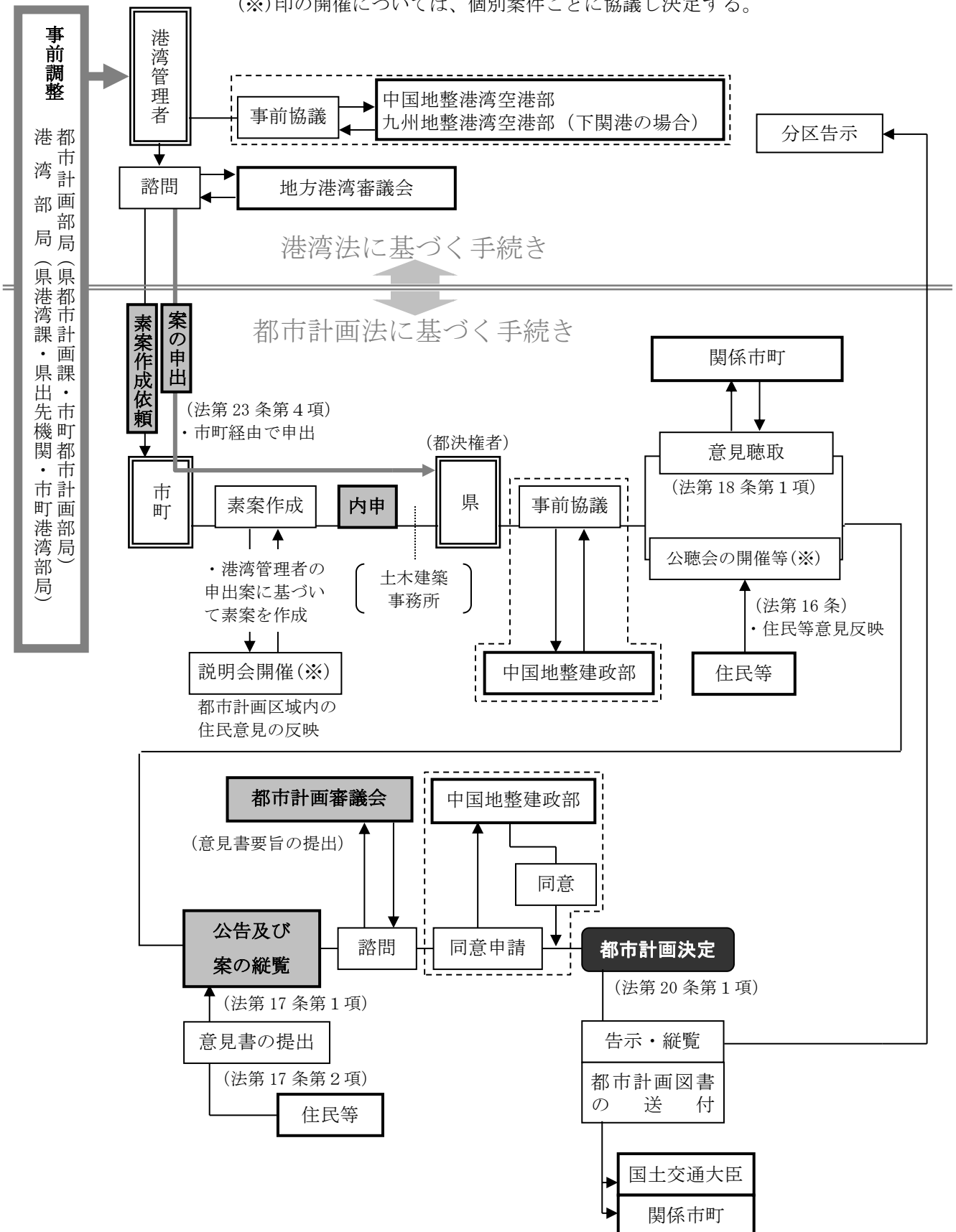
- 注 1) 道路等の都市施設に関する場合は、県土木建築事務所とする。（但し、国事業の場合は、国機関）
都市計画区域、都市計画区域マスタープランに関する場合は、県都市計画課とする。
区域区分、長期未着手道路の見直し、市町決定の都市施設変更に伴う県決定の都市施設に関する場合は、市町とする。
- 注 2) 素案の作成前段階においても、関係機関等と各種調整を行うことが考えられる。
- 注 3) 素案の作成段階において、県都市計画課と事前調整を行うこととし、都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合も、あらかじめ、事前調整を終わらせるものとする。
- 1 他の機関と事前調整として考えられるものは以下のとおり。
 - ・施設管理者との下協議
 - ・交差協議（交差点、鉄道、河川など）
 - ・その他、都市計画の内容の妥当性を担保するための協議 など
 - 2 この県都市計画課及び関係機関との事前調整は、都市計画の事務処理を円滑に進めるために行うものである。
- 注 4) 従来までの都市計画制限が変更となる、道路等の都市施設に関する場合等においては、関係住民への丁寧な説明機会の確保の観点など、以後の都市計画手続きを円滑に進めるため、開催することが望ましい。
- 注 5) 素案を市町が作成した場合においては、県土木建築事務所経由で内申するものとする。
- 1 素案の作成部数は県都市計画課、県土木建築事務所（支所がある場合は支所分も必要）、市町、各 1 部を基本とする。
 - 2 国土交通大臣への協議、法第 23 条協議を要する場合は、協議毎に部数を追加する。
- 注 6) 素案を県都市計画課または国が作成した場合においては、県土木建築事務所、市町へ県素案を送付するものとする。また、素案を県土木建築事務所が作成した場合においては、市町へ県素案を送付するものとする。
- 注 7) 説明会及び公聴会等については市（町）報等により周知することが望ましい。
- 注 8) 発意者の参加を求め、丁寧な説明に努めるものとする。
- 注 9) 協議実施時期については、国・関係機関職員と調整を行うものとする。（両協議ともに、事前の下協議が必要）

○都市計画法に基づく臨港地区の指定（県決定）

注）法とは都市計画法をいう。

〔-----〕は法第 18 条第 3 項により国土交通大臣の同意を受ける場合（国際拠点港湾）の手続きを示す。

（※）印の開催については、個別案件ごとに協議し決定する。



1 素案の作成

決定（変更）する都市計画の内容に応じた発意者が素案を作成するものとする。

※図書には、表紙及び背表紙をつけ、標題を表示すること。

例）令和○年度 ○○都市計画○○の決定（変更）

年度は手続きを開始した年度とする。

【様式 18】

	第 号
	年 月 日
山口県知事 様	
	○○市（町）長
○○都市計画○○の決定（変更）について（内申）	
このことについて、別紙のとおり決定（変更）されるようお願いしたいので、関係図書を添えて内申します。	
（添付書類）	総括図 ※ 1 計画図 ※ 2 計画書 ※ 3 参考図面※ 4

【様式 19】

	第 号
	年 月 日
山口県知事 様	
	○○土木建築事務所長
○○都市計画○○の決定（変更）について（進達）	
このことについて、○○市（町）から別添のとおり提出がありました。 内容を審査したところ適当と認められますので、進達します。	

【様式 20】※区域区分の場合

第 号 年 月 日
山口県知事 様
〇〇土木建築事務所長
〇〇都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について（進達）
このことについて、〇〇市（町）から別添のとおり提出がありましたので進達します。
記
意見なし

【様式 21】

第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様
山口県土木建築部長
都市計画素案について（送付）
このことについて、下記都市計画に係る素案を送付します。
記
1 都市計画の種類及び名称 〇〇〇〇〇〇

【様式 22】

第 号 年 月 日
〇〇土木建築事務所長 様
山口県土木建築部長
都市計画素案について（送付）
このことについて、下記都市計画に係る素案を送付します。
記
1 都市計画の種類及び名称 〇〇〇〇〇〇

※ 1 総括図

総括図は、当該都市の将来のビジョンを全体の都市計画によって明らかにしようとするものであり、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市施設並びに市街化開発事業に関する都市計画の有機的関連が明らかにされるよう作成すること。

なお、図面の縮尺 1/25,000 以上の地形図となっている。

- (1) 市町が定める都市計画については、用途地域に関する都市計画を表示する図面にあつては市街化区域及び市街化調整区域が、道路に関する都市計画を表示する図面にあつては市街化区域及び市街化調整区域並びに用途地域が、その他の都市計画を表示する図面にあつては市街化区域、市街化調整区域、用途地域並びに県が定める同類種類の都市施設が表示されている図面を用いて作成すること。
- (2) 県が定める都市計画については次のとおりとする。
 - ア 市街化区域、市街化調整区域、臨港区域、歴史的風土特別保存地区、緑地保全地区、流通業務地区、風致地区に関するものは一葉の図面に表示する。
 - イ 広域の見地から決定すべきもの又は根幹的なものとして政令第 9 条第 2 項に定められた都市施設、市街地開発事業に関するものは、できる限り一葉の図面に表示する。
 - ウ 都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画を表示する図面は、用途地域が表示されている図面を用いて作成する。
- (3) 総括図に表示すべき事項は次のとおりとし、変更等する範囲を朱書きで囲むこと。
 - ア 市街化区域、市街化調整区域・・・区域、番号、地区名、種別、編入等面積、編入理由、土地利用等
 - イ 地域地区・・・・・・・・・・種類、位置、区域、変更前後の用途地域等
 - ウ 都市施設・・・・・・・・・・位置、区域、施設の構造等
 - エ 市街地開発事業・・・・・・・・位置、種類等

※ 2 計画図

- (1) 計画図は、個々の都市計画の内容を詳細に表示する図面であるが、都市計画事業は都市計画に適合していることを用件として認可されていることもあり、従って明確に作成することが必要である。
- (2) 計画図は、縮尺 1/2,500 以上のものとするが、法第 14 条第 2 項の規定の趣旨に従い、できるだけ縮尺の大きい図面により作成すること。なお、下水道に関する都市計画で排水区域を表示するものについては、必要としない。ただし、処理場、ポンプ場、主要な管渠（1,000ha 以上の排水区域を担う管渠、放流渠）等の施設は 1/500 以上ないし 1/600 以上の平面図とする。
- (3) 計画図に表示すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 市街化区域、市街化調整区域・・・区域、番号、地区名、種別、編入等面積、編入理由、土地利用等
 - イ 地域地区・・・・・・・・・・種類、位置、区域、変更前後の用途地域（建蔽率、容積率等含む）等
 - ウ 都市施設・・・・・・・・・・位置、区域、施設の構造等
 - エ 市街地開発事業・・・・・・・・位置、種類、施行区域等
- (4) 都市施設の計画決定及び変更に関する申請をする場合には、下記に示す図面を添付すること。

ア 道路	標準横断面図（縮尺 1/100 以上） 交差点図（縮尺 1/500 以上） 立体交差するときは、縦断面図、平面計画図 交通広場があるときは、その平面計画図
イ 都市高速鉄道	標準横断面図（縮尺 1/100 以上） 縦断面図
ウ 公園、緑地、広場又は墓園	平面計画図
エ 下水道	処理場、ポンプ場等の平面計画図

(縮尺 1/500 以上)

オ	駐車場、自動車ターミナル、学校その他	平面計画図
カ	河川、運河	標準断面図
キ	市街地開発事業	平面計画図

- (5) 区域を表示する場合は、必ず下記により境界を表示すること。(道路を除く。)なお、区域を示す線は、鉛筆等で明確に表示することとし、色は朱又赤色とすること。

(例)

符号	説明
イ — ロ	〇〇町〇番地と〇番地の境界線
ロ — ハ	水路境 (北側)
ハ — ニ	県道〇〇線北側
ニ — ホ	市有地界
ホ — イ	コンクリート杭見通し (〇〇〇番地内)

※3 計画書

- (1) 計画書は、都市計画の内容を表示するとともに、都市整備の方針及び都市計画の決定理由を明確にすることを目的とする文書である。

計画書の内容は、都市計画の種類ごとに次の都市計画において定めることとされている事項を表又文章で表示することとする。

ア 市街化区域及び市街化調整区域

各区域の整備、開発又は保全の方針

イ 地域地区

種類、位置及び用途地域における容積率の地域地区ごとの規制の内容等並びに決定の理由

ウ 都市施設

種類、名称、位置、区域、構造等及び決定の理由

エ 市街地開発事業

種類、名称、施行区域、面積及び設計の方針等並びに決定の理由

- (2) 都市計画の表示は「決定」、「変更」の2種類であり、例えば、当該都市計画区域について、はじめて道路にかかる都市計画を定めるときは「決定」になり、路線等の位置等を変更するときには「変更」となる。又、既に決定されている都市計画について、同一種類の都市計画の道路を定め(追加)しようとするときも既定の都市計画に新しい路線を加えることはネット(道路網)全体から見れば変更になるので、都市計画の「変更」になる。

この区分の方法は、地域地区はもちろん、都市計画施設にも原則としてネット(道路網)で把握するという考え方が前提となっている。

- (3) 都市計画を変更する場合は、従前との相違がわかるような簡略な説明を添付すること。

※4 参考図書

- (1) 字界図

ア 縮尺は 1/2,500 程度のものとする。

イ 計画図に併記し省略することができる。

ウ 大字界は一点鎖線、小字界は点線とし(町丁目界表示の場合は、一点鎖線)、色は青色、緑色等その他の線とまぎらわしくない色を使用すること。

(2) 新旧対照図

- ア 都市計画を変更する場合に添付する。
- イ 縮尺は計画図と同一とする。
- ウ 当該変更にかかる部分について変更前の境界は黄の実線で、変更後の境界は赤の実線で、変更のない境界は緑色の実線で示す。
- エ 総括図、計画図において黄、赤、緑表示している場合、不要とする。

(3) 地籍図等

- ア 都市計画に定める区域と敷地境界が分かる図面を添付する。
- イ 都市計画に定める区域は、赤で標記すること。

(4) 都市計画の策定の経緯の概要（様式 36）を添付すること。

都市施設（都市計画運用指針参照）

(1) 道路の種類、構造及び名称の取扱い

①種別

道路に関する都市計画において定める種別は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路とされているが、その区別は次によること。

(i) 自動車専用道路

都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車等もっぱら自動車の交通の用に供する道路

(ii) 幹線街路

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路

(iii) 区画街路

地区における宅地の利用に供するための道路

(iv) 特殊街路

- (イ) もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
- (ロ) もっぱら都市モノレール等の交通に用に供する道路

②構造

道路に関する都市計画において定める構造のうち車線の数、嵩上式、掘割式、地下式及び地表式の別並びに幅員については、以下のように取り扱うこと。

(i) 車線の数

「車線」とは、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 2 条第 5 号に規定する車線をいい、「車線の数」とは、同令第 5 条の規定に基づき定められる車線のことをいう。また、車線数を定めるに当たって、一の路線において車線数の異なる区間がある場合には、当該路線の延長のうち、最も割合の大きい区間を占める車線数を採用すること。

なお、同令第 3 条第 2 項に規定する第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路、歩行者専用道、都市モノレール専用道、路面電车道その他車線がない道路については、車線数を定めないのである。

(ii)

(イ) 嵩上式の区間とは道路面が地表面よりおおむね 5 m 以上高い区間が 350m 以上連続している区間をいう。

(ロ) 掘割式の区間とは道路面が地表面よりもおおむね 5 m 以上低い区間が 350m 以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。

(ハ) 地下式の区間とは道路が 350m 以上連続して地下にある区間をいう。

(ニ) 地表式の区間とは嵩上式、掘割式、及び地下式の区間以外の区間をいう。

(iii) 幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいう。

(つまり、道路敷幅とは、必ずしも一致するとは限らない。)

③名称

道路に関する都市計画において定める名称は番号及び路線名とし、番号の付し方は以下によること。

(i) 番号の付し方

○ ・ ○ ・ ○○
区分 規模 一連番号

(ii) 区分

区分として付する番号は、道路の種類、構造等により次のとおりとする。

区分1 自動車専用道路

区分3 幹線街路に相当するもの

区分7 区画街路

区分8 特殊街路

イ) に相当する歩行者専用道路、自転車専用道、又は、自転車歩行車専用道

区分9 特殊街路

ロ) に相当する都市モノレール専用道等

(iii) 規模

規模として付する番号は、幅員により次のとおりとする。

規 模	幅員の範囲
1	幅員40メートル以上のもの
2	幅員30メートル以上40メートル未満のもの
3	幅員22メートル以上30メートル未満のもの
4	幅員16メートル以上22メートル未満のもの
5	幅員12メートル以上16メートル未満のもの
6	幅員 8メートル以上12メートル未満のもの
7	幅員 8メートル未満のもの

(iv) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付すること。したがって、同一の区分であれば、規模が異なっても一連番号は、重複しない。

(2) 都市高速鉄道の構造

都市高速鉄道に関する都市計画において定める構造のうち、嵩上式、掘割式、地下式又は地表式の別については、次により取り扱うこと。

- ① 嵩上式の区間とは、線路の施工基面が地表面よりおおむね5m以上である区間が350m以上連続している区間をいう。
- ② 掘割式の区間とは、線路の施工基面が地表面よりおおむね5m以下である区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。
- ③ 地下式の区間とは、線路構造物の大部分が地下にある区間が350m以上連続している区間をいう。
- ④ 地表式の区間とは、線路の施工基面がおおむね地表面にある区間で、①②③以外の区間をいう。

(3) 公園の種別及び名称

①種別

公園に関する都市計画において定める種別については、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園とされているが、その区別は次によること。

(i) 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
(0.25haを標準とする。)

(ii) 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
(2haを標準とする。)

(iii) 地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
(4haを標準とする。)

(iv) 総合公園

主として一の市町内の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園(おおむね10ha以上とする。)

(v) 運動公園

主として運動の用に供することを目的とする公園(おおむね15ha以上とする。)

(vi) 広域公園

一の市町の区域を越える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの(おおむね50ha以上とする。)

(vii) 特殊公園

(イ) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園

(ロ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他の特殊な利用を目的とする公園

②名称

公園に関する都市計画において定める名称は番号及び公園名とし、番号の付し方は以下によること。

(i) 番号の付し方

○・○・○○

区分 規模 一連番号

(ii) 区分

区分として付する番号は、公園の種類により次のとおりとする。

区 分	公園の種類
2	街区公園
3	近隣公園
4	地区公園
5	総合公園
6	運動公園
7	特殊公園(イ)に当該するもの
8	特殊公園(ロ)に当該するもの
9	広域公園

(iii) 規模

規模として付する番号は、面積により次のとおりとすること。

規 模	面積の範囲
2	面積1ha未満のもの
3	面積1ha以上4ha未満のもの
4	面積4ha以上10ha未満のもの
5	面積10ha以上50ha未満のもの
6	面積50ha以上300ha未満のもの
7	面積300ha以上

(iv) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付すること。したがって、同一の区分であれば、規模が異なっても一連番号は、重複しない。

(4) 河川及び運河の構造

河川及び運河に関する都市計画において定める構造は、堤防式又は堀込式の別及び単断面式又は複断面式の別とされているが、堀込式の区間とは、計画高水位が河川の隣接地(堤内地)の地表面よりおおむね下にある区間をいうものとし、複断面式の区間とは、流水路が低水路と高水敷に分かれている区間をいうものとする。

2 公聴会の開催等

都市計画の案を作成しようとする場合において、重要な都市計画について広く住民の意見をきいて都市計画の案になるべくこれを反映させるため、公聴会、説明会等を開催する。

【様式 23】

第 号
年 月 日

〇〇土木建築事務所長 様
(〇〇市(町)長 様)

山口県土木建築部長

〇〇都市計画の決定(変更)に係る公聴会について(依頼)

このことについて、下記により開催しますので、山口県都市計画公聴会規則第3条第1項の規定に基づき、別添県報の貴事務所掲示板への掲示及び案の縦覧場所の提供をお願いします。

記

- 1 掲 示 及 び 縦 覧 の 期 間
- 2 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
- 3 公 聴 会 開 催 日 時
- 4 公 聴 会 開 催 場 所

() ○○都市計画○○案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、○○都市計画○○の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和 年 月 日

山口県知事 ○○○○

一 開催の日時
令和 年 月 日（曜日）午後 時

二 開催の場所
○○市（町）○○○○
○○○○

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する○○都市計画○
次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和○○年○○月○○日（○曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び指名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることを選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二) 及び (三) に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることを選定する者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

○○市（町）○○○○

○○土木建築事務所

○○市（町）○○○○

【様式 25】

公 述 申 出 書

令和○年○月○日開催の○○都市計画○○の決定（変更）に係る公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので申出ます。

令和 年 月 日

山口県知事 ○○○○ 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

記

（意見の要旨とその理由）

3 中国地方整備局長への事前協議

県が決定する都市計画で、国土交通大臣の同意を必要とするものについては、公聴会の開催後の段階で国土交通省中国地方整備局長あてに事前協議を行う。

【様式 26】

第 号
年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

山口県知事 ○○○○

○○都市計画○○の決定（変更）に係る事前協議について（協議）

標記について、都市計画法第18条第3項（第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項）の同意を得る予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ国土交通省の意見を伺います。この場合において、当該同意をうける際に必要となる国の関係行政機関の長への協議又は意見聴取について国土交通省においてこれを行い、意見をとりまとめた上で回答されるようお願いします。

なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要があるので文書にて行われるようお願いします。

（添付書類）

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図
- 4 都市計画の策定の経緯の概要（事前協議時点まで）

※1 国の関係行政機関の長の協議や意見聴取を希望しない場合には、その旨を記述する。

※2 国土交通省の回答について文書によることを希望しない場合には、「なお」以降の記述は不要。

山口県の運用（都市計画に関する建設大臣の認可について（S44. 10. 30 都市局長通達）参考）

都市計画法（以下「法」という。）第 18 条第 3 項に規定する都市計画に関する国土交通大臣の同意等については、下記の要領で行うので了知されたい。

記

1 都市計画に関する国土交通大臣の同意について

- (1) 都道府県知事が決定する都市計画で、国土交通大臣の同意を必要とするものは、必要に応じて法第 16 条の公聴会の開催の後、都道府県案が決まった段階で都道府県知事より国土交通省中国地方整備局長あてに事前協議を行うこと。
法第 17 条第 1 項の都市計画の案の縦覧、法第 18 条第 1 項の関係市町の意見聴取及び都市計画審議会への付議は、この事前協議後において行うものとする。
- (2) 法第 18 条第 1 項の都市計画審議会の議決があった後、同条第 3 項の同意を申請すること。
- (3) 事前協議に係る書類は、都市計画施行規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の書類とする。

- 2 法第 59 条第 7 項に規定する用排水施設等の管理者等の意見の聴取について法第 59 条第 7 項の規定により用排水施設等の管理者等の意見を聴くことが必要な都市計画事業に関する認可又は承認の申請にあっては、申請者はあらかじめ当該用排水施設等の管理者等から国土交通大臣あての意見書を得るものとし、これを申請書に添付すること。

4 事前協議回答

国土交通省中国地方整備局長は、都市計画の案を審査し、異存がなければ、その旨回答する。

【様式 27】

	第 号 年 月 日
山口県知事 様	国土交通省中国地方整備局長
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議）	
令和 年 月 日付け第 号で申請のあった標記の件については、異存はありません。 なお、この国土交通省の回答は、回答の後に行われる都市計画審議会への付議等の法に基づく手続によって都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨ではないことに留意してください。	

5 公告及び案の縦覧

都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、したがって一般住民に対する影響が極めて大きいばかりでなく、土地利用等に関し住民に義務を課し、権利を制限するものであるので、決定にあたってあらかじめその意見を反映させることが必要である。従って、都市計画の案を事前に公告し、公告後 2 週間公衆の縦覧に供し、関係市町においても縦覧に供することになっているので必要な措置をとることとする。なお、縦覧期間中、関係市町の住民及び利害関係人は、都市計画の案について意見書を提出することができるものとされており、意見書が提出された場合、その要旨を県都市計画審議会に提出するとともに、意見書に対する県の考え方について、説明を行うものとする。

【様式 28】

（ ）〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案の縦覧 都市計画法第（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項（第二十一条第一項）の規定により、〇〇都市計画〇〇を決定（変更）したいので、同法第十七条第一項（同条第二項において準用する同法第十七条第一項）の規定により、当該決定（変更）に係る〇〇都市計画〇〇案を次のとおり縦覧に供します。 令和 年 月 日 山口県知事 〇〇〇〇 一 都市計画の種類及び名称 二 都市計画を定める（変更する）土地の区域 三 決定（変更）の内容 四 都市計画の案の縦覧期間 〇〇から二週間 五 都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び〇〇市〇〇部〇〇課（町の場合 は〇〇町役場）

※1 都市計画を定める土地の区域は、都道府県、郡、市、区、町大字及び（町丁目）をもって表示するものとする。

土地の区域の表示は、都市計画区域の中国地方整備局長への事前協議の例（5頁）によること。

【様式 29】

第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様
山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（依頼）
このことについて、都市計画法第17条第1項（第21条第2項において準用する同法第17条第1項）の規定に基づき、山口県報に公告し縦覧に供するので、貴職においても縦覧をお願いします。 1 都市計画の種類及び名称 〇〇都市計画〇〇〇〇 2 縦覧の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から2週間

※1 縦覧開始日は、県と市町で同じくする必要があるので、市町の広報誌への掲載スケジュールを考慮すること。なお、県決定案件は、県報登載日からの縦覧開始となるので考慮すること。

6 市町への意見聴取

都市計画は、都市の機能、環境、発展の動向等に大きな影響を与えるものであり、都市のあり方を決定する重要な行政であることから、その策定にあたっては基礎的な行政単位である市町の立場が十分に尊重されなければならない。このような観点から、都市計画法は、根本的、広域的な都市計画であって県が定めることとされたものについても、その決定にあたっては、関係市町の意見を聞くこととしている。

【様式 30】

		第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様		
		山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（照会）		
このことについて、都市計画法第18条第1項（第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により、貴市（町）の意見を求めます。		
記		
1 都市計画の種類及び名称		

7 県都市計画審議会

都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行い相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要である。

このため、都市計画の決定等にあたって、学識経験者、地方公共団体の長、議員、国の出先機関の長等からなる都市計画審議会の議を経ることにしたものである。

（1）諮問

【様式 31】

		第 号 年 月 日
山口県都市計画審議会会長 様		
		山口県知事 〇〇〇〇
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（諮問）		
下記のとおり、都市計画〇〇を決定（変更）することについて、都市計画法第18条第1項（第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により、貴会の意見を求めます。		
記		
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）		
（以下省略）		

(2) 審議会委員に対する開催通知

審議会の各委員に対しては、開催の7日前までに議案書を添えて、日時、場所を通知する。

【様式 32】

		山都審第 号	
		年 月 日	
山口県都市計画審議会委員 様			
		山口県都市計画審議会 会長 ○○○○	
第○○○回山口県都市計画審議会の開催について（通知）			
このことについて、下記のとおり開催しますので、御出席くださるようお願いします。			
記			
1	日 時	令和 年 月 日 ()	時 ~ 時
2	場 所	○ ○ ○ ○	
3	審議事項	別添議案のとおり	

(3) 答申

【様式 33】

		山都審第 号	
		年 月 日	
山口県知事 様			
		山口県都市計画審議会 会長 ○○○○	
○○都市計画○○の決定（変更）について（答申）			
令和 年 月 日付け都市計画第 号で諮問のありました○○都市計画○○の決定（変更）については、適当と認めます。			

8 国土交通大臣への協議申出

県が定める都市計画は、関係市町の意見を聞き、かつ県都市計画審議会の議を経て決定するが、政令で定める都市計画については、あらかじめ国土交通大臣の同意を得なければならない。

なお、協議の申出は、申出書（都市計画の策定の経緯の概要を示す書面添付）及び当該都市計画の案を提出して行う。

【様式 34】

第 号
年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

山口県知事 ○○○○

○○都市計画○○の決定（変更）について（協議）

標記について、都市計画法第18条第3項（第21条第2項において準用する同法第18条第3項）の規定より、協議を申出します。

- 1 計 画 書
- 2 総 括 図
- 3 計 画 図
- 4 添 付 書 類
 - （1）第○回山口県都市計画審議会の答申書（写し）
 - （2）都市計画の策定の経緯の概要
 - （3）その他必要な図書

【様式 35】添付図書の変更がない旨を証明する文書

第 号
年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

山口県知事 ○○○○

○○都市計画○○の決定（変更）の協議申出に係る添付書類について

令和 年 月 日付け第 号の申出に係る計画書、総括図及び計画図は、令和 年 月 日付け第 号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明します。

※1 添付図書に軽微な変更があった場合は「なお、計画書の一部については、事前協議以降修正しています。」と記載し、修正した箇所の書類と新旧対照表を添付して送付する。

【様式 36】

都 市 計 画 の 策 定 の 経 緯 の 概 要
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）

事項	時期	備考
説 明 会	令和 年 月 日	(参加人数を記載)
公 聴 会	令和 年 月 日	(公述人数を記載)
中国地方整備局事前協議	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	(意見の有無を記載)
計 画 案 の 縦 覧	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	(意見書数を記載)
市（町）の意見聴取	令和 年 月 日	(意見の有無を記載)
都市計画審議会審議	令和 年 月 日（予定）	
国土交通大臣同意	令和 年 月 日（予定）	(意見の有無を記載)
決 定 告 示	令和 年 月 日（予定）	

※1 公聴会の公述人の意見の概要及び計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入のこと（別添でもよい。）

9 国土交通大臣の同意

国土交通大臣は、協議申出の内容が事前協議の都市計画の案と異なるものでないことを確認した後、同意する。

【様式 37】

第 号 年 月 日
令和 年 月 日付け第 号で協議があった〇〇都市計画〇〇を決定（変更）については、都市計画法第18条第3項（第21条第2項において準用する同法第18条第3項）の規定により、同意します。 令和 年 月 日 国土交通省中国地方整備局長 ○〇〇〇

10 都市計画の決定告示

都市計画の決定等をしたときは、その旨を告示し、都市計画の図書（総括図、計画図、計画書）を公衆の縦覧に供する。

【様式 38】

山口県告示第 号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項（第二十一条第一項）の規定により、〇〇都市計画〇〇を次のとおり決定（変更）した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び〇〇市〇〇部〇〇課（町の場合は〇〇町役場）に備え置いて縦覧に供する。
令和 年 月 日
山口県知事 〇〇〇〇
一 都市計画の種類及び名称 〇〇都市計画〇〇〇〇〇〇〇〇
二 決定（変更）の内容 〇〇〇〇〇

※区域区分の場合は、一、二は記載しない。

11 市町へ図書の写しの送付

都市計画の決定告示後、関係市町長に法第14条第1項の図書（総括図、計画図、計画書）の写しを送付する。

【様式 39】

第 号 年 月 日
〇〇市（町）長 様
山口県知事 〇〇〇〇
都市計画の図書の写しについて（送付）
都市計画法第18条第1項（第21条第1項）の規定により〇〇都市計画〇〇〇〇を決定（変更）したので、第20条第1項（同条第2項において準用する同法第20条第1項）の規定に基づき、図書の写しを送付します。
記
1 都市計画の種類及び名称

※区域区分の場合は、1は記載しない。

12 図書の写しの縦覧・公告

市町長は、知事より図書の写しの送付を受けたときは、直ちに公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告する。

【様式 40】

〇〇市 公告第 号
山口県から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（第21条第2項において準用する同法第20条第1項）の規定による都市計画の図書の写しの送付があったので、同法第20条第2項（同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項）の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和 年 月 日
〇〇市（町）長 〇〇〇〇
1 都市計画の種類及び名称
2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

第2節 市町が定める都市計画

○市町が定める都市計画の決定手続き（地区計画・臨港地区を除く）

	市町	県都市計画課	国・関係機関	
1	素案の作成			
				注1)
2	関係機関との事前調整			
				注2)
	住民等との意見交換会			
				注3)
3	土木建築事務所への協議			
				注3) 注4) 注5)
4	県土木建築部長への 事前協議			
				事前協議 注8)
		5	事前協議結果の通知	
	素案の確定			
				注6)
	市（町）報掲載等			
	説明会(今後の手続き等)			
	法第16条第1項			
6	公聴会の開催等			
	必要に応じ 法第23条第6項			
	関係機関と協議			
				法第23条第6項
				関係機関協議の回答
	都市計画の案の確定			
				注6)
	市（町）報掲載等			
	法第17条第1項			
7	公告及び案の縦覧			
	法第17条第2項			
	住民等から市町への 意見書提出			
	法第19条第1項 注7)			
8	市町都市計画審議会			
	法第19条第3項			
9	知事への協議			
				法第19条第3項
		10	知事協議の回答	
				本協議 注8)
	法第20条第1項			
11	都市計画の決定告示			
	法第20条第2項			
	図書の縦覧			

	市町	県都市計画課	国・関係機関
12	法第 20 条第 1 項 知事へ図書の 写しの送付	法第 20 条第 2 項 図書の写しの 縦覧・公告	
13			

注 1) 知事への事前協議を行うにあたり、県都市計画課と事前調整を行うこととし、都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合も、あらかじめ事前調整を終わらせるものとする。

1 他の機関との事前調整として考えられるものは以下のとおり。

- ・施設管理者との法第 23 条第 6 項下協議
- ・交差協議（交差点、鉄道、河川など）
- ・建築基準法の条例策定が必要な地域地区にあつては、建築基準法所管部局との協議
- ・県ガイドラインに基づき、広域調整が必要かについて県都市計画課と調整の上、広域調整が必要となる場合は関係市町との調整
- ・農政協議（都市計画と農林漁業との調整措置（R5. 3. 31 4 農振第 3642 号）で必要とされる協議）

2 この県都市計画課及び関係機関との事前調整は、都市計画の事務処理を円滑に進めるために実施するものである。

注 2) 開催することが望ましいが、都市計画の内容に応じて、その他の方法を含め、市町が開催可否について判断するものとする。

注 3) 県分の部数は 2 部（県都市計画課、県土木建築事務所（支所がある場合は支所分も必要）各 1 部）とする。

注 4) ・県土木建築部長への事前協議は、その実施が義務付けられているものではないが、都市計画の事務処理を円滑に進めるために行うものとする。また、必要図書の整理等が完了した段階で、十分な時間的余裕を持って行うものとする。

・県ガイドラインに基づき、広域調整が必要となる場合は、関係市町との広域調整を行う。

・非線引き用途地域の指定等を行うに当たり、農業振興地域が含まれる場合、県は農政協議（都市計画と農林漁業との調整措置（R5. 3. 31 4 農振第 3642 号）で必要とされる協議）を行う。

注 5) 市（町）報等により、説明会、公聴会の開催を住民へ周知する前（原則、市（町）報原稿締切）までに事前協議が終了するよう、適切な時期に行うものとする。

注 6) 説明会及び公聴会並びに案の縦覧について市（町）報掲載により周知することが望ましい。

注 7) 事前協議において、市町と県の意見が調整できなかった場合は、市町・県双方の意見等を市町都市計画審議会に付議するものとする。

注 8) 法第 19 条第 3 項に基づく協議に係る所要日数は、事前協議、本協議ともに 10 日（広域調整及び農政協議が必要な場合は、ともに 20 日）とし、法第 23 条第 6 項に基づく、県以外も含む関係機関との協議が必要な場合の事前協議は、30 日（広域調整及び農政協議が必要な場合は 40 日）とする。

（所要日数については、あくまでも標準的な事務処理に要する期間として定めるものであり、努力義務規定とする。また、所要日数には休日を含まない。）

次の所要日数は、注 1) 及び注 4) を実施したうえで、それぞれの協議内容が相違ない場合とする。

	所要日数	
	事前協議	本協議
法第 19 条第 3 項の規定に基づく協議のみの場合	10 日 ※ (20 日)	10 日 ※ (20 日)
法第 23 条第 6 項の規定に基づく協議が必要な場合	30 日 ※ (40 日)	10 日 ※ (20 日)

※広域調整及び農政協議が必要な場合

○市町が定める都市計画の手続き（地区計画）

	市町	県都市計画課	国・関係機関	住民・利害関係者
	手続き条例の制定			
1	素案の作成			(住民による案の申出等)
			注 1)	
2	関係機関との事前調整			
	注 2)			
	区域内の利害関係者の 意見聴取 (方法等は条例で規定)			区域内の利害関係者の 意見聴取
	原案の作成			
	注 3)			
4	県土木建築事務所への 事前協議			
	注 4) 注 5)			
	知事への事前協議			
				事前協議 注 8)
5	事前協議結果の通知			
	原案の確定			
	注 6)			
	市（町）報掲載等			
	説明会(今後の手続き等)	(必要に応じて開催)		
	法第 16 条第 1 項			
6	公聴会の開催等	(必要に応じて開催)		
	必要に応じ 法第 23 条第 7 項			
	関係機関と協議			
			必要に応じ、法第 23 条第 7 項	
			関係機関協議の回答	
	都市計画の案の確定			
	注 6)			
	市（町）報掲載等			
	法第 17 条第 1 項			
7	公告及び案の縦覧			
	法第 17 条第 2 項			
	住民等から市町への 意見書提出			
	法第 19 条第 1 項 注 7)			
8	市町都市計画審議会			
	法第 19 条第 3 項			
9	知事への協議			
		法第 19 条第 3 項		本協議 注 8)
10	知事協議の回答			

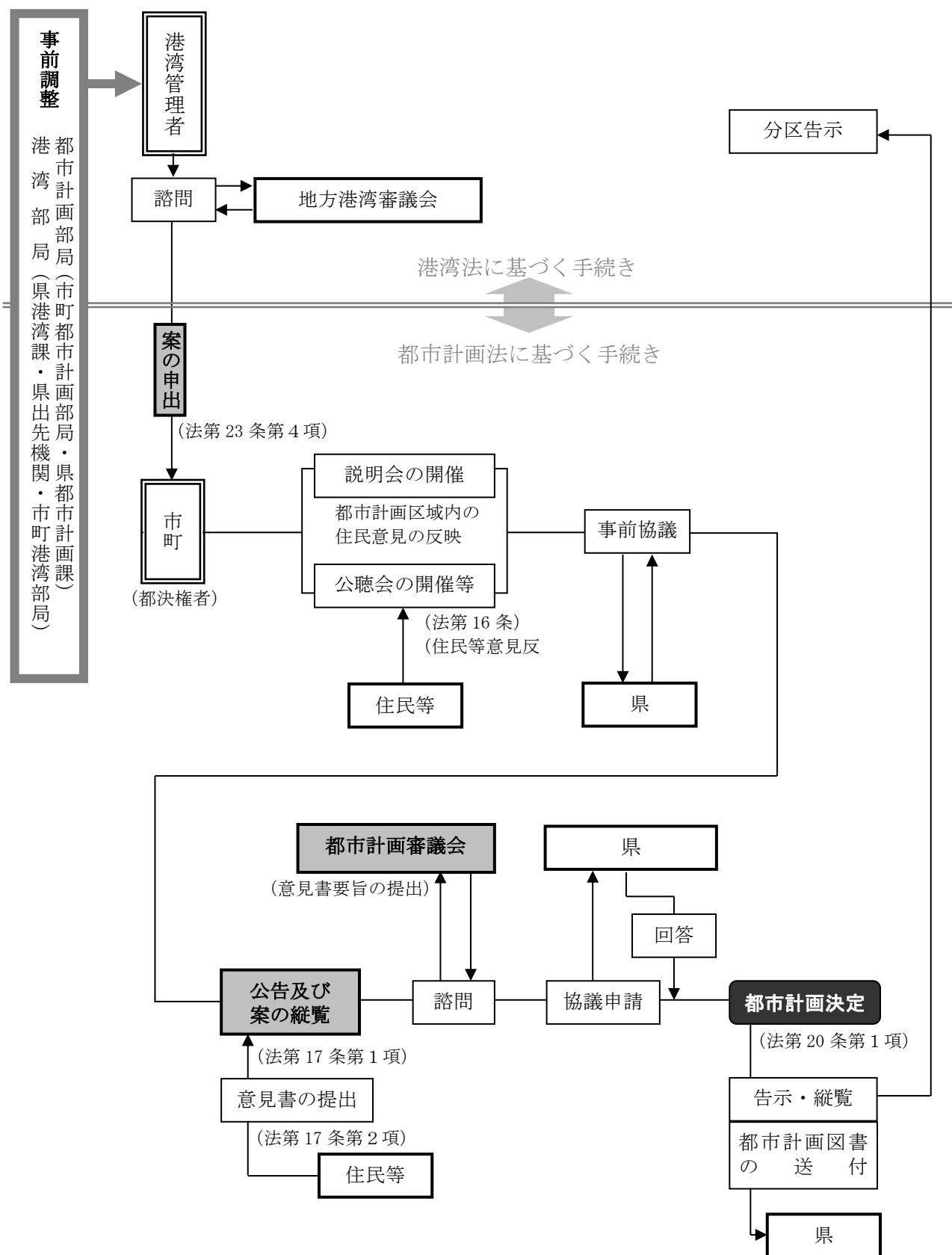
	市町	県都市計画課	国・関係機関	住民・利害関係者
	法第 20 条第 1 項			
11	都市計画の決定告示			
	法第 20 条第 2 項			
	図書の縦覧			
	法第 20 条第 1 項			
12	知事へ図書の写しの送付			
	建築基準法第 68 条の 2 法第 20 条第 2 項, 省令 12 条			
	市町条例の制定	図書の写しの縦覧・公告	13	

- 注 1) 知事への事前協議を行うにあたり、県都市計画課と事前調整を行うこととし、都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合も、あらかじめ事前調整を終わらせるものとする。
- 1 他の機関との事前調整として考えられるものは以下のとおり。
 - ・道路管理者との法第 23 条第 7 項下協議
 - ・土木建築事務所との下協議
 - ・建築基準法の条例策定が必要な地域地区にあつては、建築基準法所管部局との協議
 - ・県ガイドラインに基づき、広域調整が必要かについて県都市計画課と調整の上、広域調整が必要となる場合は関係市町との調整
 - ・農政協議（都市計画と農林漁業との調整措置（R5. 3. 31 4 農振第 3642 号）で必要とされる協議）
 - 2 この県都市計画課及び関係機関との事前調整は、都市計画の事務処理を円滑に進めるために実施するものである。
- 注 2) 地区計画の案を作成するにあたっては、利害関係者等の意見を求めて作成するものとする。（法第 16 条第 2 項）
- 注 3) 県分の部数は 2 部（県都市計画課、県土木建築事務所（支所がある場合は支所分も必要）各 1 部）とする。
- 注 4) ・都市計画の事前協議手続きは、その実施が義務付けられるものではないが、都市計画の事務処理を円滑に進めるために実施するものとする。また、事前協議にあたっては、十分な時間的余裕をもって実施することとし、関係機関との調整、必要図書の整理等が整った上で協議すること。
・知事への協議を要する事項は法第 19 条第 3 項及び政令第 13 条による。
・県ガイドラインに基づき、広域調整が必要となる場合は、関係市町との広域調整を行う。
・用途地域の定められていない土地の区域で地区計画を定める場合、県は農政協議（都市計画と農林漁業との調整措置（R5. 3. 31 4 農振第 3642 号）で必要とされる協議）を行う。
- 注 5) 市（町）報等により、説明会、公聴会の開催を住民へ周知する前（原則、市（町）報原稿締切まで）に事前協議が終了するよう、市町は適切な時期に事前協議を行うものとする。
- 注 6) 説明会及び公聴会並びに案の縦覧について、市（町）報掲載により周知することが望ましい。
- 注 7) 市町と県の意見が事前協議において調整できなかった場合に、市町・県双方の意見等を市町都市計画審議会に付議すること。
- 注 8) 法第 19 条第 3 項に基づく協議に係る所要日数は、事前協議、本協議ともに 10 日（広域調整及び農政協議が必要な場合は、ともに 20 日）とする。（所要日数については、あくまでも標準的な事務処理に要する期間として定めるものであり、努力義務規定とする。また、所用日数には休日を含まない。）
次の所要日数は、注 1) 及び注 4) を実施したうえで、それぞれの協議内容が相違ない場合とする。

	所要日数	
	事前協議	本協議
法第 19 条第 3 項の規定に基づく協議のみの場合	10 日 ※ (20 日)	10 日 ※ (20 日)

※広域調整及び農政協議が必要な場合

○都市計画法に基づく臨港地区の指定（市町決定）



1 素案の作成

市町は、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想に即するほか、県が定めた都市計画に適合した都市計画の素案を作成する。

これは、都市計画策定手続上市町の議会の関与は不要とするが、議会の意志が反映されるようその議決を経た市町の建設に関する基本構想に沿うとともに、上位計画として県計画に適合させようとするものである。

なお、これは、議会の議決を経て定められた市町の建設に関する基本構想がない場合において、都市計画が定められないという趣旨ではない。

2 関係機関との事前調整

市町は、県土木建築部長への事前協議を行うに当たり、都市計画に係る機関や県都市計画課と事前調整を行うこととし、協議に際しては、市町が以下に示す資料を例とした資料を作成し行うこととする。

【様式 41】

協議・打合等記録簿	
件 名	
日 時	
場 所	
出席者	(県都市計画課) (市町)
(協議内容) 具体的な都市計画決定(変更)に係る協議の場合における記載項目例	
・ 名称 ・ 既決定事項 ・ 変更事項 ・ 経緯及び理由 ・ 問題点 ・ 都決までのスケジュール (別添) ・ 現況がわかる説明用写真 (別添) ・ 総括図、計画図、参考図面等の図面 ・ 上位計画との整合 ・ その他	

3 土木建築事務所への協議

県の出先機関である土木建築事務所においては、所管する市町の都市計画(用途地域等)を掌握等する必要があるため各市町を所管する土木建築事務所と協議することとする。

4 県土木建築部長への事前協議

都市計画は、県が定める都市計画と市町が定める都市計画が一体となって定められることが必要である。

従って、当該都市計画の合理性、県が定める都市計画との適合性について事前に十分調整を図

る必要があるため、市町はその案が決まった段階で県土木建築部長と事前協議を行う。
※図書には、表紙及び背表紙をつけ標題を表示すること。
例) 令和〇年度 〇都市計画〇〇の変更 (〇〇市町決定) 〇〇市町
年度は手続きを開始した年度とする。

【様式 42】

第 号
年 月 日

山口県土木建築部長 様
(〇〇土木建築事務所経由)

〇〇市(町)長

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に係る事前協議について(協議)

このことについて、都市計画法第19条第3項(第21条第2項において準用する同法第19条第3項)の協議を行う予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ山口県の意見を伺います。
なお、山口県の回答については、文書にて行われるようお願いします。

(添付書類)
1 総括図(縮尺を記載)
2 計画図(縮尺を記載)
3 計画書
4 参考図面
5 都市計画の策定の経緯の概要

(添付書類「県が定める都市計画」30～34 頁参照)

【様式 43】

都 市 計 画 の 策 定 の 経 緯 の 概 要
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)

事項	時期	備考
土木建築部長事前協議	令和 年 月 日	(意見の有無を記載)
説明会	令和 年 月 日	(参加者数を記載)
公聴会	令和 年 月 日	(公述人数を記載)
計画案の縦覧	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	(意見書数を記載)
市(町)都市計画審議会	令和 年 月 日(予定)	
知事協議	令和 年 月 日(予定)	(意見の有無を記載)
決定告示	令和 年 月 日(予定)	

※1 公聴会の公述人の意見の概要及び計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入のこと(別添でも

よい)。

土木建築事務所長は、協議内容を審査し、その結果を土木建築部長に進達する。

【様式 44】

	第 号 年 月 日
土木建築部長 様	
	〇〇土木建築事務所長
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（進達）	
このことについて、〇〇市（町）から別添のとおり提出がありました。 内容を審査したところ適当と認められますので、進達します。	

（別添：「〇〇都市計画〇〇の決定（変更）」に係る事前協議について（協議）資料一式）

5 事前協議結果の通知

県は、事前協議内容を審査し、その結果について市町に通知する。

【様式 45】

	第 号 年 月 日
〇〇土木建築事務所長 様	
	土木建築部長
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る事前協議について（回答）	
（異存なしの場合） 令和 年 月 日付け第 号で進達のあったこのことについては、異存のない旨を回答 しましたので、お知らせします。	
（意見がある場合） 令和 年 月 日付け第 号で進達のあったこのことについては、下記のとおりです。	
記	
〇〇〇〇。	

【様式 46】

第 号
年 月 日

〇〇市（町）長 様

山口県土木建築部長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る事前協議について（回答）

（異存なしの場合）

令和 年 月 日付け第 号で協議のあったこのことについては、異存はありません。

なお、この山口県の回答は、回答後に行われる市（町）都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって都市計画の案が変更されることを何ら妨げるものではありません。

（意見がある場合）

令和 年 月 日付け第 号で協議のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

〇〇〇〇。

6 公聴会の開催等

「県が定める都市計画」35 頁参照

7 公告及び案の縦覧

事前協議の結果通知を受けた後、必要に応じ公聴会等を開催し、その後、都市計画の案の縦覧を行う。

「県が定める都市計画」38 頁参照

8 市町都市計画審議会

「県が定める都市計画」40 頁参照

9 知事への協議

市町都市計画審議会が異議等なく終了した後に、法第 19 条第 3 項の規定による協議を行う。
なお、この場合において、申出案が事前協議に係る案と同一の場合においては事前協議に添付した書類は「都市計画の策定の経緯の概要」を除き省略することができる。

【様式 47】

第 号
年 月 日

山口県知事 様

〇〇市（町）長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（協議）

このことについて、都市計画法第19条第3項（第21条第2項において準用する同法第19条第3項）の規定により協議します。

（添付書類：市町都市計画審議会の答申の写し、都市計画の策定の経緯の概要）

10 知事協議の回答

知事は、一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から回答する。

【様式 48】

第 号	年 月 日
〇〇市（町）長 様	
山口県知事 〇〇〇〇	
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（回答）	
令和 年 月 日付け第 号で協議のありました〇〇都市計画〇〇について、下記のとおり回答します。	
記	
都市計画法第19条第3項（第21条第2項において準用する同法第19条第3項）の規定による協議については異存ありません。	

11 都市計画の決定告示

都市計画の決定等をしたときは、所定の方法により、その旨を告示し、公衆の縦覧に供する。
「県が定める都市計画」44 頁参照

12 知事へ図書の写しの送付

市町は、都市計画の決定等の告示の後、当該告示の写しを知事へ送付することとする。

【様式 49】

第 号	年 月 日
山口県知事 様	
〇〇市（町）長	
都市計画の図書の写しについて（送付）	
都市計画法第19条第1項（第21条第1項）の規定により〇〇都市計画〇〇を決定（変更）したので、同法第20条第1項（同条第2項において準用する同法第20条第1項）の規定に基づき、図書の写しを送付します。	
記	
1 都市計画の種類及び名称	

（添付書類：都市計画の決定の告示文の写し）

13 図書の写しの縦覧・公告

県は、地域地区等を含む全ての都市計画の決定等について、上記 12 の図書の送付があった場合は、すみやかに関係土木建築事務所へその旨を通知し、図書の写しの縦覧の公告が記載された県報を関係土木建築事務所及び関係市町へ送付すること。

【様式 50】

		第 号 年 月 日
〇〇土木建築事務所長 様		
	都市計画課長	
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（通知）		
都市計画法第19条第1項（同法第21条第1項）の規定により下記のとおり〇〇都市計画〇〇が決定（変更）されましたので通知します。		
記		
都市計画の種類及び名称 （路線名、公園名等）		

（添付書類：都市計画の決定の告示文の写し）

【様式 51】

		第 号 年 月 日
〇〇土木建築事務所長 様		
〇〇市（町）都市計画主管課長		
	都市計画課長	
都市計画の図書の写しについて（通知）		
都市計画法第20条第2項（第21条第2項において準用する同法第20条第2項）の規定に基づき、〇〇都市計画〇〇について別添のとおり公告しましたので通知します。		
記		
1 都市計画の種類及び名称		

（添付書類：県報）

【様式 52】

() ○○都市計画○○の決定(変更)に係る図書の写しの縦覧

○○市町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項)の規定による○○都市計画○○の決定(変更)に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項(同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項)の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和 年 月 日

山口県知事 ○○○○

一 都市計画の種類及び名称

○○都市計画○○ ○○○○

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

第3節 計画書

計画書は、都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めた理由を明確に示すことを目的とする文書である。

従って計画書は、都市計画に定めるべき事項を標題、本文表示及び計画表を持って表示するとともに、当該都市計画を定める理由を付記することとしている。

なお、この「理由」は、計画書の一部を構成するものではあるが、都市計画の内容そのものではない。

各都市計画についての表示は、下記共通事項に留意するほか、以下に示すところによるものとする。

共 通 事 項

- 1 県決定と市町決定は別葉とすること。
- 2 数値を持って表示する場合の端数処理は、四捨五入とする。
- 3 都市計画を変更する場合には、従前との相違がわかるように新旧対照表を添付すること。
- 4 都市計画に係る環境影響評価については、必要がある場合は、「理由」の中に記載すること。
- 5 備考欄に記載する事項は、都市計画の決定内容ではなく、参考事項である。

第1款 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

以下は、整備・開発及び保全の方針に示すことが望ましい項目を例示した一つの文例であり、実際の策定に当たってはこの文例及び都市計画運用指針等を参考にしながら、それぞれの都市の特性に応じて方針を策定すること。

(書式例)

〇〇都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更）

〇〇都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定（変更）する

1 都市計画の目標

1－1 基本的事項

1－2 都市づくりの基本理念

■将来都市構造

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2－1 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める（定めない）

【区域区分を定めるとした理由】を記載する。

（以降、区域区分を定める場合のみ記載する。）

2－2 区域区分の方針

（1）おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

区分 \ 年次	令和〇年（〇〇年） （基準年）	令和〇年（〇〇年） （基準年の10年後）
都市計画区域内人口	千人	千人
市街化地域内人口	千人	千人

（注）市街化地域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

【おおむねの産業規模】

区分 \ 年次		令和〇年（〇〇年） （基準年）	令和〇年（〇〇年） （基準年の10年後）
生産規模	工業出荷額	億円	億円
	卸小売販売額	億円	億円
就業構造	第1次産業	千人（％）	千人（％）
	第2次産業	千人（％）	千人（％）
	第3次産業	千人（％）	千人（％）

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、〇年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し概ね10年以内に優先的かつ計画的市街地を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

【市街化区域の規模】

年次	令和〇年（〇〇年） （基準年）	令和〇年（〇〇年） （基準年の10年後）
市街化区域面積	〇〇 ha	おおむね ha

注）市街化区域面積は、〇年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

A) 区域区分を行う都市計画区域の場合

- (1) 主要用途の配置の方針
- (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- (3) 市街地における住宅建設の方針
- (4) 市街地において特に考慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

B) 区域区分を行わない都市計画区域の場合

- (1) 主要用途の配置の方針
- (2) 土地利用の方針

■土地利用及び市街地整備に関する方針

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

- 1) 交通体系の整備の方針
- 2) 整備水準の目標

②主要な施設の配置の方針

1) 道路

■主要道路の配置の方針図

2) 公共交通

3) 空港

4) 駐車場

5) その他

■（参考）主要道路の整備状況

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

2) 整備水準の目標

②主要な施設の配置の方針

1) 下水道

2) 河川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

②主要な施設の配置の方針

■（参考）下水道の整備方針

3－3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

3－4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

②主要な緑地の配置の方針

1) 環境保全系統

2) レクリエーション系統

3) 防災系統

4) 景観構成系統の配置方針

③個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

2) 特別緑地保全地区等の指定の方針

【特別緑地保全地区等の指定の方針】

■自然的環境の整備・保全に関する方針

3－5 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

② 主要な景観の保全と創出の方針

3－6 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

② 主要な都市防災の方針

第2款 区域区分

.....

(書式例)
〇〇都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の決定（変更）

都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のように決定（変更）する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分
「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次		令和〇年（〇〇年） （基準年）	令和〇年（〇〇年） （基準年の10年後）
都市計画区域内人口		千人	千人
市街化区域内人口		千人	千人
	配分する人口	—	千人
	保留人口フレーム	—	千人
	（特定保留）	—	千人
	（一般保留）	—	千人

理 由

.....

【参考】区域区分 必要書類等

(1) 国土交通大臣協議書類

図面の種類等	概 要	作成者	
		県	市町
都市計画の図書			
○総括図	25,000 分の 1 以上の地形図 ※作成方法は P30 参考		○
○計画図	2,500 分の 1 以上の地形図 ※記載方法は P30 参考		○
○計画書	書式 P31 参考	○	
参考図書			
○字界図	2,500 分の 1 以上の地形図		○
○新旧対象図	計画書と兼ねることもできる。 ※作成方法は P32 参考		
○地籍図等			○
○都市計画策定の経緯の概要	書式 P43 【様式 36】		○
協議書類			
○総括表		○	
○計画書新旧対照表		○	
○環境省資料		○	○
○道路名称対照表			○
○想定用途図			○
○区域区分設定調書	農林水産省協議対応	○	○
○編入等区域ハザード資料			○
○編入等予定地区票			○
○個別地区整理票①	農林水産省、環境省協議対応		○
○将来フレーム調書		○	
参考書類（必要に応じて提出）			
○保安林確認	県森林整備課	○	
○治水対策等協議結果報告書	県砂防課、河川課（河川流域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等の確認）	○	
国定公園	県自然保護課確認	○	
編入箇所が埋立地の場合	管轄港湾事務所確認（竣功認可等）	○	○
説明会、都市計画審議会図面			
○位置図	市街化区域と調整区域のラインを緑色の線で区分する		○

(2) 地方農政局協議書類

協議書類		県	市町
○区域区分設定調書		○	○
○農業振興地域図	農業振興地域図に編入等箇所を朱書き等で囲む		○
○農政局協議用総括図	総括図に区域区分設定調書に記載している 5ha 以上の農地、市街地開発事業等を記載		○
○個別地区整理票②	編入等地区に農林水産大臣との協議が必要な農地等を含む場合に提出		○
○農業従事者の実態及び担い手等への影響			○

(3) 中国四国地方環境事務所協議書類

協議書類		県	市町
○位置図	埋立の経緯、竣工年月、座標軸 場所がわかる図面	○	○

◆総括図作成方法

- ・編入は赤色、逆線は水色、特定保留は橙色で囲む
- ・ラベル（計画図も同様）

「即時編入」、「逆線」、「特定保留」	
地区番号	○○（特保のみ特保-1）
地区名	○○○○
種別	編入、逆線、特定保留
面積	○○ha
編入理由	土地区画整理事業※
土地利用	住居系

※編入理由は○○による

- ・総括図4部（県、県農林、整備局、農政局）

◆位置図作成方法

変更箇所概要

番号	地区名	種別	面積(ha)	変更理由	土地利用
	□□	編入			工業系
	△△	逆線			住居系
	○○	特定保留			—

第3款 都市再開発方針等

1 都市再開発の方針

- 1) 計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- 2) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針

(注) なお、都市再開発法第2条の3の規定に基づく都市再開発の方針を定める場合は、「都市再開発方針の策定とこれに基づく再開発の推進について」（昭和57年5月27日付け課長通達）及び「都市再開発資金の貸し付けに関する法律の一部改正について」（平成10年8月28日建設省都市局長・住宅局長通達）を参考にして記述すること。

2 住宅市街地の開発整備の方針

- 1) 住宅市街地の開発整備の目標
- 2) 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- 3) 重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

(注) なお、住宅市街地の開発整備の方針については、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」第3条の6の規定に基づき、大都市地域に係る都市計画区域で平成3年3月28日付け建設省告示第799号により建設大臣が指定した都市計画区域について定めること。

3 拠点業務市街地の開発整備の方針

- 1) 拠点業務市街地の開発整備の目標
- 2) 良好な拠点業務市街地の開発整備の方針
- 3) 整備又は開発の計画概要

(注) なお、拠点業務市街地の開発整備の方針については、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域及び拠点整備土地区画整理事業等地方拠点都市地域の整備について」（平成6年12月20日付け建設省都市局都市計画課長・区画整理課長通達）を参考にして記述すること。

4 防災街区整備方針

- 1) 防災再開発促進地区
- 2) 当該地区の整備又は開発の計画の概要

(注) なお、防災再開発促進地区については、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の施工について」（平成9年11月8日付け建設省都市局長・住宅局長通達）を参考にして記述すること。

第4款 地域地区

1 用途地域

(様式)

〇〇(準)都市計画用途地域の決定(変更) (〇〇市決定)

(準)都市計画用途地域を次のように決定(変更)する。

種類	面積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限度	備考
第一種低層 住居専用 地域	約〇〇ha 約〇〇ha ・ ・	5/10 以下 5/10 以下 ・ ・	3/10 以下 3/10 以下 ・ ・	— 1.0m ・ ・	— — ・ ・	10m 10m ・ ・	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 20/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	1.5m 1.5m	200m ² 200m ²	10m 12m	
第二種低層 住居専用 地域	約〇〇ha ・ ・	5/10 以下 ・ ・	3/10 以下 ・ ・	1.0m ・ ・	— ・ ・	10m ・ ・	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下	6/10 以下	1.5m	200m ²	12m	
第一種中高 層住居専用 地域	約〇〇ha ・ ・	10/10 以下 ・ ・	3/10 以下 ・ ・	—	—	—	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	50/10 以下	6/10 以下				
第二種中高 層住居専用 地域	約〇〇ha ・ ・	10/10 以下 ・ ・	3/10 以下 ・ ・	—	—	—	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	50/10 以下	6/10 以下				
第一種住居 地域	約〇〇ha ・ ・	10/10 以下 ・ ・	5/10 以下 ・ ・	—	—	—	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	50/10 以下	8/10 以下				
第二種住居 地域	約〇〇ha ・ ・	10/10 以下 ・ ・	5/10 以下 ・ ・	—	—	—	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	50/10 以下	8/10 以下				
準住居地域	約〇〇ha ・ ・	10/10 以下 ・ ・	5/10 以下 ・ ・	—	—	—	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	50/10 以下	8/10 以下				
田園住居 地域	約〇〇ha ・ ・	5/10 以下 ・ ・	3/10 以下 ・ ・	1.0m ・ ・	—	10m ・ ・	
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下	6/10 以下	1.5m		12m	

近隣商業 地域	約〇〇ha ・ ・ 約〇〇ha 約〇〇ha	10/10 以下 ・ ・ 50/10 以下	6/10 以下 ・ ・ 8/10 以下	—	—	—	
小 計							
商業地域	約〇〇ha ・ ・ 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 ・ ・ 130/10以下	—	—	—	—	
小 計							
準工業地域	約〇〇ha ・ ・ 約〇〇ha 約〇〇ha	10/10 以下 ・ ・ 50/10 以下	5/10 以下 ・ ・ 8/10 以下	—	—	—	
小 計							
工業地域	約〇〇ha ・ ・ 約〇〇ha 約〇〇ha	10/10 以下 ・ ・ 40/10 以下	5/10 以下 ・ ・ 6/10 以下	—	—	—	
小 計							
工業専用 地域	約〇〇ha ・ ・ 約〇〇ha 約〇〇ha	10/10 以下 ・ ・ 40/10 以下	3/10以下 ・ ・ 6/10 以下	—	—	—	
小 計							
合 計	約〇〇ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、それぞれの区分ごとに別行とし、小計する。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注3) 複数市町を含む都市計画区域内における市町決定にあつては、当該市町の計画内容を表示するとともに、参考として都市計画区域単位の用途地域の計画内容を添付する。

注4) 「備考」欄には、例えば、種類別の比率を記載することが考えられる。

注5) 変更の場合も用途地域の全部を記載する。ただし、計画図は当該変更部分に係る図面だけでもよい。

2 特別用途地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画特別用途地区の決定(変更) (〇〇市決定)

(準)都市計画特別用途地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	備 考
〇〇〇〇地区 ()	約 ha (ha)	
〇〇〇〇地区 ()	約 ha (ha)	
合 計	約 ha (ha)	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「種類」欄には、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類を記載する。

注2) 規制内容の異なる区分があるときは、それぞれの区分ごとに別行とし合計する。「種類」欄には () 書きで、それぞれの区分の名称を記載する。

注3) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注4) 複数市町を含む都市計画区域内における市町決定については、用途地域の例により処理する。

注5) 「面積」欄の () 書きで重複する区分の面積を記載する。

3 特定用途制限地域

(書式例)

〇〇(準)都市計画特定用途制限地域の決定(変更) (〇〇市決定)

(準)都市計画特定用途制限地域を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 ()	約 ha		
〃 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注3) 複数市町を含む都市計画区域内における市町決定については、用途地域の例により処理する。

4 特例容積率適用地区

(書式例)

〇〇都市計画特例容積率適用地区の決定（変更）（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画特例容積率適用地区を次のように決定（変更）する。

種 類	面 積	建築物の高さの 最高限度	備 考
特例容積率適用地区 ()	約 ha		
〃 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注3) 複数市町を含む都市計画区域内における市町決定については、用途地域の例により処理する。

5 高層住居誘導地区

(書式例)

〇〇都市計画高層住居誘導地区の決定(変更) (山口県決定(〇〇市決定))

都市計画高層住居誘導地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	建築基準法第52条第1項第5号に規定する建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	備 考
高層住居誘導地区 ()	約 ha				
〃 ()	約 ha				
合 計	約 ha				

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注3) 複数市町を含む都市計画区域内における市町決定については、用途地域の例により処理する。

6 高度地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画高度地区の決定(変更) (〇〇市決定)

(準)都市計画高度地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高度地区 ()	約 ha		
〃 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注3) 「建築物の高さの最高限度又は最低限度」欄には、制限内容を明確に記載する。

7 高度利用地区

(書式例)

〇〇都市計画高度利用地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画高度利用地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建蔽率 の最高限度	建築物の建築面 積の最低限度	備 考
高度利用地区 ()	約 ha	〇〇/10以下	〇〇/10以下	〇〇/10以下	m ² 以上	
高度利用地区 ()	約 ha	〇〇/10以下	〇〇/10以下	〇〇/10以下	m ² 以上	
合 計	約 ha					

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

8 特定街区

(書式例)

〇〇都市計画特定街区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画〇〇特定街区を次のように決定(変更)する。

名 称	位 置	面 積	建築物の容積率	建築物の高さの 最高限度	備 考
〇〇特定街区	〇〇市〇〇町〇 丁目	約 ha	〇〇/10	m	
		約 ha	〇〇/10	m	
合 計		約 ha			

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

注3) 一の特定街区に、二以上の制限の異なる街区を決定しようとするときは、それぞれの区分ごとに別行とし、合計する。

注4) 二以上の特定街区を一括して決定(変更)することもできる。この場合、本文表示を「都市計画〇〇特定街区ほか〇〇街区を次のように決定(変更)する。」として適用する。

9 都市再生特別地区

(書式例)

〇〇都市計画都市再生特別地区の決定（変更）（山口県決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように決定（変更）する。

種 類	面 積	建築物等 の誘導す べき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の建 築面積の最 低限度	建築物の 高さの最 高限度	備 考
都市再生 特別地区 ()	約 ha		00/10以下	00/10以下	00/10以下	m ²	m	
合 計	約 ha							

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

注1）誘導すべき用途の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2）面積は、小数点以下第1位まで記載する。

10 居住調整地域

(書式例)

〇〇都市計画居住調整地域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画居住調整地域を次のように決定（変更）する。

種 類	面 積	備 考
居住調整地域	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1）「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

11 居住環境向上用途誘導地区

(書式例)

〇〇都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画居住環境向上用途誘導地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	備 考
居住環境向上 用途誘導地区 ()	約 ha			
〃 ()	約 ha			
合 計	約 ha			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 誘導すべき用途及び容積率の最高限度の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

12 特定用途誘導地区

(書式例)

〇〇都市計画特定用途誘導地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定(変更)する。

種 類	面 積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	備 考
特定用途誘導地区 ()	約 ha			
〃 ()	約 ha			
合 計	約 ha			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 誘導すべき用途及び容積率の最高限度の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

13 特定防災街区整備地区

(書式例)

〇〇都市計画特定防災街区整備地区の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定（変更）する。

種 類	面 積	建築物の敷地面積の最低限度	備 考
特定防災街区整備地区 ()	約 ha		
〃 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

注 1）最低限度の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。

注 2）「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下 1 位まで記載する。

14 防火地域及び準防火地域

(書式例)

〇〇都市計画防火地域及び準防火地域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように決定（変更）する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 ha	
準防火地域	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下 1 位まで記載する。

注 2) 変更の場合も、当該都市の防火地域又は準防火地域の全部を記載する。

注 3) 防火地域又は準防火地域を単独で決定（変更）する場合は必要のないものを削除する。

15 景観地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画景観地区の決定(変更)(〇〇市決定)

(準)都市計画〇〇景観地区を次のように決定(変更)する。

名 称	〇〇景観地区			
		地区の区分		
面 積	合 計 約 ha	約 ha	約 ha	約 ha
建築物の形態意匠の制限				
建築物の高さの最高限度又は最低限度				
壁面の位置の制限				
建築物の敷地面積の最低限度				
備 考				

「位置、区域及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理 由

- 注1) 「地区の区分」欄には、区域を区分してそれぞれ異なる制限内容を定める場合に設けるものとし、計画図に 適当な凡例をもって明らかにする。
- 注2) 区域を区分してそれぞれ異なる制限内容を定める場合には、「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について、それぞれの区分ごとに制限内容を定めることのほか、地区全体に共通の制限と区分された地区ごとの制限を分けて定めること等もできる。
- 注3) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

16 風致地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画風致地区の決定(変更) (山口県決定(〇〇市決定))

(準)都市計画〇〇風致地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇風致地区	約 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 二以上の風致地区を一括して決定(変更)することもできる。この場合、特定街区の例を参考にする。

17 駐車場整備地区

(書式例)

〇〇都市計画駐車場整備地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画駐車場整備地区を次のように決定(変更)する。

面 積	備 考
約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 駐車場整備地区が数地区に分かれている場合は、例えばそれぞれの地域ごとの名称及び面積を「備考」欄に記載することが考えられる。

18 臨港地区

(書式例)

〇〇都市計画臨港地区の決定(変更) (山口県決定(〇〇市決定))

都市計画臨港地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇臨港地区	約 ha 約 ha	〇〇区 約 ha (〇〇市大字〇〇) 〇〇区 約 ha (〇〇市〇〇町〇〇丁目) 分区指定無し 約 ha ()
〇〇臨港地区	約 ha	〇〇区 約 ha (〇〇市大字〇〇)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で小数点以下1位まで記載する。

注2) 「備考」欄には、分区の名称、分区ごとの面積及び位置の概略を記載する。

注3) 二以上の臨港地区を一括して決定(変更)することもできる。

19 歴史的風土特別保存地区

(書式例)

〇〇都市計画歴史的風土特別保存地区の決定(変更) (山口県決定)

都市計画〇〇歴史的風土特別保存地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇歴史的風土特別保存地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 二以上の歴史的風土特別保存地区を一括して決定(変更)することもできる。この場合特定街区の例を参考にする。

20 緑地保全地域

(書式例)

〇〇都市計画緑地保全地域の決定(変更) (山口県決定(〇〇市決定))

都市計画〇〇緑地保全地域を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇特別緑地保全地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

21 特別緑地保全地区

(書式例)

〇〇都市計画特別緑地保全地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画〇〇特別緑地保全地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇特別緑地保全地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 二以上の特別緑地保全地区を一括して決定(変更)することもできる。この場合特定街区の例を参考にする。

22 緑化地域

(書式例)

〇〇都市計画緑化地域の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画緑化地域を次のように決定(変更)する。

面 積	緑化施設の緑化率の最低限度	備 考
約 ha	〇〇/10以上	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 「緑化施設の緑化率の最低限度」欄は都市緑地法第34条第3項及び第35条の規定による。

23 流通業務地区

(書式例)

〇〇都市計画流通業務地区の決定(変更) (山口県決定)

都市計画〇〇流通業務地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇流通業務地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 二以上の流通業務地区を一括して決定(変更)することもできる。この場合特定街区の例を参考にする。

24 生産緑地地区

(書式例)

〇〇都市計画生産緑地地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように決定(変更)する。

面 積	備 考
約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で小数点以下1位(1ha 未満のものにあつては小数点以下第2位)まで記載する。

注2) 生産緑地地区が数地区に分かれている場合は、例えばそれぞれの地域ごとの名称及び面積を「備考」欄に記載することが考えられる。

25 伝統的建造物群保存地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画伝統的建造物群保存地区の決定(変更) (〇〇市決定)

(準)都市計画〇〇伝統的建造物群保存地区を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	備 考
〇〇伝統的建造物群保存地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下1位まで記載する。

注2) 「備考」欄には、例えば規制内容及び保存のための必要な措置の概略を記載する。

注3) 二以上の伝統的建造物群保存地区を一括して決定(変更)することもできる。この場合特定街区の例を参考にする。

26 航空機騒音障害防止地区

(書式例)

〇〇都市計画航空機騒音障害防止地区の決定（変更）（山口県決定）

都市計画〇〇航空機騒音障害防止地区を次のように決定（変更）する。

面 積	備 考
約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「面積」欄には、ha 単位で記載すること。ただし、10ha 未満のものにあつては小数点以下 1 位まで記載する。

注 2) 「備考」欄には、例えば特定空港名を記載する。

第5款 促進区域

1 市街地再開発促進区域

(書式例)

〇〇都市計画市街地再開発促進区域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画〇〇市街地再開発促進区域を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇市街地再開発促進区域
位 置		〇〇市〇〇町〇丁目
面 積		約 ha
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	
	公園及び緑地	
	下水道	
	その他の 公共施設	
単位整備区		〇区

「区域、公共施設の配置及び単位整備区の区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、ha 単位で小数点以下1位（1ha 未満のものにあつては小数点以下第2位）まで記載する。

注3) 「公共施設の配置及び規模」は、区域内の都市計画施設に関する事項を記載し、その他（区画街路等）については、配置の方針を記載する。

2 土地区画整理促進区域

(書式例)

〇〇都市計画土地区画整理促進区域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画〇〇土地区画整理促進区域を次のように決定（変更）する。

名 称	〇〇土地区画整理促進区域
位 置	〇〇市〇〇町〇丁目
面 積	約 ha
住宅市街地としての 開発の方針	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注 2) 「面積」欄には ha 単位で小数点以下 1 位（1 ha 未満のものにあつては小数点以下第 2 位）まで記載する。

注 3) 「住宅市街地としての開発の方針」欄には、住宅地の整備に関する事項及び公共施設の整備に関する事項を記載する。

3 住宅街区整備促進区域

(書式例)

〇〇都市計画住宅街区整備促進区域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画〇〇住宅街区整備促進区域を次のように決定（変更）する。

名 称	〇〇住宅街区整備促進区域
位 置	〇〇市〇〇町〇丁目
面 積	約 ha
住宅街区としての 整備の方針	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1）表示方法は、土地区画整理促進区域の例による。

注2）「住宅街区としての整備の方針」欄には、住宅計画の目標に関する事項及び公共施設の整備に関する事項を記載する。

4 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

(書式例)

〇〇都市計画拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域を次のように決定（変更）する。

名 称	〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
位 置	〇〇市〇〇町〇丁目
面 積	約 ha
拠点業務市街地としての開発整備の方針	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1）表示方法は、土地区画整理促進区域の例による。

注 2）「拠点業務市街地としての開発整備の方針」欄には、業務地の整備に関する事項及び公共施設の整備に関する事項を記載する。

第6款 遊休土地転換利用促進地区

1 遊休土地転換利用促進地区

(書式例)

〇〇都市計画遊休土地転換利用促進地区の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画〇〇遊休土地転換利用促進地区を次のように決定(変更)する。

名 称	〇〇遊休土地転換利用促進地区
位 置	〇〇市〇〇町〇丁目
面 積	約 ha
備 考	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

第 7 款 被災市街地復興推進地域

1 被災市街地復興推進地域

(書式例)

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画〇〇被災市街地復興推進地域を次のように決定(変更)する。

名 称	〇〇被災市街地復興推進地域
位 置	〇〇市〇〇町〇丁目
面 積	約 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	
被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限が行われる期間満了の日	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注 2) 「面積」欄には、小数点以下第 1 位まで記載する。

第8款 都市施設

共通事項

- 1 書式例を示していない施設については、類似施設の例によること。
- 2 表示方法は、線的施設については「道路」、面的施設については「公園」、複合施設については「下水道」を標準として記載してあるので、特に変更等の場合は、それぞれの例示を参考として運用すること。

1 道路

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画道路の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画道路を次のように決定する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m		〇車線	〇〇m		
	車線の数の内訳		〇車線			約 m					
			〇車線			約 m					
	構造形式の内訳		〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目		約 m	嵩上式		m 〇～〇		
						約 m	地表式		m 〇～〇	JR〇〇線と立体（平面）交差 〇箇所 自動車専用道路と立体交差 〇箇所 幹線街路〇〇線と立体交差 〇箇所 幹線街路と平面交差〇箇所	
	幅員の内訳		〇〇m			約 m					
			〇〇m			約 m					
なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。											
〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	地表式	〇車線	〇〇m	自動車専用道路と立体交差 〇箇所 幹線街路と平面交差〇箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「延長」欄には、10m単位（一の位を四捨五入）、「幅員」欄には、m単位で記載する。

注3) 「車線の数」欄には、標準となる車線の数に記載する。なお、特殊街路その他の車線がない道路においては、「車線の数」は定めない。

注4) 「幅員」欄には、標準となる有効幅員を記載する。

注5) 「車線の数の内訳」欄には、一路線において異なる車線の数がある場合（ただし、交差点等に設けられる右左折車線は「車線」とはみなさない。又、立体交差部分で側道を設ける場合は、異なる車線の数として取り扱わない。）に設けることとし、各車線の数ごとの累積延長をそれぞれの「区域」欄に記載する。

注6) 「構造形式の内訳」欄には、一路線において構造形式が二以上ある場合に設ける。その記載方法は、起点側から終点側に向かって順次、地表式以外の異なる構造形式を有する区間ごとに、当該構造形式

を記載し、最後に地表式の全区間をまとめて一区間とみなして、「地表式」と記載し、それぞれの構造形式に対応する項に、位置（ただし、地表式にあっては不要）、区域及び幅員（ただし、異なる幅員がある場合は、最小幅員と最大幅員）をそれぞれ記載する。

注7) 「構造形式」欄には、一区間において、二以上の構造形式がある場合には、それぞれの構造を併記する。

注8) 地表式の区間において鉄道等と交差する場合は次による。この場合において「構造形式の内訳」欄が設けられる場合にあっては、「構造形式の内訳」の「地表式」の項に記載する。

(1) 自動車専用道路の場合

鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。

(2) 幹線街路及び区画街路の場合

イ 鉄道との交差は、平面、立体ともに個別に記載する。

ロ 自動車専用道路と立体交差する場合についてはその箇所数を記載する。

ハ 幹線街路と立体交差する場合は個別に記載し、平面交差についてはその箇所数を記載する。

(3) 特殊街路の場合

鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。

注9) 「幅員の内訳」欄には、一路線において、異なる幅員が存する場合に設けることとし、各幅員の累積延長をそれぞれの「区域」の欄に記載する。

注10) 自動車専用道路の「出入口、休憩施設等」は、なお書きとしその位置を記載し、「備考」欄には、例えば、出入口の方向及び接続道路等を記載することが考えられる。

例：なお、〇〇地内に出入口を設ける。（「備考」起点方向出口、終点方向入口、都市計画道路〇〇線に接続）

例：なお、〇〇地内にジャンクションを設ける。（「備考」〇〇縦貫自動車道に接続）

注11) 交通広場（駅前にあっては駅前広場）、駐車場等を設ける場合は、区域の説明上必要な場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、その規模等を記載することが考えられる。

なお、駐車場にあっては、「備考」欄には、例えば、駐車台数を記載することが考えられる。

それ以外で参考として必要な場合は、「備考」欄を利用する。

例：なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。（「備考」面積約〇〇㎡）

例：〇〇市〇〇町〇丁目～〇丁目に共同溝を設ける。

注12) 特殊街路の場合、備考欄に歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、都市モノレール専用道、路面電车道等の別を記載する。

注13) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「理由」欄の中に次の例のように記載する。

例：また、本都市計画による〇・〇・〇 〇〇線事業が周辺環境に与える影響については、〇・〇・〇 〇〇線環境影響評価書に示すとおり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

(2) 変更

(書式例)

〇〇都市計画道路の変更（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画道路中〇・〇・〇 〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における鉄 道等との交差の構造	
〇〇	〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	〇〇式	〇車線	〇〇m	〇〇と〇〇交差〇箇所 〇〇と〇〇交差〇箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注 1）表示方法は、決定の例による。

注 2）上記は、路線変更の例にあるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。

例 1：名称変更を伴う変更の場合

都市計画道路中〇・〇・〇 〇〇線を〇・〇・〇 〇〇線に名称を改め、次のように変更する。

例 2：新たに路線を追加する場合

都市計画道路に〇・〇・〇 〇〇線ほか〇路線を次のように追加する。

例 3：一部廃止

都市計画道路中〇・〇・〇 〇〇線を廃止する。

（備考欄）この場合、計画書及び計画図は省略。

例 4：内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合

次のように本文表示を書き分け、所要の表示を行う。

1 都市計画道路中〇・〇・〇 〇〇線を〇・〇・〇 〇〇線に、〇・〇・〇 〇〇線を〇・〇・〇 〇〇線に名称を改め、〇・〇・〇 〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。

2 都市計画道路に〇・〇・〇 〇〇線ほか〇路線を次のように追加する。

3 都市計画道路中〇・〇・〇 〇〇線及び〇・〇・〇 〇〇線を廃止する。

（備考） 3 の項については、計画書及び計画図は省略。

(参考)

1 種別

自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等もっぱら自動車の交通のように供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	(イ) もっぱら歩行者、自転車又は歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 (ロ) もっぱら都市モノレール等の交通のように供する道路

2 構造形式

(1)

嵩上式	道路面が地表面より概ね5m以上高い区間が350m以上連続している区間をいう。
掘割式	道路面が地表面より概ね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。
地下式	道路が350m以上連続して地下にある区間をいう。
地表式	嵩上式、掘割式、地下式の区間以外の区間をいう。

(2) 幅員

幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいう。

3 名称

番号付し方：区分・規模・一連番号

(1) 区分

番 号	内 容
1	自動車専用道路
3	幹線街路に相当するもの
7	区画街路
8	特殊街路（イ）に相当する歩行者専用道、自転車専用道又は、自転車歩行者専用道
9	特殊街路（ロ）に相当する都市モノレール専用道等

(2) 規模

番 号	内 容
1	40m以上
2	30m以上40m未満
3	22m以上30m未満
4	16m以上22m未満
5	12m以上16m未満
6	8 m以上12m未満
7	8 m未満

(3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付すること。

(したがって、同一の区分であれば規模が異なっても一連番号は、重複しない。)

2 通路

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画通路の決定 (〇〇市決定)

都市計画通路を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積		備 考
番 号	路線名		幅 員	延 長	
○	〇〇線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇m	約 m	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。複数の町丁目又は字にまたがる場合は、起点、終点を記載する。

注2) 「延長」欄には10m単位（一の位を四捨五入）、「幅員」欄にはm単位で記載する。

注3) 「幅員」欄には、標準幅員を記載する。

注4) 「備考」欄には、構造形式等、参考として必要な事項を記載する。

注5) 道路として管理される予定のものは「道路」として定めること。

(2) 変更

「道路」の変更の例による。

3 都市高速鉄道

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画都市高速鉄道の決定（山口県決定）

都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
〇〇	〇〇鉄道 〇〇線	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	約 m			線路線数 〇
	内 訳	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	約 m	嵩上式		
					約 m	地表式	幹線街路〇〇線と 平面交差 幹線街路と立体交 差〇箇所	
		なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に〇〇駅を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「延長」欄には10m単位（一の位を四捨五入）で記載する。

注3) 「内訳」欄の記載並びに「構造形式」欄を併記する場合については道路の例による。

注4) 地表式の区間においては、幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、鉄道、自動車専用道路及び幹線街路との立体交差についてはその箇所数を記載する。

注5) 線路線数を記載する場合は、単線の場合は「1」、複線の場合は「2」等として「備考」欄に記載する。

例：線路線数2

注6) 連続立体交差事業関係の決定については、それぞれ個別の計画決定（番号も省略）として処理する。
この場合、「備考」欄には、例えば、「連続立体交差事業」と記載することが考えられる。

注7) 駅、操車場、車庫等主要な施設は、なお書きとし、その位置を記載する。

例：なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に〇〇駅を設ける。

(2) 変更

「道路」の変更の例による。

(参考)

構造形式

嵩上式	線路の施工基面が地表面より概ね 5 m 以上である区間が 350m 以上連続している区間
掘割式	線路の施工基面が地表面より概ね 5 m 以下である区間が 350m 以上連続している区間で地下式の区間以外のもの
地下式	線路構造物の大部分が地下にある区間が 350m 以上連続している区間
地表式	線路の施工基面が概ね地表にある区間で、嵩上式、掘割式及び地下式の区間以外の区間

4 軌道

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画軌道の決定 (〇〇市決定)

都市計画軌道を次のように決定する。

名 称		位 置			区 域	備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	
〇〇	〇〇鉄道 〇〇線	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	〇〇市〇〇町 〇丁目	約 m	線路線数〇
		なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に〇〇停留所を設ける。				

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「延長」欄には10m単位(一の位を四捨五入)で記載する。

注3) 線路線数を記載する場合は、単線の場合は「1」複線の場合は「2」等として「備考」欄に記載する。

例：線路線数2

注4) 停留所、車庫等主要な施設は、なお書きとし、その位置を記載する。

(2) 変更

「道路」の変更の例によること。

5 駐車場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画駐車場の決定 (〇〇市決定)

都市計画駐車場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	構 造	備 考
番 号	駐車場名				
○	〇〇自動車駐車場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	地上〇層 地下〇層	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「自動車駐車場」と「自転車駐車場」とは別葉とする。

注2) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注3) 「面積」欄には、駐車場の敷地の面積をいい、100m² (1,000m² 未満のものにあつては、10m²) 単位で記載する。

注4) 「構造」欄には、地上及び地下の階層を記載する。

注5) 「備考」欄には、例えば、概ねの駐車台数、出入口の箇所数を記載することが考えられる。

例：約〇〇台、出入口〇箇所

(2) 変更

「道路」の変更の例によること。

6 自動車ターミナル

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画自動車ターミナルの決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画自動車ターミナルを次のように決定する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	ターミナル名			
〇〇ターミナル	〇	〇〇ターミナル	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「種別」欄には、トラックターミナル又はバスターミナルの別を記載する。

注2) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注3) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

注4) 「構造」欄には、地上及び地下の階層を記載する。

注5) 「備考」欄には、例えば、概ねのバース数、階層及び専用と一般の別を記載することが考えられる。

(2) 変更

「道路」の変更の例によること。

7 空港

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画空港の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画空港を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	空 港 名			
○	〇〇空港	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

注3) 「備考」欄には、例えば、空港整備法による空港の種類及び滑走路の延長（滑走路が二以上ある場合にそれぞれの延長）を記載することが考えられる。

(2) 変更

「道路」の変更の例によること。

8 港湾

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画港湾の決定 (〇〇市決定)

都市計画港湾を次のように決定する。

名 称		位 置	備 考
番 号	港湾名		
○	〇〇港	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

(2) 変更

「道路」の変更の例によること。

9 公園

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画公園の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画公園を次のように決定する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
〇〇	〇	〇〇公園	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、次により記載する。

イ) 街区公園 小数点以下第2位まで

ロ) その他 小数点以下第1位まで

注3) 「備考」欄には、主要な公園施設を記載する。

注4) 二以上の都市計画区域にわたる場合の本文表示は、次の例による。

例：〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画公園を次のように決定する。

(2) 変更

(書式例)

〇〇都市計画公園の変更（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園ほか〇公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
〇〇	〇	〇〇公園	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1）表示方法は、決定の例による。

注 2）上記は、区域等の変更の例であるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。

例 1：名称変更を伴う変更の場合

都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園を〇・〇・〇 〇〇公園に名称を改め、次のように変更する。

例 2：新たに都市計画公園を追加する場合

都市計画公園に〇・〇・〇 〇〇公園ほか〇公園を次のように追加する。

例 3：一部廃止

都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園を廃止する。

（備考）この場合、計画書及び計画図は不要

例 4：内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合、次のように本文表示を書きわけ、所要の表示を行う。

1 都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園を〇・〇・〇 〇〇公園に、都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園を〇・〇・〇 〇〇公園に名称を改め、〇・〇・〇 〇〇公園ほか〇公園を次のように変更する。

2 都市計画公園に〇・〇・〇 〇〇公園ほか〇公園を次のように追加する。

3 都市計画公園中〇・〇・〇 〇〇公園を〇・〇・〇 〇〇公園及び〇・〇・〇 〇〇公園を廃止する。

（備考）3の項については、計画書及び計画図は不要

(参考)

1 種類

種 類		種 別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する目的とする公園。 誘致距離1km以内の範囲で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	主として市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯及び運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。 都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。 都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園			風致公園、動植物公園、歴史公園及び墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園		主として一の市町の区域を越える広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的ブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準として配置する。

2 名称

番号の付し方：区分・規模・一連番号

(1) 区分

番 号	内 容
2	街区公園
3	近隣公園
4	地区公園
5	総合公園
6	運動公園
7	風致公園
8	動植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園
9	広域公園

(2) 規模

番 号	面 積 の 範 囲
2	1 ha未満
3	1 ha以上 4 ha未満
4	4 ha以上10ha未満
5	10ha以上50ha未満
6	50ha以上300ha未満
7	300ha以上のもの

(3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付すること。

(従って、同一の区分であれば規模が異なっても一連番号は、重複しない。)

10 緑地

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画緑地の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画緑地を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
〇	〇〇緑地	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、小数点以下第1位（1 ha 未満のものにあつては小数点以下第2位）まで記載する。

(2) 変更

「公園」の変更の例によること。

11 広場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画広場の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画広場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	広場名			
○	〇〇広場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、緑地の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例によること。

12 運動場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画運動場の決定（〇〇市決定）

都市計画運動場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	運動場名			
○	〇〇運動場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、緑地の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例によること。

13 墓園

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画墓園の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画墓園を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	墓園名			
○	〇〇墓園	〇〇市〇〇町〇丁目	約 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、緑地の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例によること。

14 水道

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画水道の決定（山口県決定）

都市計画水道を次のように決定する。

1 水道の名称 〇〇水道

2 管路

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇導水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	
〇〇送水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	
〇〇配水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

3 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〇〇貯水施設	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	
〇〇取水施設	〇〇市〇〇町〇丁目	
〇〇浄水施設	〇〇市〇〇町〇丁目	
〇〇給水場	〇〇市〇〇町〇丁目	
〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 二以上の都市計画区域にわたる場合の本文表示は次の例による。

例：〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画水道を次のように決定する。

注2) 「2 管路」については主要なものを記載する。

注3) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注4) 管路の「備考」欄には、例えば、給水区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載することが考えられる。

例：給水区域約〇〇ha

注5) 「3 その他の施設」の「備考」欄には、例えば、面積を記載することが考えられる。

例：（〇〇貯水施設）〇〇ha、（〇〇取水施設）〇〇m²、（〇〇浄水施設）〇〇m²、（〇〇給水場）〇〇m²、（〇〇ポンプ場）〇〇m²

(2) 変更

「流域下水道」の例による。

15 下水道

(1) 流域下水道

①当初決定

(書式例)

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の決定（〇〇県決定）

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道を次のように決定する。

1 下水道の名称 〇〇流域下水道

2 排水区域

接続する下水道	備 考
〇〇都市計画〇〇公共下水道 〇〇都市計画〇〇公共下水道 〇〇都市計画〇〇特定環境保全公共下水道	

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〇〇ポンプ場 〇〇処理場 〇〇調整池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 排水区域の「接続する下水道」は、流域関連公共下水道の名称を記載する。又、流域関連公共下水道の接続点と結合する幹線管渠はすべて記載する。

注2) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。

注3) 「起点」は、下流側とする。

注4) 「4 その他の施設」の「備考」欄には、例えば面積を記載することが考えられる。

例：（〇〇ポンプ場）〇〇m²、（〇〇処理場）〇〇m²、（〇〇調整池）〇〇m²

②変更

(書式例)

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の変更（〇〇県決定）

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3 下水管渠」中〇〇幹線ほか〇線を次のように変更する。

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 既定の流域下水道の一部を変更する場合は、計画書中当該変更に係る部分だけを表示すれば足りるものとする。

注2) 表示方法は、決定の例によること。

注3) 変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。

例1) 新たに施設を追加する場合

例2) 〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画流域下水道「3 下水管渠」に〇〇幹線を次のように追加する。

例3) 施設の変更、追加を同時に行う場合

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画流域下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中〇〇幹線を次のように変更し、同流域下水道「4 その他の施設」に〇〇ポンプ場を次のように追加する。

例4) 一部廃止

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画流域下水道「3 下水管渠」中〇〇幹線を廃止する。

(備考) この場合、計画表及び計画図は不要。

注4) 既定の流域下水道に新しく他の都市計画に係る流域下水道を追加する場合は、既定の都市計画に係る流域下水道の変更と新しく追加される都市計画に係る流域下水道の決定として取り扱う。

例：〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の変更並びに〇〇都市計画下水道の決定（山口県決定）

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画流域下水道を次のように変更し、〇〇都市計画流域下水道を次のように決定する。

(備考) 計画表は、追加部分を含んだ全体を表示する。

(2) 公共下水道及び都市下水路

①当初決定

(書式例)

〇〇都市計画下水道の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画公共下水道（都市下水路）を次のように決定する。

1 下水道の名称 〇〇公共下水道（都市下水路）

2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。」

（備考）面積 約〇〇ha 汚水 約〇〇ha
雨水 約〇〇ha

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〇〇ポンプ場 〇〇処理場 〇〇調整池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 公共下水道と都市下水路は別葉とする。

注2) 都市計画区域に二以上の同種の下水道（ただし、都市下水路を除く。）がある場合は、それぞれにつき一葉の計画書とする。

注3) 排水区域は下水を排除すべき区域を記載する。なお、排水区域の「備考」欄には、例えば、汚水処理区域の面積を記載することが考えられる。

注4) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注5) 起点は、下流側とする。

注6) 「2 排水区域」「4 その他の施設」の「備考」欄には、例えば、面積を記載することが考えられる。

例：（〇〇ポンプ場）〇〇m²、（〇〇処理場）〇〇m²、（〇〇調整池）〇〇m²

注7) 排水区域が1,000ha以下である場合であって都市施設として定めるものが無くなる場合には、何らかの施設を定める必要がある。

②変更

「流域下水道」の変更の例による。

16 汚物処理場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画汚物処理場の決定 (〇〇市決定)

都市計画汚物処理場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	汚物処理場名			
○	〇〇汚物処理場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には、100m² (1,000m²未満のものにあつては10m²) 単位で記載する。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

17 ごみ焼却場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画ごみ焼却場の決定 (〇〇市決定)

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
○	〇〇ごみ焼却場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、汚物処理場の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

18 ごみ処理場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画ごみ処理場の決定 (〇〇市決定)

都市計画ごみ処理場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ処理場名			
○	〇〇ごみ処理場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、汚物処理場の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

19 ごみ運搬用管路

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画ごみ運搬用管路の決定 (〇〇市決定)

都市計画ごみ運搬用管路を次のように決定する。

1 ごみ運搬用管路の名称 〇〇ごみ運搬用管路

2 管路

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

3 その他の施設

名 称	位 置	備 考
〇〇集塵センター	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 管路の「備考」欄には、例えば、集塵区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載することが考えられる。例：集塵区域約〇〇ha

注3) その他の施設の「備考」欄には、例えば、その面積を記載することが考えられる。

例：(〇〇集塵センター) 〇〇m²

(2) 変更

「流域下水道」の変更の例による。

20 地域冷暖房施設

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画地域冷暖房施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画地域冷暖房施設を次のように決定する。

- 1 地域冷暖房施設の名称 〇〇地域冷暖房施設
- 2 管路

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

- 3 その他の施設

名 称	位 置	備 考
〇〇熱発生施設	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、ごみ運搬用管路の例による。

注2) 管路の「備考」欄には、例えば、供給区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載することが考えられる。例：供給区域〇〇ha

注3) その他の施設の「備考」欄には、例えば、その面積を記載することが考えられる。

例：(〇〇熱発生施設) 〇〇m²

(2) 変更

「流域下水道」の変更の例による。

21 熱供給基幹施設

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画熱供給基幹施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画熱供給基幹施設を次のように決定する。

1 熱供給基幹施設の名称 〇〇熱供給基幹施設

2 管路

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

3 その他の施設

名 称	位 置	備 考
〇〇センター	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「2 管路」の「備考」欄には、例えば、接続する地域冷暖房施設等がある場合には、当該地域冷暖房施設の供給区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載することが考えられる。

例：供給区域約〇〇ha

注3) 「3 その他の施設」の「備考」欄には、例えば、管理センターの面積を記載することが考えられる。

例：(〇〇センター) 〇〇m²

(2) 変更

「流域下水道」の変更の例による。

22 河川

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画河川の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画河川を次のように決定する。

名 称		位 置		区 域		構 造	備 考
番 号	河川名	起 点	終 点	幅 員	延 長		
○	○○川	○○市○○町○丁目	○○市○○町○	○○～○○m	約 m	堤防式 複断面式	
		○○市○○町○丁目	○○市○○町○丁目	○○～○○m	約 m	堤防式 単断面式	
		なお、○○市○○町○丁目地内に遊水池を設ける。					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 起点は下流側とし、「位置」は町丁目又は字まで記載する。

注2) 幅員は、河川区域の幅の最大値及び最小値をm単位で記載する。

注3) 「延長」欄には、10m単位（一の位を四捨五入）で記載する。

注4) 「構造」欄の最上段には、のべ延長最大区間の構造を記載し、それと異なる構造については、異なる区間ごとに、当該構造に係る位置、区域、構造をそれぞれ記載する。

注5) 遊水池等を設ける場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、その規模等を記載することが考えられる。

例：なお、〇〇市〇〇町〇丁目地内に遊水池を設ける。（「備考」欄には、約〇〇ha を記載する。）

注6) 高規格堤防を設ける場合には、例えば「備考」欄に「高規格堤防」と記載し、「高規格堤防のうち通常の利用に供することができる土地の区域を表示する図面」を添付することが考えられる。

(2) 変更

「道路」の変更の例による。

23 運河

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画運河の決定（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画運河を次のように決定する。

名 称		位 置		区 域		構 造	備 考
番 号	運河名	起 点	終 点	幅 員	延 長		
○	○○運河	○○市○○町○丁目	○○市○○町○	○○～○○m	約 m	堤防式 複断面式	
		○○市○○町○丁目	○○市○○町○丁目	○○～○○m	約 m	堤防式 単断面式	
		なお、○○市○○町○丁目地内に舟溜場を設ける。					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、河川の例による。

(2) 変更

「道路」の変更の例による。

24 学校

(1) 当初決定

.....

(書式例)

〇〇都市計画学校の決定 (〇〇市決定)

都市計画学校を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	学校名			
○	〇〇学校	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

.....

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には 100m² (1,000m²未満のものにあつては 10m²) 単位で記載する。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

25 図書館

(1) 当初決定

.....

(書式例)

〇〇都市計画図書館の決定 (〇〇市決定)

都市計画図書館を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	図書館名			
○	〇〇図書館	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

.....

注1) 表示は、「学校」の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

26 病院

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画病院の決定 (〇〇市決定)

都市計画病院を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	病院名			
○	〇〇病院	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示は、「学校」の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

27 市場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画市場の決定 (〇〇市決定)

都市計画市場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	市場名			
○	〇〇市場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」欄には100m² (1,000m²未満のものにあつては10m²) 単位で記載する。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

28 と畜場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画と畜場の決定 (〇〇市決定)

都市計画と畜場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	と畜場名			
○	〇〇と畜場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、「市場」の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

29 火葬場

(1) 当初決定

(書式例)

〇〇都市計画火葬場の決定 (〇〇市決定)

都市計画火葬場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	火葬場名			
○	〇〇火葬場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、「市場」の例による。

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

30 一団地の住宅施設

(書式例)

〇〇都市計画一団地の住宅施設の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画（〇〇）一団地の住宅施設を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇一団地の住宅施設		
位 置		〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇丁目		
面 積		約 ha		
建築物（密度） の限度		建築面積の 敷地面積に対する割合	延べ面積の 敷地面積に対する割合	備 考
住 宅 の 予 定 の 戸 数	高 層			
	中 層			
	低 層			
	計			
配 置 の 方 針	公共施設			
	公益的施設			
	住 宅			

「区域並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」

理 由

注１）「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注２）「面積」欄には、小数点以下第１位まで記載する。

注３）「住宅の予定戸数」欄には、10戸単位で記載する。

注４）「配置の方針」欄には、次により記載する。

① 「公共施設」欄には、道路、公園等必要な公共施設の配置の方針について記載する。

② 「公益的施設」欄については、学校、幼稚園、保育所、管理事務所、購買施設、集会所等必要な公益的施設の整備方針を記載することが考えられる。

③ 住宅の配置方針については、高層、中層、低層ごとの概ねの配置の方針を記載する。

注５）法第１１条第４項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」の欄の次に「施行予定者」欄を設け記載する。

31 一団地の官公庁施設

(書式例)

〇〇都市計画一団地の官公庁施設の決定（変更）（山口県決定）

都市計画（〇〇）一団地の官公庁施設を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇一団地の官公庁施設		
位 置		〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇丁目		
面 積		約 ha		
建築物（密度） の限度		建築面積の敷地面積に対す る割合	延べ面積の敷地面積に対す る割合	備 考
		%	%	
配 置 の 方 針	公 共 施 設			
	公益的施設			
	建 築 物			

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり」

理 由

- 注１）「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。
- 注２）「面積」欄には、小数点以下第１位まで記載する。
- 注３）「配置の方針」欄には、「一団地の住宅施設」の例に準じて記載する。
ただし、「建築物配置の方針」には、建築物の概ねの位置及び規模を記載する。
- 注４）法第 11 条第 4 項の起点に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄を設け記載する。

32 流通業務団地

(書式例)

〇〇都市計画流通業務団地の決定（変更）（山口県決定）

都市計画（〇〇）流通業務団地を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇流通業務団地						
位 置		〇〇市大字〇〇字〇〇及び字〇						
面 積		約 ha						
流地 通の 業位 務置 施及 設 び の規 敷模	トラック ターミナル	約	ha		備 考			
	鉄道貨物駅	約	ha					
	中央卸売市場	約	ha					
	〇 〇 〇 〇	約	ha					
	〇 〇 〇 〇	約	ha					
	小 計	約	ha					
公位 共置 施及 設 び 規 び模 公 益 的 施 設 の	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
					m	約 m		
	公 共 施 設	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考		
					約 ha			
	公 益 的 施 設 の	駐 車 場						
		その他の 公共施設						
		公益的施設						
小 計								
建築物の建築面積の 敷地面積に対する割合		%						
建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合		%						
建築物の高さ								

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

////////////////////////////////////

- 注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。
- 注2) 「流通業務施設の敷地の規模」欄には、トラックターミナル、鉄道貨物駅、中央卸売市場、及びその他の流通業務施設について、それぞれ ha 単位で記載する。
- 注3) 「公共施設及び公益的施設の位置及び規模」欄の駐車場その他の公共施設については、必要に応じて記載する。
- 注4) 「流通業務施設の敷地の位置及び規模」欄の「備考」欄には、例えば、各施設をそれぞれ都市計画決定する場合に記載する「面積」以外の諸元を記載する。
- 注5) 「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」、「建築物の高さ」及び「壁面の位置の制限」欄については、都市計画に定めるもののみ記載する。
- 注6) 法第 11 条第 4 項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄を設け記載する。

33 防水の施設

(1) 当初決定

////////////////////////////////////

(書式例)

〇〇都市計画防水の施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画防水の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇調節池	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

////////////////////////////////////

- 注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。
- 注2) 「備考」欄には、例えば、面積を記載することが考えられる。
- 例：(〇〇調節池) 〇〇ha

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

34 防火の施設

(1) 当初決定

・・

(書式例)

〇〇都市計画防火の施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画防火の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇防火施設	〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

・・

- 注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。
注2) 「備考」欄には、例えば、面積を記載することが考えられる。
例：〇〇防火水槽〇〇㎡

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

35 防砂の施設

(1) 当初決定

・・

(書式例1)

〇〇都市計画防砂の施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画防砂の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇 (川・水系・地区) 砂防設備	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

・・

(書式例 2)

〇〇都市計画防砂の施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画防砂の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇地区 急傾斜地崩壊防止施設	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

(書式例 3)

〇〇都市計画防砂の施設の決定 (〇〇市決定)

都市計画防砂の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇地区 地すべり防止施設	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注 2) 「備考」欄には、例えば、主要な施設を記載することが考えられる。

例：(〇〇(川・水系・地区)砂防設備の場合

〇〇砂防林〇〇ha、〇〇山腹工〇〇ha、〇〇遊砂地〇〇ha、〇〇砂防ダム〇〇基、流路工〇〇m
(〇〇急傾斜地崩壊防止施設の場合)

〇〇排水施設〇〇m、〇〇擁壁工〇〇m、〇〇法面工〇〇m²
(〇〇地区地すべり防止施設の場合)

〇〇排水施設〇〇m、〇〇擁壁工〇〇m、〇〇法面工〇〇m²

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

36 防潮の施設

(1) 当初決定

.....

(書式例)

〇〇都市計画防潮の施設の決定（山口県決定）

都市計画防潮の施設を次のように決定する。

名 称	位 置	備 考
〇〇防潮施設	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目、〇〇市〇〇町〇丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

.....

注1) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「備考」欄には、例えば、主要な施設を記載することが考えられる。

例：〇〇堤防〇〇m、〇〇護岸〇〇m

(2) 変更

「公園」の変更の例による。

第9款 市街地開発事業

共通事項

市街地開発事業に関する都市計画の様式中、道路、公園及び緑地その他の公共施設の配置及び規模の欄における種別、名称、幅員、延長、面積の表示については、それぞれ都市施設としての計画書のそれに準ずること。

1 土地区画整理事業

(書式例)

〇〇都市計画土地区画整理事業の決定（変更）（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画（〇〇）土地区画整理事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇土地区画整理事業		
面 積		約 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	その他の 公共施設			
	宅地の整備			

「施行区域は計画図のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載する。

注2) 「道路」欄には、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称について記載し、施行区域内のその他の道路については、必要に応じてその標準幅員と配置の方針を記載する。

「宅地の整備」欄には、土地利用、街区の規模、宅地の整備等についてその方針を記載する。

注3) 「公園及び緑地」欄には、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称について記載し、その他の公園及び緑地については、必要に応じてその配置の方針、標準規模及び施行区域の面積に対する概ねの割合を記載する。

環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「道路」の例による。

注4) 「その他の公共施設」欄には、上記に準じて記載する。

2 新住宅市街地開発事業

(書式例)

〇〇都市計画新住宅市街地開発事業の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画（〇〇）新住宅市街地開発事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇新住宅市街地開発事業				
面 積		約 ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
				m	約 m	
	公園及び緑地	種別	名称	面 積	備 考	
				約 ha		
	下水道					
	その他の公共施設					
宅 地 の 利 用 計 画	区 分	面 積	備 考			
			比 率			
	住宅用地	約 ha				
	公益的施設用地	約 ha				
	特定業務施設用地	約 ha				
	(参考) 公共用地	約 ha				
	合 計	約 ha				
備 考						

「施行区域、公共施設の配置及び住区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、小数点第1位まで記載する。

注2) 「計画目標人口」欄には、千人単位で記載する。

注3) 「公共施設のは位置及び規模」欄については以下のとおりとする。

① 道路については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称、幅員、延長等について記載し、施行区域内のその他の道路については、その標準幅員と配置の方針を記載する。

② 公園については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称、面積について記載し、その他の公園については、その配置方針、標準規模及び施行区域の面積に対する概ねの割合を記載する。

注4) 「備考」欄には、例えば、義務教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設等必要な公益施設の配置方針を記載することが考えられる。

注5) 法第12条第5項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄を設け記載する。

3 工業団地造成事業

(書式例)

〇〇都市計画工業団地造成事業の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画（〇〇）工業団地造成事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇工業団地造成事業				
面 積		約 ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
				m	約 m	
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
				約 ha		
	下水道					
	その他の公共施設					
宅 地 の 利 用 計 画	区 分	面 積	備 考			
		約 ha				
	(参考) 公共用地	約 ha				
	合 計	約 ha				

「施行区域、公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は、「新住宅市街地開発事業」の例によること。

4 市街地再開発事業

(書式例)

〇〇都市計画第一種（第二種）市街地再開発事業の決定（変更）（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画（〇〇）第一種（第二種）市街地再開発事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇第一種（第二種）市街地再開発事業				
面 積		約 ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
				m	約 m	
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
				約 ha		
	下水道					
	その他の公共施設					
建築物の整備に 関する計画						
建築敷地の整備に 関する計画						
住宅建設の目標		戸 数	備 考			
		約 戸				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」欄には、小数点以下第1位まで記載すること。ただし、建築物の建築面積、延べ面積及び建築敷地面積については、100m²（1,000m²未満のものにあつては10m²）単位で記載する。

注2) 「公共施設の配置及び規模」欄の、下水道その他の公共施設については必要に応じて記載する。

注3) 「建築物の整備に関する計画」については、建築物が都市計画上当該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように努める。

注4) 「建築敷地の整備に関する計画」については、高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定める。

注5) 「住宅建設の目標」欄中、住宅の「戸数」欄には、10 戸単位で記載し、10 戸未満の場合は実数で記載するものとする。

5 新都市基盤整備事業

(書式例)

〇〇都市計画新都市基盤整備事業の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画（〇〇）新都市基盤整備事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇新都市基盤整備事業			
面 積		約 ha			
根供 幹す 公べ 共き 施土 設地 のの 用区 に域	道 路	約 ha			
	公園及び緑地	約 ha			
	下水道				
	その他の公共施設				
開配 発置 誘及 導規 地模 区 内 の	配置方針				
	面 積			備 考	
	約 ha				
開土 発地 誘の 導利 地用 区計 内画 の	区 分	面 積		備 考	
				比 率	
	住宅施設用地	約 ha			
	教育施設用地	約 ha			
	医療施設用地	約 ha			
	官公庁施設用地	約 ha			
	勾配施設用地	約 ha			
	工業団地造成事業用地	約 ha			
	その他の施設用地	約 ha			
	計	約 ha			

「施行区域、根幹公共施設の用に供すべき土地の区域及び開発誘導地区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 「面積」欄には、小数点第 1 位まで記載する。

注 2) 「根幹的施設のように供すべき土地の区域」欄の、道路、公園その他必要な根幹公共施設の用に供すべき土地の区域については必要に応じて記載する。

注 3) 「開発誘導地区の配置及び規模」の「備考」欄には、例えば、施行区域の面積に対する開発誘導地区の面積の割合を記載する。

注 4) 法第 12 条第 5 項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄を設け記載する。

6 住宅街区整備事業

(書式例)

〇〇都市計画住宅街区整備事業の決定（変更）（山口県決定（〇〇市決定））

都市計画（〇〇）住宅街区整備事業を次のように決定（変更）する。

名 称		〇〇住宅街区整備事業				
面 積		約 ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅員	延 長	備 考
				m	約 m	
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
				約 ha		
	下水道					
	その他の公共施設					
施設住宅の建設に 関する計画						
備 考						

「施行区域、公共施設の配置及び施設住宅の配置は計画図表示のとおり」

理 由

注１）「面積」欄には、小数点以下第１位まで記載する。

注２）「公共施設の配置及び規模」欄には、新住宅市街地開発事業の例に準じて記載する。

注３）「施設住宅の建設に関する計画」は、施設住宅及び都市計画上当該区域にふさわしい容積を備え、かつ、その敷地内に相当の空地を有するものとなるように定める。

第 10 款 市街地開発事業等予定区域

1 新住宅市街地開発事業の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画新住宅市街地開発事業の予定区域の決定（変更）（山口県決定）

都市計画（〇〇）新住宅市街地開発事業の予定区域を次のように決定（変更）する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇新住宅市街地開発事業 の予定区域	約 ha		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注）「面積」欄には、小数点以下第 1 位まで記載する。

2 工業団地造成事業の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画工業団地造成事業の予定区域の決定（変更）（山口県決定）

都市計画（〇〇）工業団地造成事業の予定区域を次のように決定（変更）する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇工業団地造成事業の 予定区域	約 ha		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注）表示方法は、「新住宅市街地開発事業の予定区域」の例による。

3 新都市基盤整備事業の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画新都市基盤整備事業の予定区域の決定(変更) (山口県決定)

都市計画(〇〇)新都市基盤整備事業の予定区域を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇新都市基盤整備事業の 予定区域	約 h a		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注) 表示方法は、「新住宅市街地開発事業の予定区域」の例による。

4 一団地の住宅施設(区域の面積が20ha以上)の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画一団地の住宅施設の予定区域の決定(変更) (〇〇市決定)

都市計画(〇〇)一団地の住宅施設の予定区域を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇一団地の住宅施設の予 定区域	約 ha		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注) 表示方法は、「新住宅市街地開発事業の予定区域」の例による。

5 一団地の官公庁施設の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画一団地の官公庁施設の予定区域の決定(変更) (山口県決定)

都市計画(〇〇)一団地の官公庁施設の予定区域を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇一団地の官公庁施設の 予定区域	約 ha		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注) 表示方法は、「新住宅市街地開発事業の予定区域」の例による。

6 流通業務団地の予定区域

(書式例)

〇〇都市計画流通業務団地の予定区域の決定(変更) (山口県決定)

都市計画(〇〇)流通業務団地の予定区域を次のように決定(変更)する。

名 称	面 積	施行予定者	備 考
〇〇流通業務団地の 予定区域	約 ha		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注) 表示方法は、「新住宅市街地開発事業の予定区域」の例による。

第 11 款 地区計画

1 地区計画

(書式例)

〇〇都市計画地区計画の決定（変更）（〇〇市決定）

都市計画（〇〇）地区計画を次のように決定（変更）する。

名 称			〇〇地区計画				
位 置			〇〇市〇〇町〇丁目				
面 積			約 ha				
地区計画の目標							
区域の整備・開発及び保全に関する方針							
土地利用に関する方針 ※注 6							
再開発等促進区					約 ha		
主要な公共施設の配置及び規模							
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模						
	地区 の 区分	地区の名称	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
		地区の面積	約 ha	約 ha	約 ha	約 ha	
	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限					
		建築物の容積率の最高限度又は最低限度					
		建築物の建蔽率の最高限度					
		建築物の敷地面積の最低限度					
		建築物の建築面積の最低限度					
		壁面の位置の制限					
		建築物等の高さの最高限度又は最低限度					
		工作物の設置の制限					
		建築物等の形態又は意匠の制限					
		かき又はさくの構造の制限					
	土 地 の 利 用 に 関 する 事 項	現存する樹林地、草地等で良好な居住 環境の確保に必要なものの保全を図 るための制限					
備 考							

「区域、地区施設の配置、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

- 注 1) 「面積」欄には、小数点以下第 1 位まで記載する。
- 注 2) 「区域の整備・開発及び保全の方針」欄には、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物の整備の方針についても記載する。また、必要に応じ、建築物等の整備にあたっての規制・誘導の方針を記載する。
- 注 3) 「地区整備計画」欄には、都市計画に定めるもののみを記載する。
- 注 4) 地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とし、その区域を計画図で明らかにする。
- 注 5) 「地区の区分」については、区域を区分してそれぞれ異なる計画内容を定める場合に設けるものとし、計画図に適当な凡例をもって明らかにする。
- 注 6) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定に基づき再開発等促進区を定める場合にあっては、当該再開発等促進区に関する「土地利用に関する基本方針」を定めること。
- 注 7) 都市計画法第 12 条の 7 の規定に基づき誘導容積制度を適用するときは、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」を「公共施設の整備の状況に応じたもの」と「当該地区整備計画の区域の特性に応じたもの」とに区分して定める。
- 注 8) 都市計画法第 12 条の 11 の規定に基づき立体道路制度を適用するときは、地区整備計画に「建築物等の敷地として併せて利用すべき区域」及び「建築物等の新築、改築又は増築の限界」を定める。

第 12 款 都市計画審議会の議を経なければならない案件

1 改良地区

(書式例)

改良地区の指定 (〇〇市申出)

改良地区指定申出の内容は次のとおりとする。

市町名	
名 称	
位 置	
面 積	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

注 1) 都市計画区域内において改良地区指定の申出を国土交通大臣にする場合は、住宅地区改良法第 4 条第 3 項に基づき都市計画審議会の議を経てしなければならない。

注 2) 「位置」欄には、町丁目又は字まで記載する。

注 3) 「面積」欄には、小数点以下第 2 位まで記載する。

2 土地改良事業の事業計画が都市計画に影響を及ぼす場合

(書式例)

1 土地改良事業の概要

(1) 名 称

(2) 位 置

(3) 施行区域

2 都市計画に影響を及ぼす内容

注 1) 土地改良法第 125 条の 2 の規定により、土地改良事業計画が都市計画に影響を及ぼす場合は、都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

3 特殊建築物（建築基準法第 51 条関係）

（書式例）

特殊建築物の位置等の概要

1 敷地の位置

（1）地名地番

（2）用途地域

（3）防火地域

（4）その他の地域地区等

2 設置者

3 用途

4 敷地面積

5 建築面積

6 延べ面積

7 建物概要

8 処理能力

9 周囲の状況

10 諮問の理由

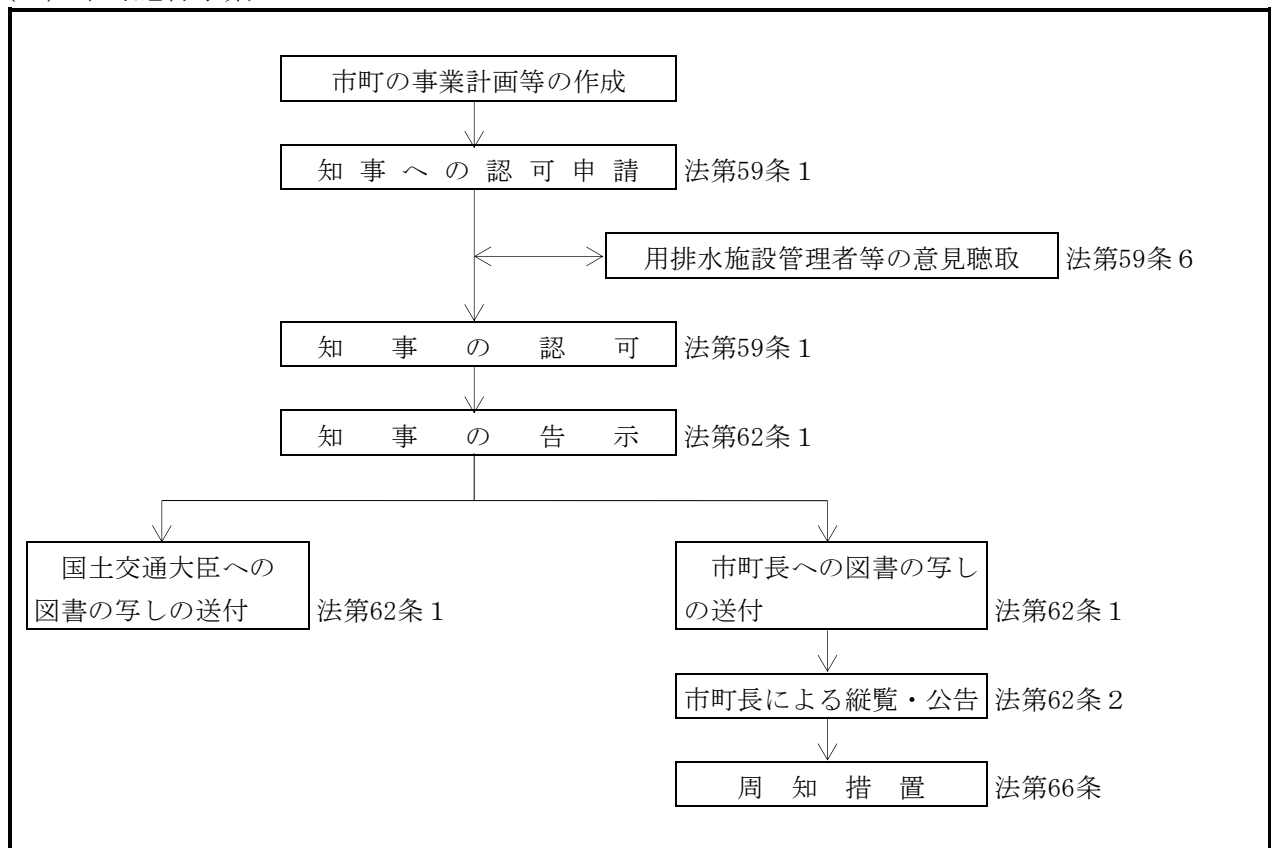
注 1） 建築基準法第 51 条において規定する特殊建築物の取扱いについては 182 頁を参考とする。

注 2） 建物概要については、建築物・工作物等を記載する。

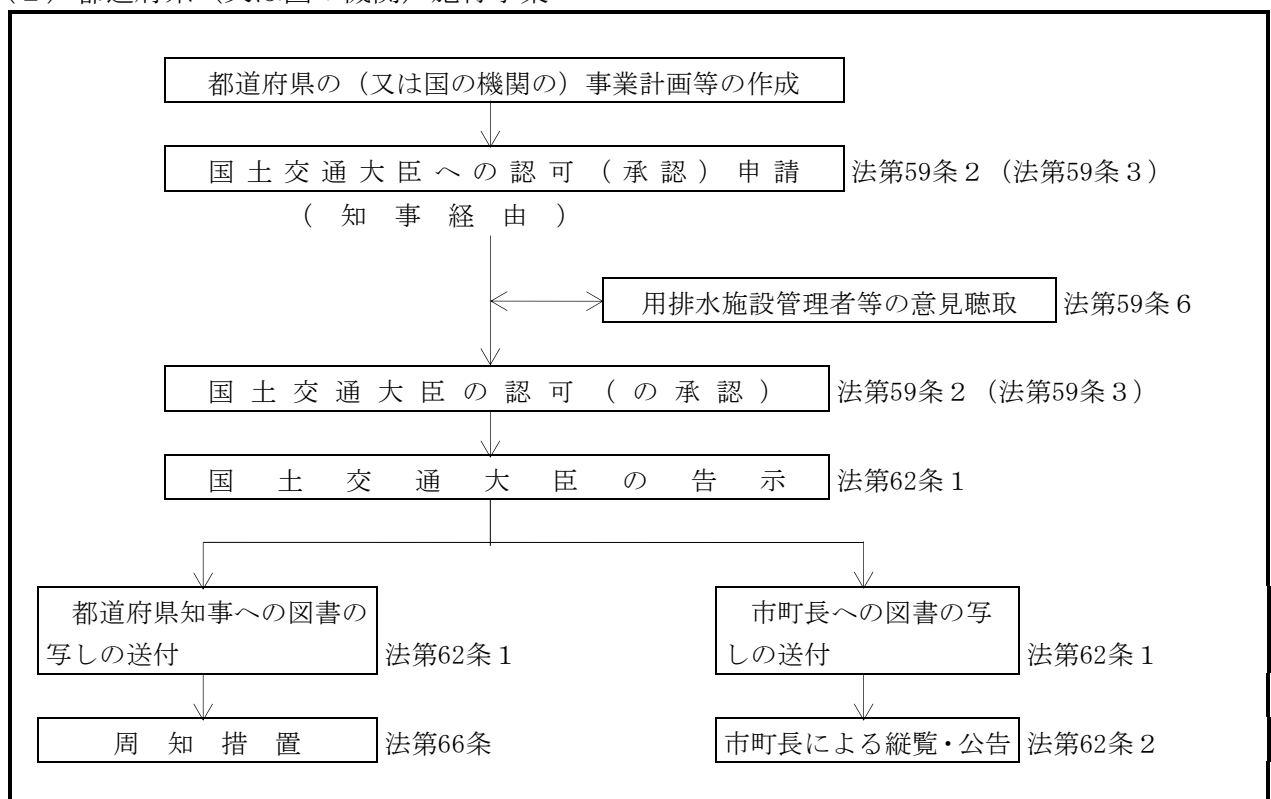
第3章 都市計画事業認可

1 事業認可手続

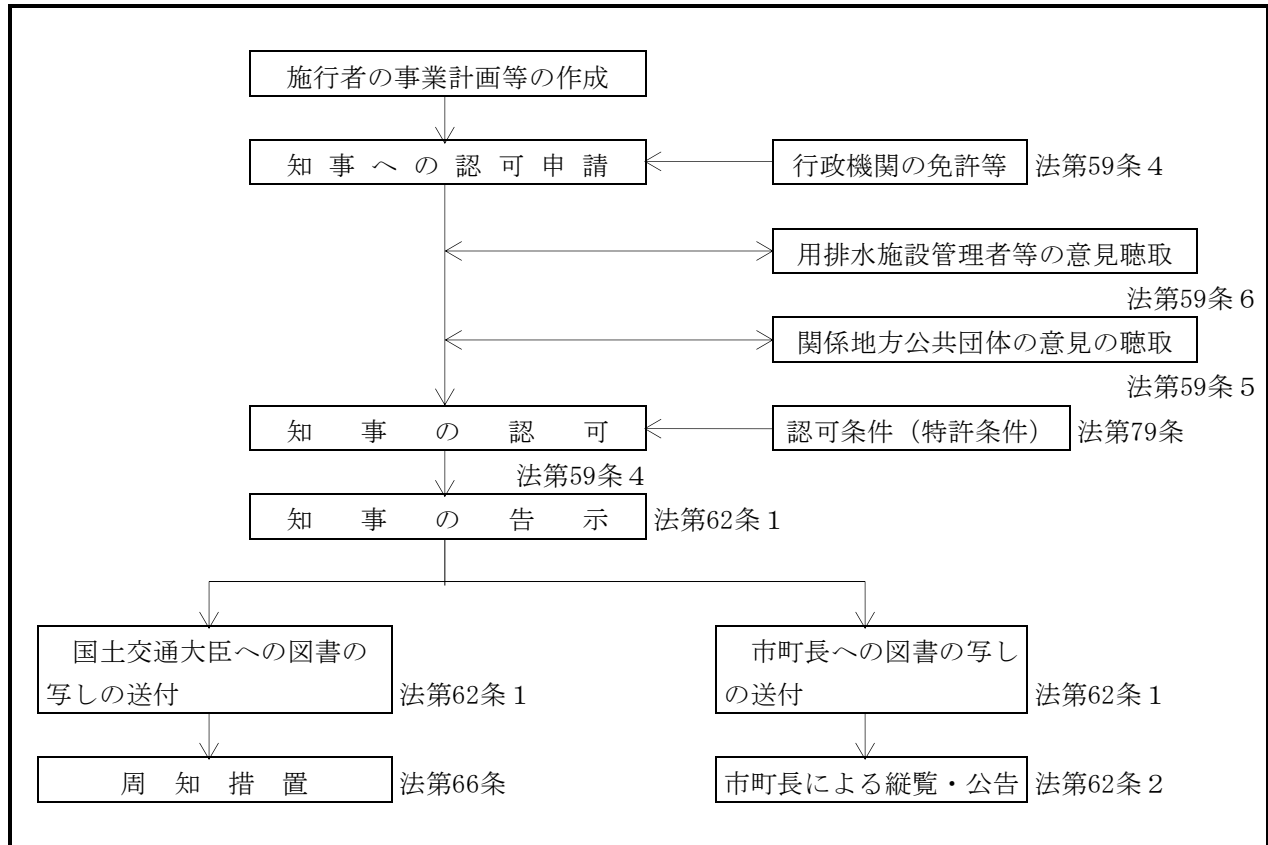
(1) 市町施行事業



(2) 都道府県（又は国の機関）施行事業



(3) 特許事業



注1) 国の機関として取り扱われるもの

西日本高速道路株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、国立大学法人及び大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人都市再生機構

注2) 用排水施設管理者等の意見聴取については、あらかじめ申請者において意見書を徴し、申請書に添付すれば、手続きを省略できる。（「都市計画に関する建設大臣の認可等について」（S44.10.30 付け建設省都計発第136号）記の2参照のこと。）

2 事業認可申請

都市計画事業の認可は、原則として知事が行うが、都道府県又は国の機関が施行するものは国土交通大臣が認可（承認）を行う。

（１）認可の申請

（書式例）

都市計画事業（事業計画変更）認可（承認）申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名又は名称

都市計画法第 59 条第 号（第 63 条第 1 項）の認可（承認）を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 施行者の名称
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - （１）収用の部分
 - （２）使用の部分
 - ロ 設計の概要
 - ハ 事業施行期間

備考

- 1 「施行者の名称」は、国の行う事業にあつては、当該事業の施行について権限を有する行政機関の名称とする。
- 2 「事業地」は、都道府県、郡、市、区、町、大字及び字をもって表すこと。
- 3 「設計の概要」については、「別添設計の概要を表示する図書のとおり」とすることができる。

※申請書の記載について

次の方法に準じ記載すること。

（１）施行者の名称

山口県

(2) 都市計画事業の種類及び名称

(例)

〇〇都市計画道路事業〇・〇・〇号△△線

〇〇都市計画公園事業〇・〇・〇号△△線

〇〇都市計画下水道事業△△公共下水道

(3) 事業計画

① 事業地

表示すべき事業地は、都市計画決定されている区域内に限るものとし、県、郡、市町、大字、及び字をもって表すこととし、収用の部分、使用の部分に分けて記載し、地内表示とする。

例1) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目並びに〇〇町〇丁目地内

例2) 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇、字〇〇及び字〇〇並びに大字〇〇字〇〇地内

事業地を変更する場合は、当初告示年、番号(数度にわたる場合は、関係ある全部の告示年、番号)を冠したうえで、変更に係る部分のみ(変更部分をわかりやすくするため)の表示とする。

例3) 平成〇〇年〇告示第〇〇号及び平成〇〇年〇告示第〇〇号の事業地に〇〇町〇丁目を加え、〇〇町〇丁目を削る。

例4) 平成〇〇年〇告示第〇〇号の事業地のうち大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更する。

なお、知事認可(市町事業)で事業地を変更する場合は、当初分と変更分両方を例1)、例2)のとおり表示する。

「収用又は使用の別」の表示は、具体的に収用又は使用する必要のある事業地の部分についてだけ表示を行うという意味ではない。事業地の全部について、当該事業による土地利用の形態が最終的に所有権の取得を要するものか、使用で足りるものであるかという区分に従い、所有権の取得を要するものであれば収用、使用で足りるものであれば使用として表示するという意味である。

なお、事業認可申請の作成時の「収用」又は「使用」の区分については、事業毎の手引き等によること。

都市計画法の施行について (S44.9.10都市局長通達抄)

X都市計画事業について

(6) 都市計画施設に関する都市計画事業の区域について

都市計画事業の事業地は、新法第60条第2項の規定により都市計画事業を施行する土地をいうが、都市計画施設の整備に関する都市計画事業については、その事業地は都市計画施設の区域の外にわたることはできないものであること。したがって、例えば、都市高速道路の区域の外側に当該都市計画高速道路を高架にするための橋脚を設けようとする場合等でこれらの区域を事業地に含める必要がある場合には、当該区域について都市計画施設に含まれるように、都市計画の変更を行うこと。

② 設計の概要

例１）（道路）

(ア) 起 点 ○○県○○市大字○○字○○ 番
終 点 ○○県○○市大字○○字○○ 番

(イ) 延 長 m
(ウ) 幅 員 m
(エ) 車 線 の 数 車線

(オ) 工事の種別

(カ) 摘 要 ○○地内に約○○㎡の広場を設ける。
○○線との立体交差の跨線橋を設ける。

(オ) (カ) については、「その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり」とすることができる。

例２）（公園）

(ア) 種 別 (街区、近隣、地区、総合、運動、広域、特殊) 公園
(イ) 地 積 約 ㎡
(ウ) 主 な 施 設 噴水池、広場、野外劇場

例３）（下水道）

(ア) 排水区域

排水区域	備 考
事業地を表示する図面のとおり	面積約○○ha 合流式 約○○ha 分流式（汚水） 約○○ha （雨水） 約○○ha 〔 複数処理区がある場合は、 内訳を表記 〕

(イ) 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
○○幹線 放流管渠	○○市○○町○丁目 ○○市○○町○丁目	○○市○○町○丁目 ○○市○○町○丁目	

(ウ) その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	面積 約〇〇m ²
〇〇処理場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	面積 約〇〇m ²
〇〇調整池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	面積 約〇〇m ²

その他別添の設計の概要を表示する図面のとおり。（事業地を表示する図面で兼ねる）

③ 事業施行期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

なお、事業単位は、事業施行期間が原則として5～7年以内で確実に施行できる見込みのあるものを定めるものとし、期間延長の変更を行う場合は、その時点における施行状況等を十分検討し、残事業を確実に執行できる見通しの下に適切な期間の延長を行うものとする。

用地の先行取得等により都市計画事業を存続する必要がある場合の期間延長は、別途考慮する。

なお、始期については、告示の日という扱いとされているので、特に指定のない限り、告示後と記載されることになる。

(書式例 1・・・当初申請の場合)

都市計画事業認可申請書

令 〇 〇 都 市 計 画 第 号
令和 年(年) 月 日

中国地方整備局長 様

山口市滝町 1 番 1 号
山口県
代表者 山口県知事 〇〇〇〇

都市計画法第 59 条第 2 項の認可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 施行者の名称
 〇〇県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 〇〇都市計画道路事業〇・〇・〇号〇〇線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分
 山口県〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目地内
 - (2) 使用の部分
 な し
 - ロ 設計の概要
 起 点 山口県〇〇市〇〇町〇丁目地内
 終 点 山口県〇〇市〇〇町〇丁目地内
 延 長 〇〇m
 幅 員 〇〇～〇〇m
 車線の数 〇車線
 その他別添の設計の概要を表示する図面のとおり。
 - ハ 事業施行期間
 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(書式例 2・・・事業地の変更の場合)

事業計画変更認可申請書

令 ○ ○ 都 市 計 画 第 号
令和 年(年) 月 日

中国地方整備局長 様

山口市滝町 1 番 1 号
山口県
代表者 山口県知事 ○○○○

都市計画法第 6 3 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1 施行者の名称

○○県

2 都市計画事業の種類及び名称

○○都市計画事業

(○○線)

○・○・○号○○線

3 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

平成○○年建設省告示第○○○号及び平成○○年国土交通省告示○○○号の事業地のうち○○
内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変 更 な し

ロ 設計の概要

延 長 ○○m

幅 員 ○○～○○m

車線の数 ○車線

その他別添の設計の概要を表示する図面のとおり。

ハ 事業施行期間

自 令和○○年○○月○○日

至 令和○○年○○月○○日

(書式例 3・・・事業施行期間の変更の場合)

事業計画変更認可申請書

令〇〇都市計画第 号

令和 年(年) 月 日

中国地方整備局長 様

山口市滝町 1 番 1 号

山口県

代表者 山口県知事 〇〇〇〇

都市計画法第 6 3 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1 施行者の名称

〇〇県

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 〇〇広域都市計画道路事業

(2) 名 称 〇・〇・〇号〇〇線

3 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

変 更 な し

(2) 使用の部分

な し

ロ 設計の概要

延 長 〇〇m

幅 員 〇〇～〇〇m

車線の数 〇車線

ハ 事業施行期間

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(令和〇〇年〇〇月〇〇日)

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 用排水施設管理者等の意見聴取

(書式例)

番 号
年 月 日

様

山口県知事 ○○○○
(○○市長)

○○都市計画○○事業について（照会）

標記事業による貴改良区所管に係る施設の変更（廃止）等について令和 年 月 日までに意見を
承知したいので照会します。

注）「事業認可の手続きの流れ」注2）参照のこと。

※添付書類

(1) 事業地を表示する図面

ア 位置図 縮尺 1/25,000 以上の都市計画総括図

イ 平面図 縮尺 1/2,500 以上の実測平面図（可能な限り縮尺の大きい図面）

(ア) 事業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色する。

(イ) 事業地内の主要な物件を図示する。

(ウ) 収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色する。

(エ) 収用又は使用の手続を保留する場合においては、(ア)～(ウ)により着色し、そのうえに黒の斜線をもって表示する。なお、(ウ)は別葉にすること。

ウ 参考図

(ア) 字界（町丁目界）図 — 収用の部分と使用の部分に分けて作成すること。

なお、平面図に字界を黒の一点鎖線で記入し、字名を付記してもよい。

(イ) 新旧対照図 — 事業地を変更する場合に作成すること。なお、適当な凡例をもって平面図に記入してもよい。

(2) 設計の概要を表示する図書

区 分	都市計画施設整備事業	市街地開発事業
設計概要説明書	次の事項について概要を記載する。 線の施設については、路線概要及び幅員構成 面的施設については、概要及び主要施設の配置	街区又は街区の構成及び主要施設の配置を記載する。
平面図	縮尺 1/2,500 以上の平面図を使用し、主要な施設の位置及び内容を図示する。 （着色は黄色、緑色及び赤色を用いないこと）	縮尺 1/2,500 以上の平面図を使用し、次の事項を図示する。 ①住区又は街区の境界 ③ 主要な施設の位置、形状及び種別
参考図 ①横断面図 ②縦断面図 ③構造図 ④各施設平面図 ⑤各階平面図	線の施設については、標準断面図として作成する。 必要な場合に作成する。 // 面的施設のうちの主要施設について作成する。 建築物を含む事業について作成する。	主要分共施設について、必要な場合に作成する。 // // // 主要建築物について作成する。

注) 認可申請書において「別添設計の概要を表示する図書のとおりに」とした設計概要説明書を添付すること。

(3) 資金計画書

資金計画書は、収支予算を明らかにして作成するものとする。この場合において、収支予算においては、収支の確実であると認められる金額を収入金として計上し、支出予算においては、適正かつ合理的な基準により算定した経費を支出金として計上するものとする。

さらに、年度別内訳が明らかになる内容のものを添付するものとする。

(書式例)

資 金 計 画 書

(単位：千円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
国庫補助金		本工事費	
県負担金		付帯工事費	
県単独費		測量試験費	
市町負担金		用地補償費	
その他		事務費	
合 計		合 計	

年 度 別 事 業 費 内 訳 書

(単位：千円)

年 度	本工事費	付帯工事費	測量及び 試験費	用地及び 補償費	事務費	合 計
合 計						

注) 下水道事業の資金計画書については、下水道法第4条第1項の事業計画の認可で使用する様式とする。

(4) 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

(5) そ の 他

ア 都市計画事業に係る都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画の種類及び名称

イ 申請の理由（県施行とする理由）

ウ 新住宅市街地開発法第 45 条第 1 項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業にあつては、ア、イの他に次のものとする。

(ア) 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者が所有する土地に接続する公共施設の用に供する土地について新住宅市街地開発事業を施行することに関する当該公共施設の管理者の同意を証する書面

(イ) 新住宅市街地開発事業を施行しようとする土地（公共施設の用に供する土地を除く）についての所有権を証する書面

(ウ) 新住宅市街地開発法第 2 条第 8 項の造成施設等の処分価額の概算額及びその算定方法を記載した書面

(公園)

(a) 建蔽率及び緑化面積率を表す調書及び図面

(b) 年度別補助単独事業費内訳書

年度別補助・単独事業費内訳書

(単位：千円)

年 度	補 助			単 独			合 計		
	施 設	用 地	計	施 設	用 地	計	施 設	用 地	計
計									

(下水道)

市町事業については、認可後、都市計画法第 62 条の規定に基づき国へ図書の写しを送付する必要があるので、必要図書を別途 2 部提出のこと。

(6) 参考図書

ア 本工事費等内訳書（下水道事業は不要）

イ 当該認可に係る総括図または計画図の写し

ウ 事業の経緯の概要を示す書面

エ 下水道事業については、下水道法第 4 条第 1 項の事業計画の認可で使用する計画書

建蔽率及び緑化面積率算出根拠

1 建蔽率

公園施設の設置基準（建築物）・・・・・・都市公園法

都市公園法第4条第1項

建築面積の総計は、敷地面積の2/100をこえてはならない。

敷地面積 $\text{m}^2 \cdots \cdots A$

建築面積 $\text{m}^2 \cdots \cdots B$

建蔽率 $B/A = \frac{\quad}{\quad} \times 100 = \quad \% < \quad \%$

	建築面積 (m ²)
合 計	

※都市公園法施行令第5条第1項及び第2項により認められる建築物を有する公園について、都市公園法第4条第1項の規定に基づいて認められる建築面積を庫植える場合には、それぞれの建蔽率を算定し、明記すること。

2 緑化面積率

緑化面積率・・・・・・都市緑化対策推進要綱

敷地面積に対する割合 $\quad \% \text{以上}$

敷地面積 $\text{m}^2 \cdots \cdots A$

緑化面積 $\text{m}^2 \cdots \cdots B$

緑化面積率 $B/A = \quad \% > \quad \%$

3 事業認可の告示

(1) 認可書

(書式例)

指 令 番 号
○ ○ 市

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった○○都市計画○○事業については、(の事業計画の変更については) 都市計画法第 59 条第 1 項 (第 2 項) (第 63 条第 1 項) の規定により、認可する。

令和 年 月 日

山口県知事 ○○○○
(国土交通省中国地方整備局長 ○○○○)

- 注 1) () 書きは、都道府県施行の場合の例である(以下、本項において同じ。)。
- 注 2) 国の機関施行事業については、根拠条文を「第 59 条第 3 項」とするとともに、「承認する。」として適用のこと(以下、本項において同じ)。
- 注 3) 特許事業については、根拠条文を「第 59 条第 4 項」とするほか、「なお、都市計画法第 79 条の規定により、下記条件を附する。」等とすること。

(2) 事業認可の告示

山口県告示第 号	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項(第六十条第一項)の規定に基づき、○○都市計画○○事業(事業計画の変更)を次のとおり認可した。
令和 年 月 日	施行者の名称 ○○市町
山口県知事 ○○○○	二 都市計画事業の種類及び名称 ○○都市計画○○事業○○
	三 事業施行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	四 事業地 ○○市町○○丁目及び大字○○

(3) 図書の写しの送付書

(書式例)

令〇〇都市計画第 号
令和〇〇年(〇〇年) 月 日

〇〇市長様

山口県知事 〇〇〇〇

〇〇都市計画〇〇事業の認可(事業計画の変更)について(送付)

このことについて、令和 年 月 日付け第 号をもって認可したので、都市計画法第 62 条第 1 項(第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項)の規定に基づき、図書の写しを送付する。

市町下水道事業については、図書の写しを整備局に送付する。

(4) 事業地を表示する図面等の縦覧の公告

(書式例)

公
告

〇〇市公告第 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の図書の写し(都市計画事業の事業計画の変更図書の写し)の送付を受けたので同条第六十二条第二項の規定により(同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、)次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 年 月 日

〇〇市町長 〇〇 〇〇

一 都市計画事業の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇事業〇・〇・〇号〇〇線

二 縦覧場所

〇〇〇〇

4 事業の施行について周知措置

(1) 施行者の公告

都市計画事業の認可等の告示があったときは、施行者はすみやかに必要な事項を公告するとともに、当該公告の内容その他必要な事項を事業地内の適当な場所に提示する等事業の施行について住民の理解と協力が得られるよう必要な措置を講ずる。

(例：県施行)

公告	() 〇〇都市計画〇〇の施行
	〇〇都市計画〇〇事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項)の規定による告示(〇〇年中国地方整備局告示第 号)があったので、同法第六十六条の規定により事業の施行について次のとおり公告する。
令和 年 月 日	
	山口県知事 〇〇〇〇
一 都市計画事業の種類及び名称	
二 施行者の名称	
三 事務所の所在地	
四 事業地の所在	

(2) 先買いに関する周知措置

ア 有償譲渡の制限内容を事業地内又は周辺の適当な場所に提示する。(事業施行の公告の内容とは別であるが、一の掲示においてこれら2つの掲示内容を記載することにより、兼用してさしつかえない。)

イ 有償譲渡の制限内容を所持者に対して通知し、又は新聞に広告する。

この通知は、文書による通知に限らず、事業の概要の説明会において口頭により通知してさしつかえない。

ウ 掲示は、事業施行の終了の日、又は施行者が土地建物等の権利を取得した日までとする。

(例：県施行)

お 知 ら せ

〇〇都市計画〇〇事業を次のとおり施行します。

なお、これに伴い事業地内の土地建物等を有償で施行者以外の者に譲り渡す場合には５～７に掲げる制限があります。

- １ 都市計画事業の種類及び名称
- ２ 施行者の名称
- ３ 事務所の所在地
- ４ 事業地の所在
- ５ 譲渡予定対価の額等の届出

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとされる場合は、次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。ただし、土地建物等の全部または一部が文化財保護法第46条（同法第59条の14において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは届出の必要はありません。

（１）譲渡の予定価格の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額）

（２）譲渡の相手方 住所
 氏名

- ６ 届出先 施行者の住所、氏名
- ７ 売買の成立

届出のあった日から30日以内に施行者が届出をした者に対し、当該土地建物を買取る旨の通知をしたときは、施行者と届出した者との間に、予定価格の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。

- ８ 事業地の範囲（別紙図面）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図面を山口県土木建築部都市計画課及び〇〇市（町）〇〇課において縦覧しております。

- ９ 罰則

５に掲げる届出をしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられます。

（３）事業の説明等

説明会を開催し、付近住民の意見を聴取する。

ア 会合する場所は、できる限り事業地及び付近地の住民の参集の便利を考慮して定める。

イ 会合の日時及び場所を、会合を開催する日の１週間前までに住民に通知し、又は新聞に広告する。

ウ 会合には、市町の長又は職員の立会を求める

エ 住民が参集しないため、その施行者の責に帰することができない理由によりあらかじめ定められた日時及び場所において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によることができる。

参考資料

○山口県都市計画審議会条例

昭和 44 年 7 月 26 日条例第 22 号
改正 昭和 60 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 12 年 3 月 24 日条例第 11 号
平成 17 年 7 月 12 日条例第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき、山口県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1)学識経験のある者 | 7 人以内 |
| (2)関係行政機関の職員 | 6 人以内 |
| (3)市町の長を代表する者 | 2 人以内 |
| (4)県議会の議員 | 6 人以内 |
| (5)市町の議会の議長を代表する者 | 2 人以内 |

2 前項第 1 号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第 6 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員 7 人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会の会議に準用する。

(部会)

第7条 審議会は、都市計画に関する専門的な事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、土木建築部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

○山口県都市計画審議会運営細則

昭和 44 年 12 月 5 日

改正 平成 12 年 2 月 25 日

平成 12 年 7 月 13 日

平成 13 年 2 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山口県都市計画審議会条例(昭和 44 年山口県条例第 23 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、山口県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による会長(以下「会長」という。)の選挙は、条例第 2 条第 1 項各号に掲げる者につき任命された委員(以下「委員」という。)の無記名投票によってこれを行ない、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定めるものとする。

2 会長の選挙につき、委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推せんの方法を用いることができる。

(会議の招集)

第 3 条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集するときは、会議の日の 7 日前までに日時、場所及び議案を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(代理出席)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号の委員又は行政機関若しくはこれに類する機関の職員である臨時委員に支障があるときは、当該委員又は臨時委員が委任する代理者が会議に出席し、調査審議に加わることができる。

2 前項の規定により代理出席することのできる者は、条例第 2 条第 1 項第 2 号の委員及び臨時委員にあつては、当該行政機関又はこれに類する機関の職員、同条同項第 3 号の委員にあつては、市町長とする。

(専門委員)

第 5 条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事)

第 7 条 幹事は、会議に出席し、会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(議事録)

第 8 条 会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した署名委員 2 名の署名を受けるものとする。

(常務委員)

第 9 条 条例第 6 条第 1 項に規定する常務委員会が処理することができる事項は、別表のとおりとする。

2 常務委員会の運営については、審議会の運営の例による。

附 則

この細則は、昭和 44 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 12 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 2 月 23 日から施行する。

別表

常務委員会で処理する事項

- 1 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令 49 号)第 13 条に規定する都市計画の変更又はこれに準ずるもの。
- 2 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 22 条第 2 項の規定による屋根の規制区域についての意見、同法第 51 条ただし書の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置。
- 3 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 4 条第 3 項の規定による改良地区の指定。
- 4 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 125 条の 2 の規定による意見

(関係法令抜粋)

都市計画法施行規則

昭和 44 年建設省令第 49 号

(都市計画の軽易な変更)

第 13 条 令第 14 条第 2 号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4 ヘクタール未満であるもの

二 地域地区(法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 に掲げる地区及び同項第 9 号に掲げる地区のうち港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。)に関する都市計画 次に掲げる変更に伴う位置、区域又は面積の変更

イ 区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ、次号から第 7 号までに掲げる区域の変更に相当するもの

ロ 区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更(当該変更に係る部分の面積の合計が 2,000 平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の 20 パーセント未満であるものに限る。)であるもの

ハ 区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更(面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の 20 パーセント未満であるもの及び区域の境界の整正を行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の 10 パーセント未満であるものに限る。)であるもの

ニ 区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更(道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更(当該変更に係る部分の面積の合計が 2,000

平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の 20 パーセント未満であるものに限る。) であるものに限る。) であるもの

ホ 区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）

三 道路に関する都市計画 次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、イ及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。

イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが 100 メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの（起点又は終点の変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で 4 以上交会するもの及び起点又は終点の移動距離が 100 メートル以上であるものを除く。）

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの

ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更（起点又は終点の移動する距離が 100 メートル以上であるものを除く。）による当該他の道路の位置又は区域の変更

二 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更

四 都市高速鉄道に関する都市計画

イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが 100 メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの（当該区間内に停車場又は車庫を含むものを除く。）

ロ 停車場又は車庫の区域以外の区域における拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの

ハ 停車場又は車庫の位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 20 メートル未満であるもの

五 空港に関する都市計画 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4,000 平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の 20 パーセント未満であるもの

六 公園及び緑地に関する都市計画 次に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、鉄道、道路又は河川が区域を分断することとなるものを除く。

イ 面積の変更を伴わない位置又は区域の変更

ロ 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の 20 パーセント未満であるもの

ハ 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の 10 パーセント未満であるもの

七 河川に関する都市計画

イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 100 メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000 メートル未満であるもの

八 一団地の官公庁施設に関する都市計画

イ 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4 ヘクタール未満であり、かつ、変更前の面積の 10 パーセント未満であるもの

ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの

第 13 条の 2 令第 14 条第 3 号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域に関する都市計画 位置、区域又は面積の変更で、区域区

分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したにとどまると認められるもの

二 道路に関する都市計画 前条第 3 号に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の道路の区域が国若しくは地方公共団体（当該変更をする市町村を除く。）が管理する他の道路又は当該他の道路以外の都市計画施設（当該変更をする市町村の都市計画において定められたものを除く。第 4 号において同じ。）の区域に接し、又は重複するものを除く。

三 都市高速鉄道に関する都市計画 前条第 4 号に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の都市高速鉄道の区域が当該都市高速鉄道以外の都市計画施設（当該変更をする市の都市計画において定められたものを除く。）の区域に接し、又は重複するものを除く。

四 公園及び緑地に関する都市計画 前条第 6 号に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、当該変更に係る区域が他の都市計画施設の区域と重複するものを除く。

五 一団地の住宅施設に関する都市計画

イ 住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計の変更が 200 戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計の 10 パーセント未満であるもの

ロ 公共施設、公益的施設又は住宅の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの

建築基準法

昭和 25 年法律第 201 号

（屋根）

第 22 条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10 平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあっては、当該市町村都市計画審議会。第 51 条を除き、以下同じ。）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

住宅地区改良法

昭和 35 年法律第 84 号

（改良地区）

第 4 条 国土交通大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

3 前項の規定による申出は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 5 条の規定により指定された都市計画区域内の土地については、都道府県がするものにあつては都道府県都市計画審議会、市町村がするものにあつては市町村都市計画審議会の議を経てしなければならない。ただし、申出をする市町村に市町村都市計画審議会が置かれていない場合にあっては、都道府県知事が、市町村の申出を進達する際にこれを都道府県都市計画審議会の議に付するものとする。

4 第 1 項の規定による指定は、国土交通省令で定めるところにより、官報に告示することによって行なう。

5 第 1 項の規定により指定があったときは、第 2 項の申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

土地改良法

昭和 24 年法律第 195 号

(都市計画区域の特例)

第 125 条の 2 都道府県知事は、都市計画区域内の土地に係る第 2 条第 2 項第 2 号の土地改良事業(当該事業と他の事業とを一体とした同項第 1 号の土地改良事業を含む。)に関し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他都市計画又は現に施行され、若しくは将来施行されるべき土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該土地改良事業計画又はその変更について、当該都道府県に設置された都道府県都市計画審議会及び当該土地を施行地区に含む土地区画整理組合又は住宅街区整備組合の意見を聞かなければならない。ただし、政令で定める軽微な事項については、この限りでない。

○WEB 会議システムを利用した山口県都市計画審議会の出席等の取扱いについて

WEB 会議システムを利用した山口県都市計画審議会の出席等の取扱いについては、山口県都市計画審議会条例(昭和 44 年山口県条例第 22 号)第 10 条の規定により、以下の通り定める。

記

- 1 WEB 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。)の利用において、会長による委員の出席状況の確認以降に映像を送受信できなくなった場合であっても、音声を送受信できるときは会議(山口県都市計画審議会条例第 5 条に規定する会議をいう。以下同じ。)に出席しているものとして取扱う。
- 2 WEB 会議システムの利用において、事務局等による説明終了から採決までの間に音声を送受信できなくなり、審議又は採決に参加できないときは、当該 WEB 会議システムを利用する委員は、その会議を欠席したものとして取扱う。
- 3 WEB 会議システムの利用による出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
- 4 WEB 会議システムを利用する委員は、映像及び音声を第三者に視聴させてはならない。
- 5 山口県都市計画審議会条例第 7 条第 1 項により置かれた部会における WEB 会議システムの利用については、前記 1 から 4 の規程を準用する。

○山口県都市計画推進協議会規程

(設置)

第1条 関係部課(これに相当する局及び室を含む。)の緊密な連携のもとに都市計画法(昭和43年法律第100号。次条において「法」という。)第4条第1項に規定する都市計画(次条において「都市計画」という。)の策定に係る事務の円滑な推進を図るため、山口県都市計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定及び変更に関すること。
- 二 法第7条第1項の市街化区域と市街化調整区域との区分の決定及び変更に関すること。
- 三 その他都市計画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は副知事を、副会長は土木建築部長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(次項において「会議」という。)は、会長が必要があると認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にあるものをもつて充てる。

3 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務に従事する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、土木建築部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が知事の承認を受けて定める。

附則

この訓令は、昭和44年9月12日から施行する。

附則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、昭和48年9月11日から施行する。

附則

この訓令は、昭和49年7月16日から施行する。

附則

この訓令は、昭和50年7月29日から施行する。

附則

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、昭和54年6月29日から施行する。

附則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成22年6月15日から施行する。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1

総務部長	総合企画部長	環境生活部長	健康福祉部長	産業労働部長
観光スポーツ文化部長	農林水産部長	副教育長	警察本部	交通部長

別表第 2

総務部	防災危機管理課長
総合企画部	政策企画課長 統計分析課長 中山間・地域振興課長 市町課長
環境生活部	県民生活課長 環境政策課長 生活衛生課長 廃棄物・リサイクル対策課長 自然保護課長
健康福祉部	厚政課長
産業労働部	産業政策課長 企業立地推進課長 経営金融課長
観光スポーツ文化部	交通政策課長 文化振興課長
農林水産部	農林水産政策課長 ぶちうまやまぐち推進課長 農業振興課長 農村整備課長 畜産振興課長 森林企画課長 森林整備課長 漁港漁場整備課長
土木建築部	監理課長 技術管理課長 道路整備課長 道路建設課長 都市計画課長 砂防課長 河川課長 港湾課長 建築指導課長 住宅課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	人身安全・少年課長 生活安全捜査課長 交通規制課長

○山口県都市計画公聴会規則

昭和 45 年 4 月 1 日規則第 14 号
改正 平成 15 年 10 月 3 日規則第 72 号
平成 18 年 1 月 13 日規則第 2 号
令和 3 年 3 月 16 日規則第 31 号

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条の規定に基づき、知事が開催する公聴会(以下「公聴会」という。)の手續について必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第二条 知事は、次に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合においては、公聴会を開催するものとする。

一 法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画(都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十三号)第十三条第一号に規定する軽易な変更を除く。)

二 知事において住民の意見を聞くことが必要であると認める都市計画

2 公聴会は、都市計画区域ごとに、当該都市計画区域に係る都市計画の案について行なうものとする。

(公告)

第三条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の二週間前までに、その日時及び場所、公聴会において意見をきこうとする都市計画の案(以下「都市計画の案」という。)その他公聴会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、山口県報に登載して行なうとともに、当該都市計画に係る都市計画区域を管轄する土木事務所及び関係市町の掲示板に掲示して行なうものとする。

(公述の申出)

第四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人の陳述及びその制限)

第五条 前条の規定により書面を提出した者(以下「公述申出人」という。)は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、当該書面に記載された意見の内容が当該都市計画の案に関係がない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の場合において、同種の趣旨の意見を有する者が多数あつて、知事が必要と認めるときは、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。

3 知事は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限することができる。

4 知事は、第二項の規定により公述人の選定をし、又は前項の規定により公述時間の制限をするときは、公平かつ適正に行なわなければならない。

(通知)

第六条 知事は、前条第一項ただし書の規定に該当する書面を提出した公述申出人があるときは、その旨を当該公述申出人に通知するものとする。

2 知事は、前条第二項の規定により公述人の選定をし、又は同条第三項の規定により公述時間の制限をしたときは、理由を付してその旨を当該公述申出人又は当該公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第七条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰するものとする。

(公述人の発言)

第八条 公述人は、公聴会においては、すべて議長の指示に従い、その許可を得て発言しなければならない。

2 公述人は、第四条の規定により知事に提出した書面の内容の範囲をこえて発言してはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(制限の違反に対する措置)

第九条 議長は、公述人の発言が、第五条第三項の規定による制限に違反したとき、若しくは前条の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その者の発言を制止し、若しくは禁止し、又はその命令に従わないときは、その者に対し、退場を命ずることができる。

(代理人等)

第十条 公述人は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

2 前項の規定により代理人に意見を述べさせようとする公述人は、あらかじめ、委任状を知事に提出しなければならない。

(質疑)

第十一条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

(公聴会の秩序維持)

第十二条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。

(記録の作成)

第十三条 知事は、公聴会に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
- 二 都市計画の案
- 三 出席した公述人の住所、氏名及び職業
- 四 公述人が述べた意見の要旨又は全文
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（令和三年規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

山口県における公聴会等の取扱方針について

国土交通省発出「都市計画運用指針」（以下「運用指針」という。）の改正（平成14年4月26日付け国都計第14号にて通知）により、公聴会・説明会の開催等に対する、立法責任者である国の考えが明示されたところである。

そこで、技術的助言の性格を有する運用指針に関し、都市計画事務を行う県としての取扱方針を以下に示す。

また、県内各市町の都市計画事務の推進に当たっては、本取扱方針を参考とされたい。

1 開催手続きの必要事項

公聴会の開催に当たっては、「山口県都市計画公聴会規則」（以下「規則」という。）によるものとする。

山口県都市計画公聴会規則……………別紙参照

2 規則第2条第1項第2号の解釈

運用指針においては、「特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催すべきである」とされており、規則における「知事が必要があると認めるとき」以外を、運用指針の「特に必要がないと認めるとき」と考える。

知事が特に必要があると認めるときは以下の場合とする。

- ①新規決定（追加を含む）を行うとき。
- ②廃止を行うとき。
- ③私権の制限等を伴う変更を行うとき。

【考え方】

- ①②→・住民に対する影響が大きいことから必ず実施する。
- ③ →・局部的な変更で、例えば当該箇所を事業者において用地買収済みであれば、住民に対する影響は少ないと考え、実施不要とする。
 - ・名称変更、車線数の追加等も同様に考え、実施不要とする。

3 説明会を公聴会に代わるものとして運用する場合

運用指針に記載のとおり以下の項目全てに該当する場合は、説明会をもって公聴会を開催したものと見なす。

- ①説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知されている。
- ②都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分把握し得る。
- ③住民の意見陳述の機会が十分確保されている。

【考え方】

上記以外にも例えば

- ・開催が十分周知された説明会が複数回行われ、住民が計画内容を十分把握できる説明と、住民の意見陳述機会が確保できる場合（意見陳述に係る説明会の議事録作成は必要）などが考えられる。

○建築基準法第 5 1 条の取扱い基準

令和 6 年 11 月 18 日改正

建築基準法第 51 条に規定する卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場及び産業廃棄物処理施設の取扱いについては、建設省計画局長、住宅局長通達（昭和 35 年 1 月 25 日建設計発第 29 号）及び都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計第 92 号）等をもとに作成した下表を基準とし、案件ごとに関係課、関係市町と協議し決定する。

種 別 \ 区 分	工事種別	建築基準法第 51 条本文による都市計画決定 (都市計画)	建築基準法第 51 条ただし書による許可 (特定行政庁)
(1) 卸 売 市 場	新 築	卸売市場法に基づく中央卸売市場及び地方卸売市場又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(2) と 畜 場	新 築	地方公共団体の設置するもの又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(3) 火 葬 場	新 築	地方公共団体が設置するもの又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(4) 汚 物 処 理 場	新 築	市町一般廃棄物処理計画又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(5) ご み 焼 却 場	新 築	市町一般廃棄物処理計画又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(6) ごみ焼却場以外の ごみ処理場施設 (1日の処理能力5t以上のもの) (一般廃棄物)	新 築	市町一般廃棄物処理計画又は市町都市計画マスタープランに位置づけのあるもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		
(7) 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	新 築	地方公共団体が設置するもの及び廃棄物処理計画又は都市計画区域マスタープランに位置づけられたもの	その他のもの
	用途変更		
	増 築		

- 注) 1 特定行政庁である市については、建築行政部局との協議により当該取扱基準によらない取扱でもよいものとする。（産業廃棄物処理施設を除く。）
- 2 建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 で定められた新築、増築又は用途変更の規模の範囲内の卸売市場については、特定行政庁との協議により当該取扱基準（1）によらない取扱でもよいものとする。
- 3 「増築」とは、都市計画決定をしていない敷地に施設を増築する場合をいう。したがって、すでに都市計画決定された敷地の増減がある場合には、都市計画の変更手続きを要し、都市計画決定された敷地内で行われる施設の増築については計画変更の手続きを要しない。
- 4 (7) については、山口県都市計画審議会で審議する。これ以外については市町都市計画審議会において審議する。
- 5 この取り扱い基準は、令和 6 年 11 月 18 日以降に都市計画決定又は建築基準法第 51 条ただし書き許可をするものについて適用する。

○産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第 51 条ただし書き適用の場合の
敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準

山口県都市計画課

下記基準に基づき関係各課、関係市町村と協議の上、適否について総合的に判断することとする。

記

- 1 土地利用との整合がなされていること。
 - 1) 用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置すること。
 - 2) 用途地域の指定のない区域においては、市街化の傾向のないこと。
 - 3) 都市計画と整合がなされていること。
 - 4) 風致地区内、景勝地内には設置しないこと。
- 2 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であること。
- 3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと。
- 4 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断が図れていること。
- 5 山口県又は下関市の産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の事前協議が完了していること。

(注) 上記の基準に該当しない場合においても、適切な対策を講じること等で、地域に与える影響が少ないと判断できる場合はこの限りではない。

災害の発生するおそれの高い区域でないこと。

(1) 原則、設置を認めない区域

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域
- ・災害危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

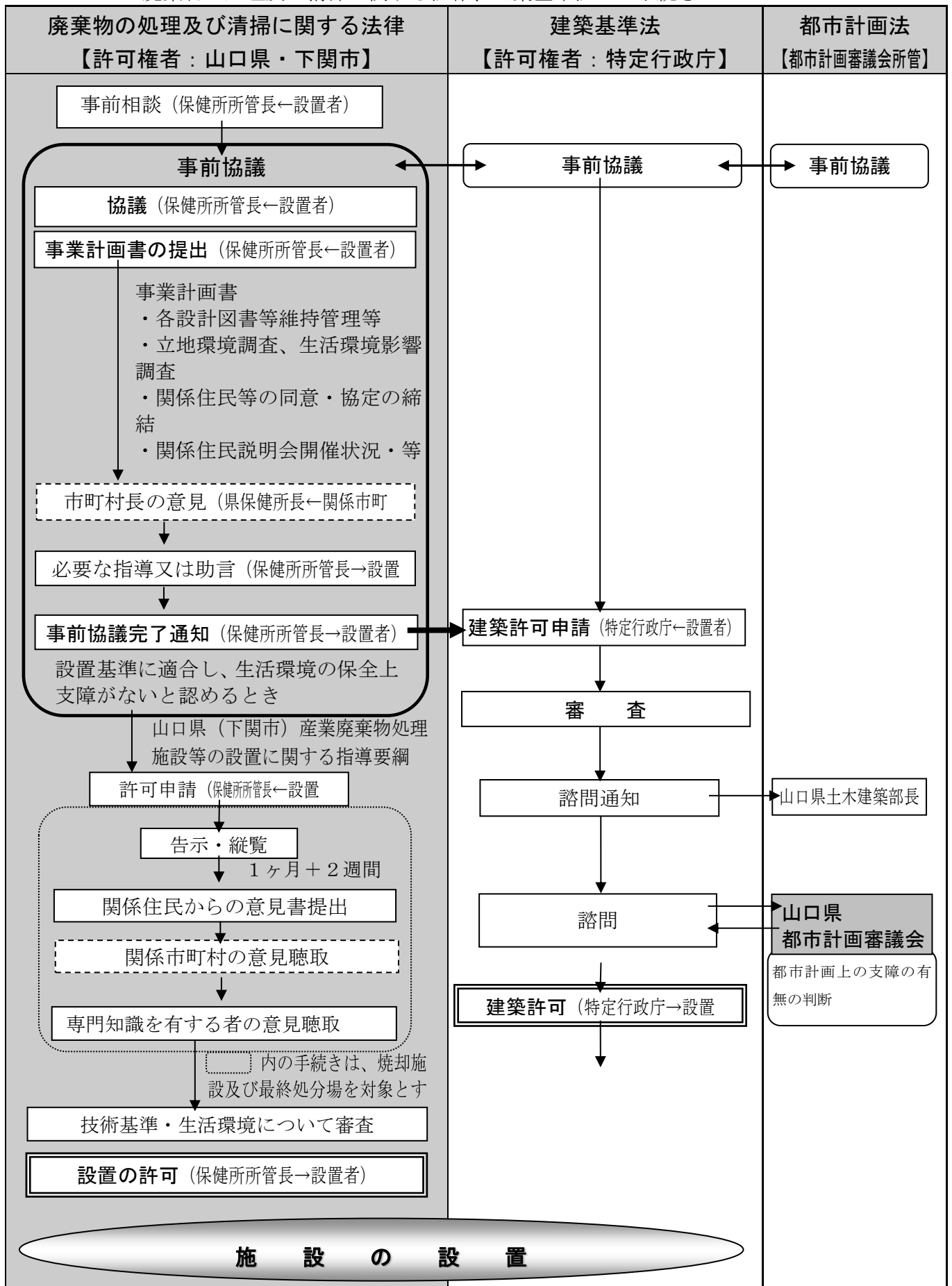
(2) その他、個別に考慮すべき区域

次に掲げる区域の範囲内にあって、それぞれの想定される災害が発生した際に、産業廃棄物処理施設の敷地外に著しい影響を及ぼすと考えられる場合

- ・土砂災害警戒区域
- ・津波災害警戒区域
- ・浸水想定区域
- ・その他調査結果等により判明した災害のおそれのある区域

ただし、上記(1)及び(2)の区域内であっても、災害を防止し、又は軽減するための施設を整備したもの、もしくは、産業廃棄物処理施設の供用開始までに整備されることが確実なものは除く。

産業廃棄物処理施設設置に係る建築基準法 51 条ただし書きを適用する場合の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法上の手続きフロー



○山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱（抜粋）

（目的）

産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（設置者の責務）

産業廃棄物処理施設等を設置しようとする者は、生活環境の保全に配慮し、産業廃棄物を適正に処理するとともに、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

（立地に関する基準）

設置者は、次に掲げる産業廃棄物処理施設等の立地に関する基準（以下「立地基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置により、生活環境の保全、災害の防止、公共施設の建設、文化財の保護、その他地方公共団体の開発計画等に支障を生じないこと。

(2) 産業廃棄物処理施設等の設置場所についての使用権原を有すること。

(3) 産業廃棄物処理施設等の設置場所までの搬入道路は、車両の通行に支障がなく、かつ交通安全上の必要な措置が講じられていること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の設置について、関係自治会を対象とした説明会を開催すること。この場合において、地域の生活環境の保全に関し、意見が述べられたときは、誠意を持って対処すること。

(5) 産業廃棄物処理施設等の設置について、次に掲げる者の承諾を得ること。

ア 関係自治会の代表者又は関係自治会内に居住する者（世帯を構成する場合は、その世帯主）の3分の2以上

イ 産業廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、放流先の河川、水路等（いずれも、関係地域内に限る。）の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者及び漁業権者

ウ 産業廃棄物処理施設等を設置する敷地に隣接する土地の所有者（国又は地方公共団体が所有者である場合を除く。）又は管理者

(6) 第3条第4項の規定にする設置者は、埋立処分の計画において、年度ごとの県外産業廃棄物の混合割合を50パーセント以下とすること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項の(4)に規定する説明会の開催及び同項の(5)に規定する承諾を得ることを省略することができる。

(1) 自らの産業廃棄物を処理するために、当該産業廃棄物を排出する事業場の敷地内において産業廃棄物処理施設等を設置しようとするとき。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項の規定に基づく工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）において産業廃棄物処理施設等を設置しようとするとき。

(3) 事業者が、自ら排出する産業廃棄物を処理するために、当該産業廃棄物を排出する事業場の敷地内に法第15条の適用を受けない産業廃棄物の処理施設を設置した後、当該施設を第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設として使用しようとする場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

イ 当該施設が、設置後3年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

ウ 本号のイにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

(4) 第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設につき、同一の種類の更新又は変更（以下「更新等」という。）で、処理能力の増大が10パーセント未満にとどまるもの（以下「処理能力維持」という。）を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

イ 当該施設が、設置後３年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

ウ 本号のイにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

エ 当該更新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第７条の２に規定する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設（「以下「縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設」という。）につき、同一の種類の更新等で、処理能力維持を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設の設置者が、政令第６条の１１第２号又は政令第６条の１４第２号に規定する、処分業の許可の更新期間の特例の適用を受けている産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号。以下「省令」という。）第１０条の４の２第１号又は省令第１０条の１６の２第１号に規定する特定不利益処分を当該特例の適用開始後もなお受けたことがなく、かつ、省令第１０条の４の２第３号又は省令第１０条の１６の２第３号に規定する認証を受けているもの（以下これらの処分業者を「優良産廃処理業者」という。）であること。

イ 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

ウ 当該施設が、設置後３年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

エ 本号のウにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

オ 当該更新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

カ 当該更新等の内容（第７条第２項の(5)に規定する立地環境調査結果を含む。）をインターネットの利用により公表すること。

(6) 縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設又は第２条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設につき、同一の種類の更新等で、処理能力の増大が１０パーセント以上のもの（以下「処理能力増強」という。）を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設の設置者が、優良産廃処理業者であること。

イ 当該施設が、山口県エコ・ファクトリー認定要綱（平成１６年９月９日制定）第３条第１項の規定により認定を受けた山口県エコ・ファクトリーを構成する施設その他産業廃棄物の再生利用に特に寄与する施設であること。

ウ 当該施設が、設置後３年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

エ 本号のウにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

オ 当該更新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

カ 当該更新等の内容（縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設の更新等にあつては、第７条第２項の(5)に規定する立地環境調査結果を含む。）をインターネットの利用により公表すること。

（事前協議）

設置者は、法第１５条第１項又は第１５条の２の６の規定に基づく許可の申請（以下「許可の申請」という。）をしようとするとき、又はその他の産業廃棄物処理施設の設置に係る工事（以下「工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ当該産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する環境保健所の長（以下「所長」という。）に協議しなければならない。

２ 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書（別記第１号様式。以下「事前協議書」という。）に、次に掲げる書類を添えたもの正副２部を、所長に提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面

(2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画書

なお、産業廃棄物処理施設にあつては、法第１５条第２項第７号に規定される産業廃棄物処理施設の

維持管理に関する計画

(3) 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画

(4) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図及び処理により発生する廃棄物等の処分方法

(5) 立地環境調査結果を記載した書類（以下「立地環境調査結果書」という。）

法第15条第3項の規定に基づく書類（生活環境影響調査書）に準じて、別表に掲げる事項を記載したもの

(6) 産業廃棄物処理施設等の設置場所付近の見取り図（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の2の2に規定する施設の所在地を明らかにしたもの）

(7) 産業廃棄物処理施設等の設置場所の公図（分間図）

(8) 産業廃棄物処理施設等の設置場所についての使用権原を有することを証する書類の写し

(9) 産業廃棄物処理施設にあつては、省令第11条第5項第1号から第5号までに規定する事項を記載した書類及び同条第6項第1号から第5号までに規定する書類及び図面（(1)から(8)までに掲げる書類及び図面を除く。）

(10) その他所長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の(3)若しくは(4)又は(6)の規定を適用することができる場合は（(6)の規定にあつては、第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設について適用することができる場合に限る。）、同項の(5)に規定する立地環境調査結果書の添付を省略することができる。

4 所長は、事前協議を受けた場合、速やかに事前協議書の写しを産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する市町及び、必要に応じ、その周辺の市町に送付するものとする。

（説明会の開催等の報告）

説明会を開催し、承諾を得た設置者は、説明会開催状況等報告書に、当該承諾書の写し及び説明に用いた資料を添えたもの正副2部を、所長に提出しなければならない。

（関係市町等に対する説明）

設置者は、産業廃棄物処理施設等の設置について、関係市町に対し説明を行い、関係市町等説明状況報告書正副2部を、所長に提出しなければならない。

（関係市町等に対する意見の聴取）

所長は、前条の報告を受けたときは、生活環境の保全及び関係市町の開発計画等との整合性に関し、期限を付して関係市町の意見を聴くものとする。

（指導又は助言）

所長は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して、必要に応じ、設置者に対し報告を求めるとともに、生活環境の保全上必要があると認められるときは、設置者に対し、事前協議の内容の変更その他講ずべき措置について、必要な指導又は助言を行うものとする。

（事前協議完了の通知）

事業協議書及び説明会開催状況等報告書の内容が立地基準に適合し、生活環境の保全に配慮されていると認めるときは、事前協議が完了した旨を設置者及び第7条第4項に規定する市町に通知するものとする。

（行為の制限）

設置者は、前条の通知を受けた後でなければ、許可の申請をし、又は工事に着手してはならない。

1 用語の定義

○ 広域調整

市町が、一市町の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響する可能性が見込まれる都市計画の決定又は変更（以下、「決定等」という。）を行う際に、県が都市計画法第19条第5項及び都市計画基本方針等に基づき、当該市町や関係市町に対し必要な協力を求め、当該都市計画の決定等における知事の協議を適切に判断する一連の手続き

○ 大規模集客施設

劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの

○ 当該市町

広域調整の対象となる都市計画の決定等を行おうとする市町

○ 関係市町

当該市町に隣接あるいは近接し、広域調整の対象と考えられる市町

○ 圏域

以下の8圏域とする。

岩国地域	岩国市、和木町
柳井地域	柳井市、田布施町、平生町、上関町、周防大島町
周南地域	周南市、下松市、光市
山口・防府地域	山口市、防府市
宇部・山陽小野田地域	宇部市、山陽小野田市、美祢市
下関地域	下関市
長門地域	長門市
萩地域	萩市、阿武町

2 広域調整の対象案件

「一市町の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響する可能性が見込まれる都市計画の決定等」として、次の案件を広域調整の対象とする。

- (1) 大規模集客施設の立地を目的とする、あるいは立地の可能性を生じさせる用途地域及び地区計画等
- (2) (1)の他の都市計画の決定等で、広域調整が必要と考えられるもの

なお、(2)については、事前協議提出後、次のような都市計画の決定等について、県は隣接市町に広域調整の必要性とその理由を照会し、隣接市町からの回答を精査した上で、広域調整が必要と判断した場合、広域調整手続きを実施する。

- ・ 隣接市町の市街地に近接する場所での供給施設
- ・ 隣接市町の市街地に近接する場所での大規模な市街地開発事業
- ・ 隣接市町の市街地に近接する場所での地域地区
- ・ その他、隣接市町に対する影響が見込まれ、隣接市町の意向を確認する必要があると考えられる都市計画の決定等

また、特殊建築物(建築基準法第51条ただし書き)については、位置について山口県都市計画審議会に諮問するが、都市施設として都市計画決定を行うものではないため、広域調整の対象としない。

3 関係市町の範囲（別表参照）

広域調整の対象となる関係市町の範囲は次のとおりとする。なお、都市計画区域のない町も対象とする。また周防大島町の隣接市町は柳井市、岩国市とする。

隣接県の隣接市町への対応は、隣接県との協議に基づくものとする。

- (1) 2の(1)の場合、同一圏域の市町と当該市町に隣接する市町
- (2) 2の(2)の場合、県が市町からの回答を踏まえ、広域調整手続が必要と判断した隣接市町

4 広域調整の具体的手続（別添フロー図参照）

- ① 市町の実案の作成～土木建築事務所への協議
 - ・ 当該市町は、対象案件(1)の他の案件について、事前協議提出までに隣接市町に都市計画の決定等の内容を説明しておくことが望ましい。
- ② 県への事前協議
 - ・ 県は広域調整の対象案件か判断する。
 - ・ 広域調整が不要な場合は、当該市町はその後の手続を進める。
- ③ 関係市町への事前照会
〔対象案件（1）〕
 - ・ 広域調整が必要な場合、県は関係市町へ事前の意見照会を行う。
 - ・ 関係市町は県の照会に対し回答する。
〔対象案件（2）〕
 - ・ 広域調整の必要性の照会をもって事前照会に代える。
- ④ 調整会議の開催
 - ・ 対象案件（1）については県は関係市町から意見の提出があった場合に限り、また対象案件（2）については県が広域調整が必要と認める場合に限り、県、当該市町、及び意見を提出した関係市町による調整会議を開催する。
 - ・ 県は、事前に当該市町に関係市町の意見を送付する。
 - ・ 調整会議において、当該市町は関係市町の意見を踏まえ、都市計画の決定等に係る説明を行い、県及び関係市町の質疑に回答する。
- ⑤ 関係市町への再度の意見照会
 - ・ 県は、調整会議に出席した関係市町に再度、意見照会する。
 - ・ 関係市町は、調整会議での当該市町の説明を踏まえ、県に回答する。
- ⑥ 県の意見取りまとめ
 - ・ 県は、調整会議、関係市町からの意見等を踏まえ、事前協議回答を検討する。
- ⑦ 事前協議の回答
 - ・ 県は事前協議の結果を回答する。
 - ・ 正式協議での知事同意が困難と判断される場合には、事前協議の回答にその旨を記するものとする。
 - ・ 県は、事前協議の回答内容にかかわらず、当該市町がその後の手続を進めることを妨げない。
- ⑧ 知事への協議申し出
 - ・ 当該市町は、法第19条第3項の規定に基づき、知事に協議を提出する。

【事前協議において県の意見がなく、広域調整に影響を与える内容の変更がない場合は、以下を省略する。】

- ⑨ 関係市町へ意見照会
 - ・ 広域調整が必要な場合は、法第19条第5項の規定に基づき、関係市町に意見照会する。

- ⑩ 県の意見取りまとめ
 - ・ 関係市町から意見の提出があった場合、県は関係市町の意見の趣旨を踏まえ、意見を検討する。
- ⑪ 山口県都市計画審議会での意見聴取
 - ・ 県は審議会に、県の検討結果に対する意見を求める。
 - ・ 県の考え方と、審議会の意見が異なった場合は、審議会の意見を踏まえ、再度、県の意見に係る検討を行うことがある。この場合には、再度、審議会に対し検討結果に対する意見を求める。
- ⑫ 県の最終判断
 - ・ 県は関係市町、及び審議会の意見を踏まえ、最終的に意見を判断する。
- ⑬ 山口県都市計画審議会への報告
 - ・ 県は、回答に意見を付す場合は、県の最終的な意見を審議会に報告する。なお、審議会の日程の都合上、事後報告となることもある。
- ⑭ 県の意見
 - ・ 県は、当該市町の協議に対し、意見を回答する。

5 県の広域調整に係る協議方針

県は、広域的な観点からの視点に加え、当該市町及び関係市町の意見を踏まえ、次の基準に基づき該当する項目に係る審査を行い、当該市町の都市計画の決定等に対する協議の意見を判断する。

(1) 県の策定するまちづくりに関する計画との整合性

都市計画区域マスタープラン、及びその他土地利用計画における土地利用方針との整合性が確保されていること。

- 国土利用計画(県計画)
- 都市計画区域マスタープラン
- 土地利用基本計画
- 等

(2) 当該市町の策定するまちづくりに関する計画での位置付け

当該市町の総合計画及び都市計画マスタープラン等において、計画の位置付けがあること。

- 市町総合計画
- 国土利用計画(市町村計画)
- 市町都市計画マスタープラン
- 中心市街地活性化基本計画
- 等

(3) 都市構造の観点からの評価

当該市町の都市計画の決定等による土地利用及び都市施設の変更等が都市構造上妥当であること。広域的な観点等から重大な影響を与えないこと。

評 価 項 目	評 価 内 容 (着眼点)
○公共交通でのアクセス性	○一定時間以内に、自家用車を利用せず、公共交通機関を利用してアクセス可能な人口が著しく少ないこと。
○環境への負荷 (自動車交通利用率の増加)	○都市圏内の商業等の集積地に移動する際の交通手段として、自家用車、輸送車を利用する比率、平均的な走行距離が著しく増加しないこと。
○都市機能の集積	○都市圏内の商業等の集積地に移動する人の移動距離の平均が、著しく長くないこと。
○既存の都市基盤施設ストック	○新たな集客施設等の立地に伴う、道路、下の活用水道等の都市基盤施設整備の必要性が著しく生じないこと。

○都市の持続可能性	○立地場所が将来的に都市計画の変更等の内容に沿った都市的土地利用の可能性や持続性を見込める場所であること。
○その他	○個別の都市計画決定等の内容による事項

(4) 土地利用の外部性からの評価

当該市町の都市計画の決定等による当該箇所の土地利用が外部に与える影響を評価し、これのマイナスの影響が著しくないこと。また、マイナスに対する影響に対し、適切な対応が図られること。

評価項目	評価内容（着眼点）
○主要な道路における渋滞・交通安全への影響	○主要な道路及び交差点における渋滞の発生に伴う混雑の度合いが著しく悪化しないこと。 ○交通量の増加に伴い、歩行者の安全性を著しく低下させないこと。
○自然環境への影響	○都市計画区域マスタープラン等、上位計画で維持・保全が位置付けられている自然環境に著しい影響を与えないこと。
○騒音・廃棄物・光害による影響	○周辺の公共公益施設や住宅地に著しい影響を与えないこと。
○無秩序な周辺開発の誘因による公共コストの増大	○新たな集客施設等の立地に誘発される可能性がある周辺地域の開発によって、新たな都市基盤施設整備の必要性が著しく生じないこと。
○歴史的・文化的環境への影響	○都市計画区域マスタープラン等、上位計画で位置付けられている景観や文化財等の歴史・文化的環境に著しい影響を与えないこと。
○その他	○個別の都市計画決定等の内容による事項

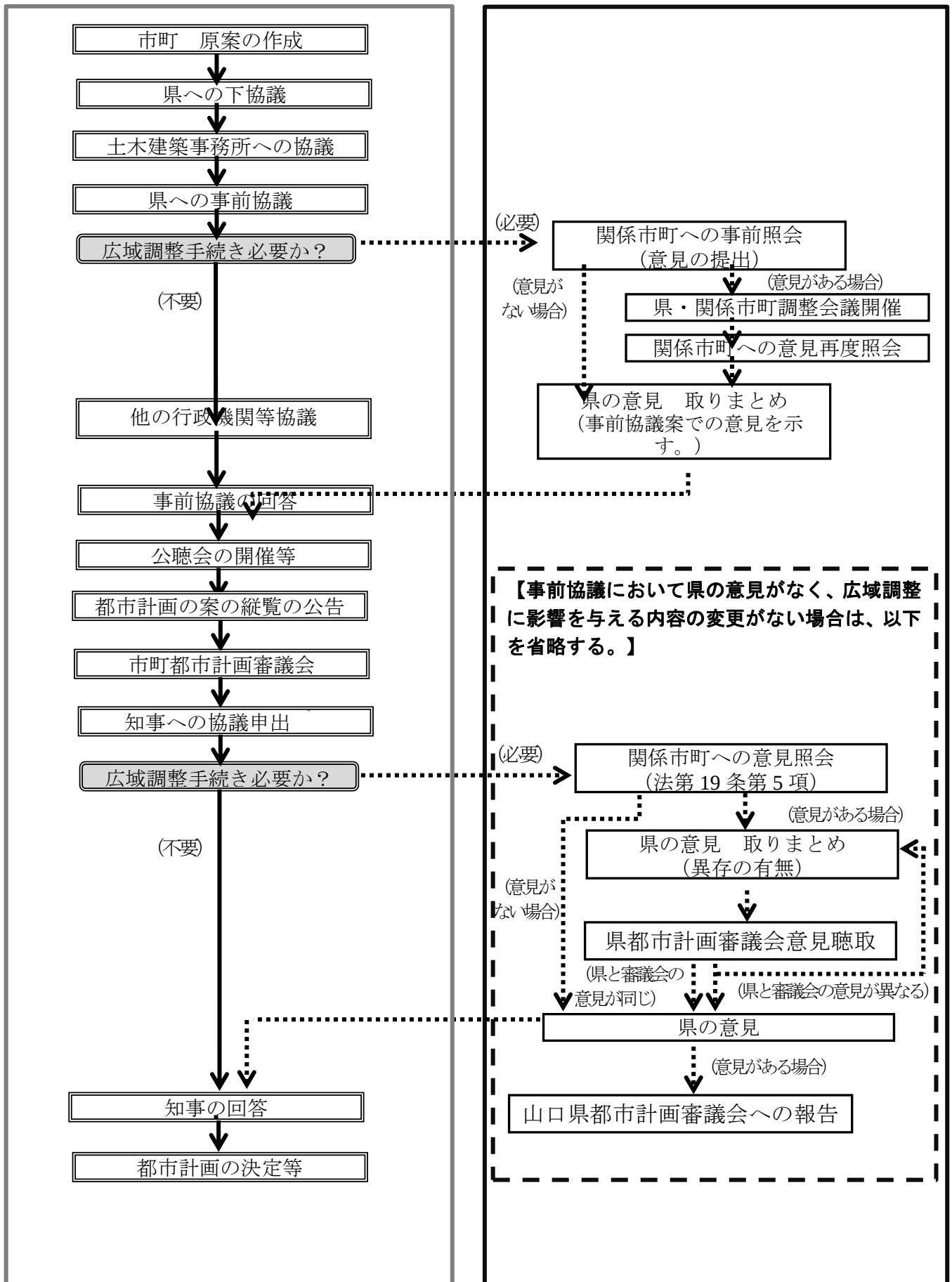
6 その他

- ・ 平成 19 年 11 月 30 日運用開始
- ・ 平成 20 年 5 月 12 日改定（市町合併等）
- ・ 平成 22 年 2 月 1 日改定（市町合併等）
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日改正（市町決定の都市計画における県の同意の廃止を反映等）

広域調整手続フロー

(都市計画決定手続き)

(広域調整に伴い追加する手続き)



広域調整に係る関係市町の範囲

当該市町	大規模集客施設立地に係る関係市町	それ以外の都市計画決定に係る 関係市町(隣接市町)
下関市	長門市、美祢市、山陽小野田市	長門市、美祢市、山陽小野田市
宇部市	山陽小野田市、美祢市、山口市	山陽小野田市、美祢市、山口市
山口市	防府市、宇部市、萩市、周南市、 美祢市	防府市、宇部市、萩市、周南市、 美祢市
萩市	阿武町、山口市、長門市、美祢市	阿武町、山口市、長門市、美祢市
防府市	山口市、周南市	山口市、周南市
下松市	周南市、光市	周南市、光市
岩国市	和木町、周南市、光市、柳井市、 周防大島町	和木町、周南市、光市、柳井市、 周防大島町
光市	周南市、下松市、田布施町、岩国市、 柳井市	周南市、下松市、田布施町、岩国市、 柳井市
長門市	下関市、萩市、美祢市	下関市、萩市、美祢市
柳井市	田布施町、平生町、上関町、 周防大島町、光市、岩国市	田布施町、平生町、上関町、 周防大島町、光市、岩国市
美祢市	宇部市、山陽小野田市、下関市、 長門市、山口市、萩市	宇部市、山陽小野田市、下関市、 長門市、山口市、萩市
周南市	下松市、光市、山口市、防府市、岩国市	下松市、光市、山口市、防府市、岩国市
山陽小野田市	宇部市、美祢市、下関市	宇部市、美祢市、下関市
周防大島町	柳井市、田布施町、平生町、上関町、 岩国市	柳井市、田布施町、平生町、上関町、 岩国市
和木町	岩国市	岩国市
田布施町	柳井市、平生町、周防大島町、上関町、 光市	柳井市、平生町、周防大島町、上関町、 光市
平生町	柳井市、田布施町、上関町、 周防大島町	柳井市、田布施町、上関町、 周防大島町

○市街化調整区域内地区計画の県の協議方針（制度の運用方針）

R7/4/1 版

1) 本方針の位置付け

市街化調整区域内地区計画は、市街化を抑制すべき市街化調整区域内において開発行為の許可対象が拡大するものであるが、いたずらに開発を促進するものではなく、市街化調整区域の性格が変わるものではない。

市町は、これを踏まえながら、良好な居住環境の形成、周辺環境の保全、農林漁業との調和、地域の活性化等を考慮し、地域の特性に応じた地区計画の策定基準等を定め運用を行っていくことが必要である。

このため、市町が市街化調整区域内地区計画の制度を活用するにあたっての参考とするため、また、県内における運用の統一性を確保するため、本方針を定める。

2) 留意事項

市町は、市街化調整区域内地区計画の策定に当たっては、広域の見地からの都市計画の統一性及び都市計画の基本方針（市町マスタープラン）や立地適正化計画等との整合を図りながら、それぞれの地域の特性に配慮して、円滑かつ適切な運用を図る必要があり、以下の事項に十分留意すること。

【基本方針】

- a. 市町マスタープラン等上位計画において市街化調整区域内地区計画の方針を明確にしたうえで、関係法令や諸計画と整合した適切な開発を許容し、良好な居住環境を形成する目的の地区計画とすること。
- b. 当該地区及び周辺既存集落の住民等の意向が適切に反映され、周辺環境及び周辺農地の営農環境と調和の取れた地区計画とすること。
- c. 緑の基本計画との整合を図り、森林等風致や緑との調和を図ること。
- d. 建築基準法第 68 条の 2 第 1 項に基づく条例の制定を検討すること。

【留意事項】

- e. 市町において策定された運用基準等との整合が図られていること。
- f. 地区計画の区域
 - ・ 地区計画策定の対象地区は、関係法令や市町総合計画等の関係諸計画と整合した地区であり、かつ市町マスタープランの地域別構想における土地利用の方針・市街化整備の方針と整合する地区とすること。
 - ・ 都市計画運用指針Ⅳ-2-1.G.2.「地区計画の対象となる区域」に準じて指定すること。
 - ・ 対象地区の周辺において、円滑な交通処理のできる道路、十分な流下能力を有する河川・水路、義務教育施設等の公共施設が良好な社会生活を営むに足る水準で準備されていること。
 - ・ 地区計画は、一体として区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区の整備等を行うための計画であることから、その区域については、例えば 1 ないし 2 の建築敷地のみを対象として設定することは適切でなく、街区形成に足る一定の広がりをもった土地の区域であること。
- g. 地区計画の目標等（地区計画の目標及び当該区域の整備、開発及び保全に関する方針）
 - ・ 地区計画の目標等においては、市街化調整区域の性格を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持・形成、周辺の景観、営農条件等との調和、地域の活性化等について、地区の特性から必要な事項を当該地区計画の目標等として明らかにすること。
- h. 地区施設の配置及び規模
 - ・ 地区計画の目標に適合していること。
- i. 建築物等に関する事項
 - ・ 地区計画の目標に適合していること。

3) 運用基準等の作成

市町は、本制度の活用にあたって、都市計画運用指針、県の都市計画基本方針、本方針等を踏まえ、以下の事項に留意し、あらかじめ運用基準等を策定することが望ましい。

なお、運用基準等の策定にあたっては、県と協議を行うこと。

【留意事項】

- a. 都市計画区域単位で策定するよう他の市町と調整すること。
- b. 市町内部の関係部局（農政、森林、環境、企画、商工、開発指導、建築部局等）と十分協議すること。
- c. 地区施設の水準は公共施設管理者の同意が必要となることに留意して定めること。
- d. 運用基準等の変更は相応の必然性と必要性を踏まえて行うこと。

4) 県との協議事項

都市計画法第12条の5第1項第2号の規定により、市街化調整区域内地区計画を策定する場合は、本方針に留意すること。

知事の協議（法第19条第3項）は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点で、以下の事項について行う。（法第19条第4項及び施行令第13条）

【協議事項】

- a. 地区計画の位置及び区域
- b. 当該地区計画の目標
- c. 当該区域の整備、開発及び保全の方針
- d. 地区施設の配置及び規模
- e. 建築物等に関する事項のうち、「建築物等の用途の制限」「容積率の最高限度」「建ぺい率の最高限度」「敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「壁面後退区域における工作物の設置の制限」「建築物等の高さの最高限度」
- f. 法12条の11に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域及び当該区域内における同条に規定する建築物等の建築又は建設の限界

附則

- ・ 令和7年4月1日 運用開始（県の同意が廃止されたことに伴い、同意基準を廃止し、協議方針として定めるものであり、従来の県の方針を変更するものではない。）

○都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針

1) 趣旨

臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区であり、港湾区域を地先水面とする地域で、港湾施設のほか、海事関係官公署、臨海工場等港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域である。

臨港地区においては、特定の機能に特化している地区として、その機能を全うするため、用途地域及び特別用途地区による用途規制を適用除外とし、港湾管理者が臨港地区内の分区による構築物の規制を行うという措置がとられてきたところである。

ところが、臨港地区内において、従来から港湾の管理運営上必要と考えていた施設に加え、近年、ニーズの変化に伴い、港湾の管理運営上必要な新たな施設や港湾機能と一般的都市機能とが複合する施設の立地が求められる例が見られる。

このようなニーズの変化に的確に対応していくため、個別の事情を勘案しながら、必要な範囲で、港湾行政及び都市行政上の規制を、適宜、重層的に適用することにより、臨港地区の指定、分区条例案等について相互に円滑な調整に努めることが望ましい。

一方、長年月の間に、港湾機能の沖合展開等により、一部には、臨港地区としての性格が低減したり、消失し、むしろ一般的都市機能の地域となったり、同機能が支配的となっている地域も見られることや、臨港地区に含めることが必要な地域について、いまだその指定が進んでいない地域も見られることにかんがみ、このような地域についても、臨港地区の指定又は変更を迅速に進めるほか、港湾行政及び都市行政の間で円滑な調整に努めることが望ましい。

2) 基本的な考え方

① 臨港地区及び地区計画等の取扱いの考え方

このため次表の区分に従い、適宜、港湾行政及び都市行政上の規制を重層的に適用することが望ましい。

区分		港湾行政上の規制	都市行政上の規制
都市的 △ △ △ ▽ ▽ ▽ 港湾的	0 レベル	なし	用途地域及び特別用途地区（以下「用途地域等」という。）による建築規制及び必要に応じ地区計画又は再開発地区計画（以下「地区計画等」という。）による建築規制
	I レベル	臨港地区による届出・勧告等（分区を定めない。）	必要に応じ地区計画等による建築規制
	II レベル	臨港地区による届出・勧告等及び分区	なし
	III レベル	条例による用途規制	

（注）0 レベル：臨港地区以外の一般的土地利用規制を行う区域

I レベル：港湾を一体的に管理運営する必要性から臨港地区に含める必要があるが、相当程度の一般的都市機能を有する土地利用に対応して、分区を定めず、用途地域等による建築規制によることとし、必要に応じて、地区計画等による建築規制を行う区域

Ⅱ レベル：臨港地区で、一部に一般的都市機能が含まれることに対応して、分区条例による港湾の管理運営に必要な用途規制を行うが、必要に応じて、地区計画等による建築規制を併せて行う区域

Ⅲ レベル：臨港地区で分区条例による用途規制を行う区域

上記の取扱いに従い、臨港地区の指定又は変更について、都市計画決定権者からの申出があれば、港湾管理者は協議を受けることが望ましく、臨港地区内の地区計画等の都市計画の決定又は変更について、港湾管理者からの申出があれば、都市計画決定権者は協議を受けることが望ましい。

②臨港地区の範囲及び指定の考え方

(1) 臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区であり、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図る観点から、港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域及び港湾の開発、利用並びに保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域が指定されるべきである。

その際、臨港地区内の行為については港湾法に基づき屈出義務を課す等土地所有者等に権利制限を課すことになることから、その区域は当該港湾の管理運営上必要不可欠な範囲とすべきである。

(2) 具体的には、臨港地区は、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項に規定する港湾計画において港湾を有効かつ適切に利用することができるよう土地利用の区分が定められた場合にはこれを踏まえて港湾の適切な管理運営が図られるよう定められるべきものであることに留意すべきである。この場合、港湾計画において定められた土地利用の区分のうち、ふ頭用地、港湾関連用地、危険物取扱施設用地、緑地（港湾の環境の整備のための施設の用地に限る。）、廃棄物処理施設用地、交通機能用地（臨港交通施設の用地に限る。）、工業用地（原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場等の用地に限る。）とされている区域を中心として臨港地区の範囲を検討し、交流拠点用地、レクリエーション施設用地とされている区域は必要な範囲、都市機能用地等の上記以外の用地は特に必要な最小限の範囲が、臨港地区に含まれるよう検討することが考えられること。

(3) また、臨港地区は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第1項に規定するところにより、土地の自然的条件や土地利用の動向を勘案して港湾の利便が増進されるとともに他の都市機能の利便の増進等が図られるよう、他の都市計画と一体的かつ総合的に定められる地域地区であることにも留意すべきである。

(4) 臨港地区については、土地利用の現況及び動向、立地施設についての情報の的確な把握等に努めるとともに、上記2)①に示す臨港地区の指定又は変更に係る都市計画決定権者からの申出、臨港地区内の地区計画等の都市計画の決定又は変更に係る港湾管理者からの申出を的確に運用し、土地利用の動向を踏まえた的確な指定又は変更を行うことが望ましい。

また、臨港地区は、港湾の管理運営のための観点にとどまらず、まちづくりの観点にも十分に配慮し決定される必要があることから、臨港地区に関する都市計画について、都市計画法第23条第4項の規定に基づき、港湾管理者がそのための案を申し出るにあたっては、以下のことに十分留意することが望ましい。

臨港地区の案を港湾管理者が作成するにあたっては、あらかじめ港湾管理者以外の臨港地区に係る

関係地方公共団体に協議し、その上で、都市計画決定権者に臨港地区の案を申し出ること。また、この協議の過程においても、港湾管理者は都市計画決定権者と十分な__連絡調整を図ること。ただし、この協議は、港湾管理者が行うものであり、都市計画法第18条第1項の規定による都道府県知事の関係市町村に対する意見聴取とは別に行われるものであること。

なお、これは、港湾管理者の申し出た臨港地区の案について、都市計画決定権者の判断、都市計画地方審議会の付議等の手続を通じて変更されることを妨げるものではないこと。

③ 土地利用の区分（レベル）に応じた臨港地区の指定・変更の考え方

2) ①の表に示されたⅠレベル、Ⅱレベル及びⅢレベルの運用については、次のように取り扱うことが望ましい。

港湾管理者及び都市計画決定権者は、これを踏まえ、十分に調整を図りながら土地利用の区分（レベル）を明らかにし、臨港地区制度の的確な運用を図ることが望ましい。

（1）Ⅰレベル

ア) 臨港地区以外の一般的な市街地と同様な土地利用が行われる区域は、原則としてⅠレベルとすること。

特に、住宅が立地する等一般市民の生活が営まれている区域については、Ⅰレベルとすることが適当であること。

イ) 次のような施設であって都市全体の機能分担の観点から立地を判断すべきものが立地

する場合には、港湾行政と都市行政の円滑な調整に配慮しながら、港湾を一体的に管理運営する必要性から臨港地区に含める必要がある場合はⅡレベルとし、その他の場合はⅠレベルとすること。

a 一般市民の利用に供される商業施設、宿泊施設、娯楽施設、教養施設、運動施設等

b 交通・物流関連以外の業種の業務施設

ウ) Ⅰレベルに該当する区域で現に臨港地区が指定されている場合には、臨港地区を解除すること。

（2）Ⅱレベル

ア) 都市計画区域内における臨港地区及び分区の指定、変更等に関する港湾行政と都市行政の円滑な推進を図るために、Ⅱレベルを積極的に活用すること。

イ) Ⅱレベルは、港湾を一体的に管理運営する必要性から臨港地区に含める必要があるが相当程度の一般的都市機能を有する区域であり、その適用に当たっては、以下の点についても十分留意するものとする。

a 港湾管理者等が埋め立て又は造成した土地で、港湾管理者が維持管理する道路、緑地等の港湾施設に囲まれた相当程度の一般的都市機能を有する土地利用が行われる区域は、その規模及び形状を勘案して、これらの港湾施設の適正な維持管理を行うため必要な場合には、一体的にⅡレベルとする。

b 臨港交通施設、係留施設等の港湾施設に隣接する区域であって、港湾施設の維持管理に影響を及ぼすおそれの強い相当程度の一般的都市機能を有する土地利用が行われる区域（例えば、臨港交通施設に隣接して大規模の国際会議場、ホテル等が立地し、この施設利用車両が臨港道路の利用に影響を及ぼす場合）は、港湾施設の適正な維持管理を行うために必要な場合には、一体的にⅡレベルとする。

ウ) I レベルに該当する区域については、港湾行政と都市行政の円滑な調整に配慮しながら、分区が定められている場合は分区を解除し、臨港地区が指定されていない場合は臨港地区に指定すること。

(3) II レベル

ア) 港湾の管理運営上必要な区域で 0 レベル及び I レベルに該当しないもののうち、一部に一般的都市機能が含まれている土地の区域については、II レベルとすること。

イ) II レベルに該当する区域は、一部の一般的都市機能を有する土地利用が行われる区域を含めて、一体的に臨港地区を指定するとともに分区を定めること。

ウ) II レベルに該当する区域においては、一部に一般的都市機能が含まれることから、地域の実情に応じた的確な分区条例（港湾法第40条第1項の規定により港湾管理者としての地方公共団体が定める条例をいう。以下同じ。）が制定される必要があること。

なお、II レベルを想定した分区条例は、将来の土地利用の計画を踏まえ、不適切な施設が集積することのないよう定めることが望ましく、現に相当程度の一般的都市機能を有する土地利用が行われるようになった場合にはレベルの区分を見直すことが必要になることに留意すること。

(4) III レベル

ア) 0 レベル、I レベル及び II レベルのいずれにも該当しない区域は、III レベルとすること。

イ) III レベルに該当する区域は、臨港地区を指定するとともに分区を定めること。

④ 分区条例について

臨港地区内の分区における構築物の制限については分区条例に基づき行っているところであるが、分区条例の制定等に当たっては次の事項に留意することが望ましい。

(1) 分区条例の制定に当たっての基本的な考え方

分区条例において定める構築物の用途に関する制限は、国民の財産権に係る重大な制限あり、その内容に関しては国民の誤解を招かないよう客観的かつ合理的な表現とすることが重要であること。

この際、港湾の管理運営上支障の生じる新たな用途の構築物が立地することのないよう分区ごとに立地が許容される構築物を限定的に列挙する方式が望ましく、また、将来の運用に当たって疑義が生じることのないよう、許容される構築物は、詳細かつ明確に示される必要があること。このため、分区条例の制定に当たっては関係部局の間で十分に連絡調整を図るべきこと。

なお、分区条例に特定の地区の許容構築物を列挙する方法は、一分区内に異なった分区を設けることになり好ましくないこと。

(2) 各分区において立地を許容する構築物

III レベルに該当するものとして臨港地区が指定された区域を想定して、分区の目的に照らして許容される構築物には別表中 I から X までに掲げるものが考えられること。

分区条例を定める地方公共団体は、次の事項に留意しつつ別表を参考にして、また、指定されている分区が二以上の混合的性格を有することもありうることから当該分区の性格や当該港湾の事情を考慮して、実情に応じた条例が定められるよう配慮すること。

ア) 別表中に「市長が指定する」という字句を使用しているが、この運用は港湾法第39条第1項に規定する各分区の目的に照らして適正な範囲内で行われる必要があること。また、条例を定めるに当たっては、別表に例示されている事業、施設以外のものについても明示することを妨げるものでは

なく、むしろ具体的に明示することが望ましいこと。さらに、市長の指定に委任した場合にもできるだけ具体的に個々の事業、官公署等を明示する必要があること。（この場合の「市長」とは、港湾管理者が市の場合の例である。以下同じ。）

イ) 別表中に掲げる構築物の中には、各分区の目的を実現する上で直接的な役割を果たすものと間接的な役割を果たすものが含まれているが、間接的な役割を果たす施設で都市に一般的に立地する用途を許容する内容の分区条例を定めた場合に、これらの施設が集積した場合には、レベルの区分が速やかに見直されるべきであること。

なお、クルーズ港区における集客施設等の規模については、都市構造への影響に鑑み、都市計画との調和が図られるよう配慮すべきであること。

これらのことから、分区条例案を作成する地方公共団体の港湾担当部局は、立地を許容する構築物の範囲等についてあらかじめ都市計画担当部局と十分に調整を行うこと。

ウ) 条例の制定に当たっては「ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。」旨の規定を設けることを妨げるものではないこと。

(3) 分区条例の改正に当たっての留意事項

既に条例が定められている分区について、条例を改正する際には次のような点に留意すること。

ア) 従来の分区条例を基本とした場合、時間の経過に伴って追加すべき施設、削除すべき施設、より詳細に要件を示すべき施設の見直しを行うこと。

イ) 港湾法第39条第1項に規定する各分区の目的を実現し、港湾の利便の増進を図るために必要な施設等で広く都市内に立地するものを掲げる場合には、港湾機能の構築物に特定するために必要な限定を付すことが考えられること。

(4) 建築確認等との関係

建築基準法に基づく確認の際、制限構築物の範囲について疑義を生じさせないように、分区条例案を作成する地方公共団体の港湾担当部局は建築担当部局と十分に調整を行うとともに、条例の施行後にも密接な連携を図ること。

また、建築主事の置かれている地方公共団体と港湾管理者である地方公共団体とが同一でない場合にも、事務に支障の起きないよう関係者間の連携を密にすること。

別表

I 商港区を対象とした条例において許容される構築物

- 1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所
- 3 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗
- 4 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 5 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- 6 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他市長の指定するこれらに類する施設
- 7 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設

8 空港施設

9 港湾関係者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設

10 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他市長が指定する官公署の事務所

11 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店その他市長が指定する便益施設

12 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド

II 工業港区を対象とした条例において許容される構築物

1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設

2 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

3 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設

4 前2号の施設に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設

5 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所

6 第2号及び第3号の施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設

III 特殊物資港区を対象とした条例において許容される構築物

1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業その他市長が指定する事業を行う者の事務所

3 地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所

IV 鉄道連絡港区を対象とした条例において許容される構築物

1 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設

2 鉄道連絡船のための係留施設

3 前各号に指定するものを除き、鉄道業務に必要な建築物その他の構築物

V 漁港区を対象とした条例において許容される構築物

1 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第8号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設

2 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設

3 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設

4 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設

5 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設

6 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物加工工場並びにこれらの附帯施設

7 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設

8 漁業関係者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設

- 9 漁業会社、漁業組合その他市長が指定する団体及び業者の事務所
- 10 警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
- 11 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設
- VI バンカー港区を対象とした条例において許容される構築物
 - 1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
 - 2 貯炭場、貯油施設その他の燃料保管施設
 - 3 給炭業者、給油業者その他の燃料供給業者の事務所
 - 4 税関、地方整備局、地方運輸局、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
- VII 保安港区を対象とした条例において許容される構築物
 - 1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
 - 2 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
 - 3 消火施設その他の危険防止施設
 - 4 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
 - 5 警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
- VIII マリーナ港区を対象とした条例において許容される構築物
 - 1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げる港湾施設
 - 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
 - 3 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ、レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設
 - 4 海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
 - 5 レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設
- IX クルーズ港区を対象とした条例において許容される構築物
 - 1 旅客船又は港湾の旅客のための港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
 - 2 旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業、自動車賃貸業、観光業その他市長が指定する事業を行う者の事務所
 - 3 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗
 - 4 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設、図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設
 - 5 港湾関係者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設
 - 6 税関、地方入国管理局、検疫所、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
 - 7 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗、船用品販売所、飲食店その他市長が指定する便益施設
 - 8 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便の用に供するためのガソリンスタンド

X 修景厚生港区を対象とした条例において許容される構造物

- 1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設
- 3 港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設
- 4 海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所
- 5 港湾関係者のための休泊所、店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設

3) 配慮すべき事項

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域若しくは同条第4項に規定する臨港地区内における施設または同条第6項の規定により国土交通大臣が認定した港湾施設にかかる都市計画の決定については、以下のとおり取扱うことが望ましい。

港湾法第2条第5項に規定する港湾施設（他の法令の規定により設置又は管理されるものを除く。）及び同条第6項の規定により国土交通大臣が認定した港湾施設については、当該施設にかかる都市計画の決定を行なおうとする場合には、あらかじめ都市計画決定権者は港湾管理者に協議すること。

○山口県臨港地区分区内構築物規制条例

昭和四十八年三月三十日

山口県条例第五号

山口県臨港地区分区内構築物規制条例をここに公布する。

山口県臨港地区分区内構築物規制条例

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第四十条第一項の規定に基づき、県の管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他構築物(以下「構築物」という。)の規制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」又は「修景厚生港区」とは、法第三十九条第一項の規定により指定する商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区又は修景厚生港区をいう。

(平一六条例二六・平二五条例三五・一部改正)

(禁止構築物)

第三条 法第四十条第一項の条例で定める構築物は、別表の上欄に掲げる分区の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないものと認めて許可したものを除く。

(経過措置)

第四条 法第三十九条第一項の規定による分区の指定があつた際、当該分区の区域内において現に建設又は改築の工事中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

(罰則)

第五条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第七条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四八号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第三条関係)

(平一二条例四八・平一六条例二六・平一九条例三四・平二五条例三五・一部改正)

商港区	一 法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設(貯油施設を除く。) 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所 三 港湾関係者の利便の用に供するための銀行の支店、損害保険代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗 四 入国管理事務所、税関、検疫所、植物防疫所、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所 五 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設 六 港湾関係者の利便の用に供するためのホテル及び旅館 七 港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗及び飲食店 八 港湾関係者の利便の用に供するための給油所 九 卸売市場
工業港区	一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号から第九号の三までに掲げる港湾施設 二 原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設 三 前号の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所 四 税関、検疫所、植物防疫所、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
漁港区	一 法第二条第五項第二号、第四号、第五号及び第九号から第十号の二までに掲げる港湾施設 二 漁船のための係留施設、修理施設、給油施設、給水施設及び給氷施設 三 荷さばき所、卸売市場その他水産物の処理のための施設 四 冷蔵倉庫、蓄養施設その他水産物の保蔵のための施設 五 水産物干場、水産物加工場その他水産物の加工のための施設 六 漁具干場、漁具倉庫その他漁具の保管又は修理のための施設 七 漁業協同組合その他知事が指定する団体又は事業者の事務所 八 漁業関係者のための休泊所及び診療所 九 漁業関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗及び飲食店 十 警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
保安港区	一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号の二から第九号の三までに掲げる港湾施設 二 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 三 消火施設その他の危険防止施設 四 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所 五 消防署その他知事が指定する官公署の事務所

マリーナ 港区	一 法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設 二 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上下架施設 三 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設 四 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所 五 レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するためのホテル、旅館、物品販売業を営む店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設
修景厚生 港区	一 法第二条第五項第二号から第五号まで及び第八号の二から第十号の二までに掲げる港湾施設 二 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、展望施設その他知事が指定するこれらに類する施設 三 港湾関係者のためのスポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設 四 港湾関係者のための休泊所 五 港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設 六 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所